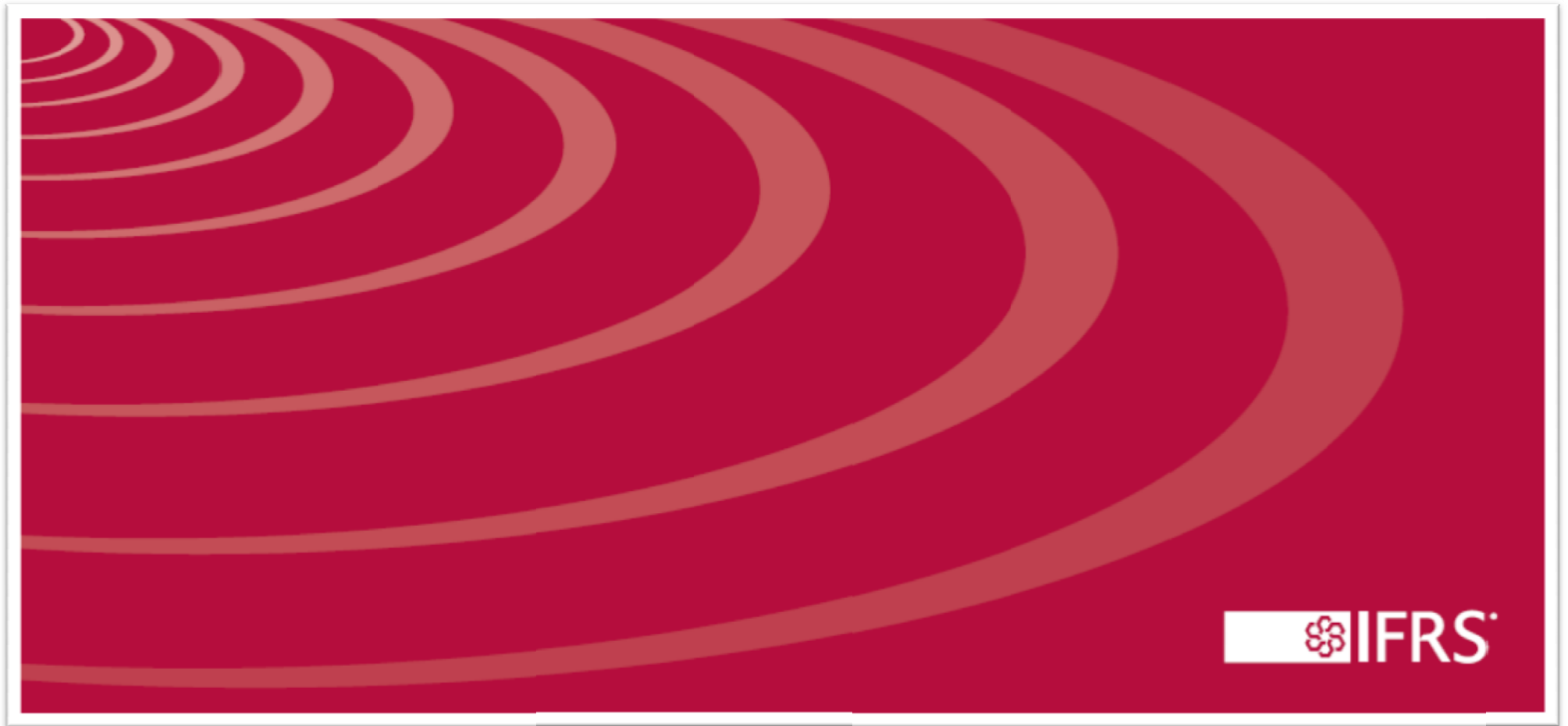


2016年1月

影響分析
国際財務報告基準®

IFRS 第16号「リース」



この影響分析は、IFRS 第 16 号に付属しているが、その一部を構成するものではない。

この影響分析の目的は何か

この影響分析は、IFRS 第 16 号により生じる可能性の高い関連するコストと便益を記述している。コストと便益を総称して「影響」と呼んでいる。国際会計基準審議会（IASB）は、新基準又は改訂基準により生じる可能性の高い影響についての洞察を、提案の公開を通じて、また、分析や利害関係者との協議を通じて、得ている。この文書は、それらの考慮事項を記述している。この文書は、IFRS 第 16 号の影響を主として借手の観点から議論している。これは、貸手の会計処理にはほとんど変更がないからである。IFRS 第 16 号が貸手の会計処理に与える影響は、この文書のセクション 9 で論じている。

背景

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号「リース」（及び関連する解釈指針）を廃止し、2019 年 1 月 1 日から発効する。

IASB と米国の国内基準設定主体である財務会計基準審議会（FASB）は、国際財務報告基準（IFRS）及び米国会計基準（US GAAP）におけるリースの会計処理を改善するために共同で作業してきた。

IFRS 第 16 号により、リースに関する財務報告を改善するための IASB の取組みは完了する。

エグゼクティブ・サマリー

IASB は新しいリースの基準である IFRS 第 16 号を開発した。これは IAS 第 17 号「リース」を置き換えるものである。IASB はこのプロジェクトに関して FASB と共同で作業した。FASB は新しいリースの基準を 2016 年初頭に公表する見込みである。会社¹は、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用することを要求される。会社は、IFRS 第 16 号をその日の前から適用することを選択できるが、それは IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」も適用する場合に限る。

IASB と FASB は、リース会計の主要な領域で同じ結論に至った。これには、リースを貸借対照表上で報告する要求、リースの定義の方法、リース負債の測定方法が含まれている。IASB と FASB は、ともに、従来の貸手の会計処理の要求事項を実質的に引き継ぐことにも同意した。しかし、一部のリースについては、IASB と FASB は、リースに係る費用の損益計算書上の認識及び表示や、キャッシュ・フロー計算書におけるキャッシュ・フローの表示に関して異なる結論に至った²。

借手の会計処理は大幅に変更されている。貸手については、ほとんど変更がない。

変更の必要性

2005 年に、米国の証券取引委員会（SEC）は、米国の公開会社には約 1.25 兆米ドルのオフバランスのリースがあると見積もった。リース債務に関する情報の透明性の欠如に関する懸念に対応して、IASB と FASB はリースの会計処理を改善するためのプロジェクトに着手した。この目的を果たすため、IASB と FASB は、資産をリースしている顧客（借手）が当該リースから生じる資産及び負債を認識すべきであることに同意した。これは、リースの開始時に、借手は資産を一定期間にわたり使用する権利を獲得し、支払が一定期間にわたり行われる場合には、リース料を支払う負債が生じるからである。この見解に反して、リース取引の大半が、従来のリース会計の要求事項を適用すると借手の貸借対照表で報告されていなかった。この失われている情報の重大さは、業界、地域及び会社ごとに異なっていた。しかし、多くの会社にとって、報告される資産及び財務レバレッジに対する影響は重大であった。貸借対照表にリースに関する情報がないことは、投資者及びアナリストが、調整を行わないと、資産を購入するために借入をしている会社を資産をリースしている会社と適切に比較できないことを意味していた。

従来の借手の会計処理

IAS 第 17 号は、FASB のトピック 840「リース」と同様、どのような場合にリースがリース対象資産（「原資産」）の購入と経済的に同様なかの識別に焦点を当てていた。リースが原資産の購入と経済的に同様であると判定された場合には、当該リースはファイナンス・リース（US GAAP では「キャピタル・リース」と呼ばれる）に分類され、会社の貸借対照表で報告されていた。他のすべてのリースはオペレーティング・リースに分類され、会社の貸借対照表で報告されていなかった（「オフバランスのリース」であった）。オフバランスのリースは、サービス契約と同様に会計処理され、会社は損益計算書に賃借費用を報告していた（通常、リースの各期間において同額（いわゆる定額のリース費用））。

会社の貸借対照表にどのような変化があるか

IFRS 第 16 号は、借手についてはオペレーティング・リースかファイナンス・リースかのリースの分類を廃止した³。その代わりに、すべてのリースが、IAS 第 17 号を適用した場合のファイナンス・リースと同様の方法で扱われる。リースは、リース料の現在価値を認識して、それらをリース資産（使用権資産）として又は有形固定資産とともに示すことによって「資産化」される。リース料が一定期間にわたり支払われる場合には、会社は将来のリース料を支払う義務を表す金融負債も認識する。

¹この文書では、「会社」という用語は、IFRS（場合によっては US GAAP）を適用して財務諸表を作成する企業を指している。

²セクション 8「IFRS と US GAAP との差異の影響」参照

³セクション 2「会計処理の要求事項の変更」参照

新しい要求事項の最も重大な影響は、リース資産とリース負債の増大であろう⁴。したがって、重要性のあるオフバランスのリースを有する会社については、会社の報告する資産及び負債から算出される主要な財務数値（例えば、レバレッジ比率）に変化が生じることになる⁵。

	IAS 17 / トピック 840		IFRS 16 / FASB モデル ⁶
	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース	すべてのリース
資産	→ ㊦	---	→ → ㊦ ㊦ ㊦ ㊦
負債	\$\$	---	\$\$\$\$\$\$
オフバランスの権利・義務	---	㊦ → ㊦ ㊦ \$\$\$\$	---

何らかの免除はあるのか

ある。IFRS 第 16 号は、(a) 短期リース（すなわち、12 か月以内のリース）及び(b) 少額資産のリース（例えば、パーソナル・コンピュータのリース）については、借手が資産及び負債を認識することを要求していない⁷。

⁴ セクション 6.1 「オフバランスの影響」 参照

⁵ セクション 6.5 「主要な財務数値への影響」 参照

⁶ この文書では、「FASB モデル」とは、2015 年 12 月 31 日現在の FASB の決定を指す。

⁷ セクション 5.3 「主要なコスト面での救済」 参照

これは会社の損益計算書についてどのようなことを意味するのか

オフバランスのリースに重要性がある会社については、IFRS 第 16 号はそれらのリースに係る費用の性質を変化させる。IFRS 第 16 号は、それらのリースについて IAS 第 17 号を適用した定額のオペレーティング・リース費用を、リース資産に係る減価償却費（営業原価に含まれる）とリース負債に係る金利（財務コストに含まれる）に置き換える。この変更は、すべてのリースについてリース費用の処理を一致させることになる。減価償却は通常は均等であるが、金利費用はリース料が支払われるにつれてリースの存続期間にわたり減少する。これにより、個々のリースが年数を経るにつれて費用合計が減少する結果となる。IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号との間の費用プロフィールの相違は、開始と終了がさまざまな報告期間において生じるリースのポートフォリオを保有している多くの会社については重大ではないと予想される⁸。

従来オフバランスのリースに IFRS 第 16 号を適用した損益計算書上の処理は、それらのリースについて FASB モデルを適用した処理とも異なる。これは、FASB モデルはそれらのリースに係る費用が通常は定額ベースで報告され営業原価に含められるように設計されているからである。

⁸ セクション 6.2 「損益計算書に対する影響」 参照

	IAS 17 / トピック 840 / FASB モデル		IFRS 16
	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース	すべてのリース
収益	x	x	X
営業原価（減価償却及び償却を除く）	---	単一の費用	---
EBITDA			↑↑
減価償却及び償却	減価償却	---	減価償却
営業利益			↑
財務コスト	金利	---	金利
税引前利益			↔

誰がこの変化の影響を受けるのか

オフバランスのリースの資金調達数値は多大である。IFRS 又は US GAAP を使用している上場会社は、ほぼ 3 兆米ドルのオフバランスのリース約定を開示している。IFRS 又は US GAAP を使用している会社のほぼ半数は、認識する金額がリース会計の変更の影響を受けると予想される⁹。一部の業界では他よりも影響が大きくなるであろう。

多くの小規模の非上場会社は、IFRS 第 16 号の影響を直接には受けないと予想される。(a) IFRS for SMEs には IFRS 第 16 号による変更が行われておらず、(b) 小規模の非上場会社の中で完全版 IFRS の適用を要求されている会社数は限られているからである。

⁹ セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」 参照

IFRS 第 16 号は借入コストや債務特約条項に影響を与えるか

リース会計の変更は、会社の経済的立場や現金支払の約束には影響を与えない。これらは通常はすでに融資者が考慮している。したがって、IASB は、IFRS 第 16 号導入後の借入コストの変動があるとすれば、改善された意思決定により生じるものであり、それは会社の財務レバレッジに関する透明性の結果でもある¹⁰。将来の債務特約条項の契約条件に変更があるかもしれないが、IASB は、それらの変更は真の経済的変化と会計上の変更とを区別する形で行われるものと予想する¹¹。

貸手にとっての影響はあるか

ほとんどない。IFRS 第 16 号は貸手の会計処理を IAS 第 17 号から実質的に引き継いでいる¹²。

資産に対する需要が変化するのは、経済、技術又は会社が事業を運営する方法の変化がある場合のみである。言い換えると、会計処理の変更は、資産に対する需要を創出することも減少させることもない。したがって、IASB は、IFRS 第 16 号は会社による資産に対しての全体的な需要を変化させないと予想する。しかし、IASB は、借手の会計処理の変更がリース市場に影響を与えるかもしれないことを承知している。それは、会社がより多くの資産を購入することを決定し、その結果、リースする資産が少なくなる場合である。IASB は、会社が資産をリースすることには多くの理由があり、それは IFRS 第 16 号の発効後も引き続き

¹⁰ セクション 7.1 「借入のコストに対する影響」 参照

¹¹ セクション 7.2 「債務特約条項に対する影響」 参照

¹² セクション 9 「貸手の会計処理についての影響分析」 参照

存在するであろうことに着目した。したがって、IASB は、IFRS 第 16 号の発効時に大幅な行動変化はないと予想する（すなわち、会社が、会計処理の変更の結果として、資産をリースせずに購入のための借入を意図的に行うことはないと予想される）¹³。

結論——便益がコストを上回るか

上回る。IASB は IFRS 第 16 号の便益はコストを上回ると結論を下した。IFRS 第 16 号は、会社の資産及び負債のより忠実な表現をもたらすとともに、会社の財務レバレッジ及び使用資本に関する透明性を高めるものとなる。

これは次のような効果を生じると予想される。

- (a) 次のような必要性を減少させる。(i) 投資者及びアナリストが借手の貸借対照表及び損益計算書で報告される金額に修正を加えること、(ii) 会社がリースに関しての「非 GAAP」情報を提供すること。IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用した場合に利用可能な情報よりも豊かな情報のセットを提供し、会社の営業についてのより深い洞察を与える¹⁴。
- (b) 資産をリースしている会社と資産を購入するために借入を行う会社との間の比較可能性を改善する¹⁵。
- (c) リースに関して透明性のある情報を提供するにあたり、すべての市場参加者に、より均等な場を創出する。会社は、IFRS 第 16 号を適用する

¹³ セクション 7.4 「リース市場及び小規模会社にとっての融資へのアクセスに対する影響」 参照

¹⁴ セクション 4.1 「財務報告の質の改善」 参照

¹⁵ セクション 4.2 「比較可能性の改善」 参照

ことで、リースから生じる資産及び負債を、会社が IAS 第 17 号を適用していた時に洗練度のより高い投資者及びアナリストだけが行っていた見積りよりも、正確に測定することになる。

IFRS 第 16 号は、投資者と会社の両方がより適切な与信及び投資の意思決定を行えるようにすることによって、より適切な資本配分を容易にするものと予想される。

導入コストの重大さは、会社のリース・ポートフォリオの規模や、リースの契約条件、IAS 第 17 号を適用してリースを会計処理するためにすでに整備されているシステムによって異なる。IASB は、重要性のあるオフバランスのリースがある会社には、次のことを行うためのコストが生じることになると予想する。(a) システム及びプロセスのセットアップ（スタッフの教育を含む）、(b) リース資産及びリース負債を現在価値ベースで測定するために用いる割引率の決定、(c) 報告される情報の変更を外部の関係者に伝達¹⁶。会社が IFRS 第 16 号で要求されている情報を提供するためにシステムを更新した後は、IASB の予想では、コストは IAS 第 17 号を適用した場合に生じるコストよりわずかに高くなるだけであろう。IFRS 第 16 号を適用するために要求されるデータは、IAS 第 17 号を適用するために必要とされるデータと同様であり、例外は、IFRS 第 16 号を適用する場合にはすべてのリースについて要求される割引率である¹⁷。

¹⁶ セクション 5.1 「導入コスト」 参照

¹⁷ セクション 5.2 「継続的なコスト」 参照

目次

		開始ページ
セクション 1	はじめに	8
セクション 2	会計処理の要求事項の変更点	11
セクション 3	借手の会計処理の変更の影響を受ける会社	14
セクション 4	便益	
	4.1—財務報告の質の改善	22
	4.2—比較可能性の改善	27
セクション 5	コスト	
	5.1—導入コスト	32
	5.2—継続的なコスト	36
	5.3—主要なコスト面の救済措置	38
セクション 6	会社の財務諸表に対する影響	
	6.1—貸借対照表に対する影響	42
	6.2—損益計算書に対する影響	44
	6.3—キャッシュ・フロー計算書に対する影響	50
	6.4—注記に対する影響	51
	6.5—主要な財務数値に対する影響	52

		開始ページ
セクション 7	その他の影響	
	7.1—借入コストに対する影響	56
	7.2—債務特約条項に対する影響	59
	7.3—自己資本規制に対する影響	61
	7.4—リース市場及び小規模会社にとっての融資へのアクセスに対する影響	62
セクション 8	IFRS と US GAAP との間の差異の影響	66
セクション 9	貸手の会計処理についての影響分析	72
付録 A	定量的な影響を見積るために使用した仮定	75
付録 B	コスト：ケーススタディ	77
付録 C	会社の財務諸表に対する影響：設例	87
付録 D	リースのポートフォリオに係る会社の純損益に対する影響	98
用語集		102

1—はじめに

1—はじめに

影響分析とは何か

IASB は、新しい基準を公表するか又は現行基準の修正を行う前に、新しい要求事項のコストと便益を検討する。これには、財務諸表の作成者と利用者の両方にとってのコストの影響の評価が含まれる。

IASB は、作成者が情報を作成する際の比較優位も考慮する。この情報は、それがなければ見積るためのコストが財務諸表利用者に生じるものである。高品質のグローバル会計基準の単一のセットを開発することの主要な目的の1つは、資本の配分を改善することである。したがって、IASB は、財務報告の改善をもたらす、より適切な経済的意思決定の便益を考慮に入れる。

協議プロセス

IASB は、新基準又は改訂基準により生じる可能性の高い影響についての洞察を、提案の公開を通じて又は分析やアウトリーチを通じての利害関係者との協議を通じて得る。IASB は、リース会計を変更するための提案について3回の公開協議を行い、数百回の会合、円卓会議及び他のアウトリーチ活動を開催した。この中には、世界中の財務諸表の作成者（貸手と借手の両方）及び利用者、規制者、基準設定主体及び会計事務所との広範な協議があった。さらに、IASB と FASB は、追加的な実務上の経験と専門知識へのアクセスを得るために共同のリース会計ワーキング・グループを設置した¹⁸。

この影響分析は、このプロセスを通じて受け取ったフィードバックに基づいている。

広範な協議

- 2009年のディスカッション・ペーパー（2009年DP）
- 2010年の公開草案（2010年ED）
- 2013年の改訂公開草案（2013年ED）
- 受け取って分析した1,700通以上のコメントレター
- IASBの諮問機関との会合
- 投資者、アナリスト、作成者、規制当局者、基準設定主体、会計事務所等との数百回のアウトリーチ会合。作成者との会合の中には、導入のコストを詳細に検討した40回のフィールドワーク会合があった。
- 15回の公開の円卓会議¹⁹

¹⁸ このワーキング・グループは、多様な経歴（財務諸表の作成者及び利用者、監査人、主題に関する専門家等）の個人で構成されていた。

¹⁹ IASB と FASB は、共同で利害関係者とのこれらの会合を実施した。

影響を評価するための方法論

コストと便益の評価は、主として、定量的ではなく定性的なものである。これは、コスト及び特に便益の定量化が非常に困難だからである。一部の人々が同様の種類の分析を実施してきたが、この分析においてコスト又は便益のいずれかを定量化するための十分に確立された信頼性のある技法はない。

さらに、行った評価は、新しいリース会計の要求事項により生じる可能性の高い影響の評価である。実際の影響は、新しい要求事項が適用されるまで判明しないからである。実際の影響については、適用後レビューのプロセスを通じて考慮する。

IFRS 第 16 号により生じる可能性の高い影響を評価するにあたり、IASB は次のことを検討した。

- (a) IFRS を適用する企業の財務諸表において、活動がどのように報告されるのか
- (b) 財務情報の比較可能性が、同じ会計の異なる報告期間の間、及び特定の報告期間における異なる会社の間で、どのように影響を受けるのか
- (c) 財務諸表利用者が会社の将来キャッシュ・フローを評価する能力がどのように影響を受けるのか
- (d) 財務報告の改善の結果として、より適切な経済的意思決定が可能になるのかどうか
- (e) 作成者にとってのコンプライアンスのコストの影響（適用開始時及び継続ベースの両方）
- (f) 財務諸表利用者にとっての分析のコストに対する影響

この文書の以下の各セクションは、IFRS 第 16 号から生じる可能性の高い影響についての IASB の分析を記述している。

2—会計処理の要求事項の変更点

2—会計処理の要求事項の変更点

リースの定義

会社は、契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを識別することによって、IFRS 第 16 号における要求事項を適用すべきかどうかを評価する。IFRS 第 16 号は、リースを定義し、会社がこの評価を行う助けとするための適用指針を記載している。この定義は、契約の両方の当事者、すなわち、顧客（借手）と供給者（貸手）に適用される。

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号におけるリースの定義を維持しているが、その適用方法を示したガイダンスを変更している。この変更は、主として、定義の中で使用されている支配の概念に関するものである。IFRS 第 16 号は、契約がリースを含んだものなのかどうかを、顧客が特定された資産の使用を一定期間にわたり支配する権利を有しているのかどうかに基づいて判定する。

IFRS 第 16 号における定義に関するガイダンスの変更は、大多数の契約については、契約がリースを含んでいるかどうかの結論に影響を与えないと予想される（すなわち、IAS 第 17 号を適用してリースであるものは、一般に IFRS 第 16 号を適用してもリースであると予想される）。

しかし、IASB は、IFRS 第 16 号では、IAS 第 17 号を適用するとリースと考えられてきたいくつかのサービス契約（例えば、いくつかの供給契約）を範囲から除外することになると予想する。

会社が IFRS 第 16 号を最初に適用する際に、会社は、既存の契約がリースを含んでいるのかどうかの再判定を要求されない。その代わりに、会社は、IAS 第 17 号を適用して識別したリースには IFRS 第 16 号を適用し、他の契約には IFRS 第 16 号を適用しないことを選択できる。

リースとサービスは契約の中で複合されていることが多いが、リースとサービスは会計処理が異なるので、IFRS 第 16 号は、契約のリース構成部分とサービス構成部分の分離も扱っている。IFRS 第 16 号は、リース又は契約のリース構成部分のみに適用される。

IFRS 第 16 号は、サービスの会計処理を変更していない。リースとサービスは単一の契約の中で複合されていることが多いが、サービスに係る金額は、貸借対照表上で報告することを要求されない。

借手の会計処理

IAS 第 17 号は、リースがリース対象資産の購入と経済的に同様なのかどうかの識別に焦点を当てていた。リースがリース対象資産の購入と経済的に同様であると判定された場合には、当該リースはファイナンス・リースに分類され、会社の貸借対照表上で報告されていた。他のすべてのリースはオペレーティング・リースに分類され、会社の貸借対照表上では報告されていなかった（すなわち、「オフバランスのリース」であった）。IAS 第 17 号を適用すると、オフバランスのリースはサービス契約と同様に会計処理され、会社はリースの各期間において賃借費用（通常は定額ベース）を報告していた。

従来のオフバランスのリース（オペレーティング・リース）

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用するとオフバランスのリースであったリースを会社が会計処理する方法を大幅に変更している。ただし、短期リース（12 か月以下のリース）及び少額資産（パーソナル・コンピュータや事務用機器など）のリースは除く。

IFRS 第 16 号を適用すると、基本的にはすべてのリースについて、会社は次のことを要求される。

- (a) リース資産及びリース負債を貸借対照表に認識し、回避不能な将来のリース料の現在価値で当初測定する。
- (b) リース資産の減価償却及びリース負債に係る金利を、リース期間にわたり損益計算書に認識する。
- (c) キャッシュ・フロー計算書において、現金支払の合計額を、元本部分（財務活動の中で表示）と金利（通常は営業活動又は財務活動のいずれかの中で表示）に分解する。

IFRS 第 16 号は、重要性のあるオフバランスのリースがある会社について、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書を変化させると予想される。

従来のオンバランスのリース（ファイナンス・リース）

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号におけるファイナンス・リースの会計処理を実質的に変更していない。主要な相違点は、借手が貸手に提供する残価保証の処理に関するものである。これは、IFRS 第 16 号では、会社が残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額のみ（IAS 第 17 号で要求していた保証されている最大金額ではなく）を認識することを要求しているからである。

貸手の会計処理

IFRS 第 16 号は、貸手がリースを会計処理する方法を実質的に変更していない。これは、貸手の会計処理の変更の提案に対して寄せられたフィードバック（多くの投資者及びアナリストからのフィードバックを含む）が、貸手の会計処理を変更することのコストが現時点では変更の便益を上回るであろうと述べていたからである。

したがって、貸手は引き続き、リースを IFRS 第 16 号を適用してファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類し、それら 2 種類のリースを異なる方法で会計処理することになる。

IAS 第 17 号と比較すると、IFRS 第 16 号は、貸手がリース対象資産に対する残余持分に係るリスクをどのように管理しているのかに関する追加的な情報の開示を貸手に要求している。

貸手についての会計処理の要求事項は、実質的に変更がない。開示が拡充されている。

IFRS 第 16 号が貸手の会計処理に与える影響に関する追加的な詳細については、セクション 9「貸手の会計処理についての影響分析」参照。

3—借手の会計処理の変更の影響を受ける会社

3—借手の会計処理の変更の影響を受ける会社

上場会社

IASB は、借手の会計処理の変更の影響の評価を、IFRS 及び US GAAP における従来の会計処理の要求事項を適用してオペレーティング・リースに分類されていたリース（「オフバランスのリース」）²⁰に関して利用可能な情報の分析によって行った。

関連する情報の利用可能性に限界があるため、借手の会計処理の変更の定量的な影響は、さまざまな仮定を用いて見積っている。このセクション及び後続の各セクションに記載している情報は、付録 A に示した仮定を考慮してみるべきである。特に、IASB は、財務データ集計業者を使用して、従来の借手の会計処理の要求事項を適用したオフバランスのリースに関する情報を収集した。このセクションでは、上場会社への言及は、財務データ集計業者が捕捉した IFRS 又は US GAAP を用いた上場会社を指している。

²⁰ リースがファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれなのかの判定の要件は、IFRS を適用した場合も US GAAP を適用した場合も同様である。しかし、US GAAP は、これらの要件のうちいくつかは該当する場合を定義する明示的な定量的閾値を設けている。US GAAP における従来の要求事項の中では、ファイナンス・リースは通常はキャピタル・リースと呼ばれていた。

下記の表は、世界中の上場会社によるオフバランスのリースの使用の浸透度を示す要約を提供している。

オフバランスのリースを開示している IFRS/US GAAP 使用会社の比率 ²¹	
北米	62%
欧州	47%
アジア・太平洋	43%
中南米	23%
アフリカ・中東	23%
オフバランスのリースに係る将来の最低リース料の合計（割引前）	2.86 兆米ドル
オフバランスのリースに係る将来の最低リース料の現在価値（見積り） ²²	2.18 兆米ドル

²¹ 財務データ集計業者が捕捉した IFRS 又は US GAAP を使用している約 30,000 社の上場会社のサンプルに基づいている。

²² 付録 A に示す仮定を用いて見積っている。

IASB は、14,000 社以上の上場会社（約 30,000 社の上場会社のうち）が、直近の年次報告書にオフバランスのリースに関する情報を開示していることに着目した。それらの 14,000 社のオフバランスのリースに係る将来のリース料は、合計で 2.86 兆米ドル（割引前）であった。当該リース料の現在価値は、2.18 兆米ドルと見積られる。

IFRS 第 16 号は、上場会社のほぼ半数が報告する金額に影響を与えると予想される。これは、IFRS 第 16 号が他の半数が報告する金額に影響を与えないと予想されることも意味している。

IASB のサンプル

上場会社のオフバランスのリースについての追加的な分析で、これらの会社のうち 1,145 社（すなわち、3.8%（約 30,000 社中の 1,145 社））がオフバランスのリースの現在価値の合計額の 80%以上（すなわち、2.18 兆米ドルのうちの 1.83 兆米ドル）を占めていることが明らかになっている。これらの会社は、それぞれオフバランスのリースを割引後のベースで計算して 300 百万米ドル超と見積っていた。

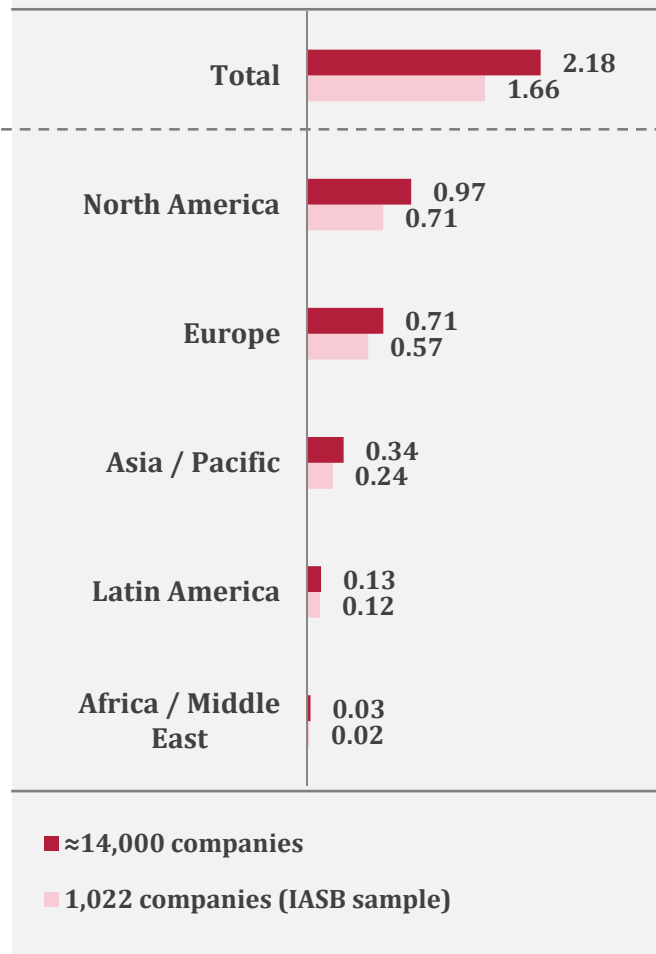
IASBはこの1,145社のサンプルを追加的な分析の出発点として使用した。しかし、IASBは銀行²³と保険会社をサンプルから除外した。それぞれの貸借対照表の規模が他の会社に比べて大きすぎるからである。その結果、サンプルは1,022社となっている。

それら1,022社のオフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値は、1.66兆米ドルである。これは上場会社のオフバランスのリースの合計額（割引後で2.18兆米ドル）の76%を占めている。

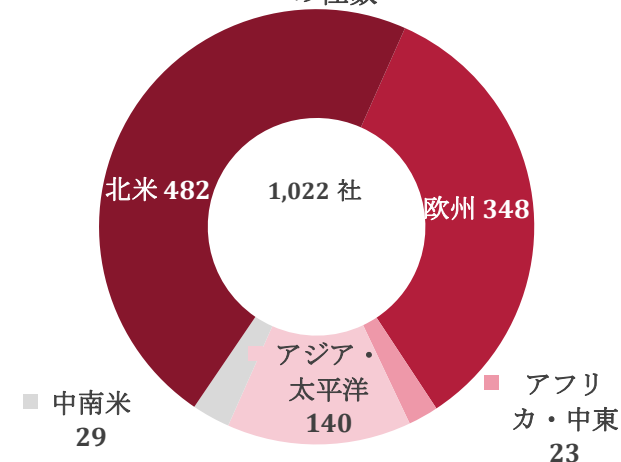
IASBのサンプルに含まれている地域別のオフバランスのリースの比率は、このページの表に示されており、下記のように要約される。

- 北米 - 73% (すなわち、0.97兆米ドルのうち0.71兆米ドル)
- 欧州 - 80%
- Asia / Pacific アジア・太平洋 - 71%
- 中南米 - 92%
- アフリカ・中東 - 67%

地域別のオフバランスのリース
単位：兆米ドル（割引後）



IASBのサンプルーオフバランスのリースの金額が大きい会社の地域別の社数



IASBは、オフバランスのリースをこれらの1,022社の資産合計と比較した。この分析で、オフバランスのリースの浸透度は業界ごとに非常に異なっていることが示された。業種別の詳細な情報は、次ページの表に示している。

オフバランスのリースの資金調達金額は多大である。しかし、オフバランスのリースの使用は、一部の業界及び一部の会社に非常に集中している。

²³ 金融機関に対する予想される影響に関するIASBの分析については、セクション7.3「規制上の自己資本要求に対する影響」参照

業 種	会社数	資産合計 (百万米ドル)	オフバランスのリースに係る将来のリース料 (割引前) (百万米ドル)	オフバランスのリースに係る将来のリース料 ／資産合計	オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値 (見積り) (百万米ドル)	オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値 ／資産合計
航 空	50	526,763	151,549	28.8%	119,384	22.7%
小 売	204	2,019,958	571,812	28.3%	431,473	21.4%
旅行及びレジャー	69	403,524	115,300	28.6%	83,491	20.7%
運 輸	51	585,964	90,598	15.5%	68,175	11.6%
電気通信	56	2,847,063	219,178	7.7%	172,644	6.1%
エネルギー	99	5,192,938	400,198	7.7%	287,858	5.5%
メディア	48	1,020,317	71,743	7.0%	55,764	5.5%
卸 売	26	581,503	31,410	5.4%	25,092	4.3%
情報テクノロジー	58	1,911,316	69,870	3.7%	56,806	3.0%
医 療	55	1,894,933	72,149	3.8%	54,365	2.9%
その他	306	13,959,223	401,703	2.9%	306,735	2.2%
Total	1,022	30,943,502	2,195,510	7.1%	1,661,787	5.4%

この表に示した金額を見積るために用いた仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照

個々の会社について、オフバランスのリースの使用は、業界内の平均と非常に異なる場合がある。

この表は、例えば、サンプルの中の小売業の36%（204社中73社）について、オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値の見積りの資産合計に対する比率が、当該業種のすべての会社については21.4%であるのに比べて、50%超であることを示している。

これと対照的に、サンプルの中の電気通信会社の43%（56社中24社）について、オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値の見積りが、当該業種のすべての会社については6.1%であるのに比べて、5%未満である。

業 種	オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値／資産合計																
	会社数																
		< 1%		1% — 5%		5% — 10%		10% — 20%		20% — 50%		50% — 100%		> 100%		合計	
航 空	22.7%	---	2	4%	4	8%	13	26%	17	34%	8	16%	6	12%	50	100%	
小 売	21.4%	---	6	3%	11	5%	37	18%	77	38%	60	30%	13	6%	204	100%	
旅行及びレジャー	20.7%	---	5	7%	11	16%	11	16%	16	23%	15	22%	11	16%	69	100%	
運 輸	11.6%	---	10	20%	5	10%	17	33%	14	27%	3	6%	2	4%	51	100%	
電気通信	6.1%	3	5%	21	38%	17	30%	10	18%	5	9%	---	---	56	100%		
エネルギー	5.5%	7	7%	43	44%	22	22%	16	16%	8	8%	2	2%	1	1%	99	100%
メディア	5.5%	---	14	29%	13	27%	8	17%	5	10%	8	17%	---	---	48	100%	
卸 売	4.3%	1	4%	6	23%	9	35%	5	19%	5	19%	---	---	26	100%		
情報技術	3.0%	3	5%	31	54%	10	17%	8	14%	6	10%	---	---	58	100%		
医 療	2.9%	8	15%	20	36%	7	13%	4	7%	10	18%	2	4%	4	7%	55	100%
その他	2.2%	35	11%	159	52%	51	17%	26	9%	29	9%	4	1%	2	1%	306	100%
合 計	5.4%	57	5%	317	31%	160	16%	155	15%	192	19%	102	10%	39	4%	1,022	100%

この表を作成するために用いた金額の見積りに使用した仮定に関する情報については、この文書の付録A参照

その他の会社

IASB は、IFRS 第 16 号が非上場会社に与える可能性のある影響についても検討した。

単一の定義はないが、中小規模の企業（「SME」）という用語は世界中で幅広く使用されている。多くの法域が、この用語の独自の定義を広範囲の目的（財務報告の要求事項の規定を含む）のために開発してきた。多くの場合、そうした国内又は地域内の定義には、収益、資産、従業員数又は他の要因に基づく定量的な要件が含まれている。

IASB の定義の中では、SME とは次のような会社である。

- (a) 公的説明責任を有していない²⁴。かつ、
- (b) 一般目的財務諸表を財務諸表の外部利用者向けに公表している²⁵。

「非公開会社」（private companies）という用語は、一部の法域（特に、北米）において、IASB の SME の定義に該当する種類の会社を指すために一般に使用されている。

²⁴ 会社は、次のいずれかの場合には公的説明責任を有する。

(a) 負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されているか又はそうした金融商品を公開市場（国内又は国外の株式取引所又は店頭市場（国内市場及び地域市場を含む））での取引のために発効する過程にある。又は、

(b) 資産を幅広い外部者のグループのための受託者の立場で主要な事業の 1 つとして保有している。大半の銀行、信用組合、保険会社、証券ブローカー／ディーラー、ミューチュアル・ファンド、投資銀行は、この第 2 の要件に該当するであろう。

²⁵ 財務諸表の外部利用者の例としては、事業の経営に関与していない所有者、既存の及び潜在的な債権者、信用格付け機関などがある。

IFRS for SMEs

IFRS を採用した法域の大半では、非上場会社は IFRS for SMEs を使用することができる。IASB 自身が、IASB の SME の定義に該当するすべての非上場会社による使用を認めている。それでも、これらの会社が IFRS for SMEs を使用できる範囲は、国内法により限定されている場合がある²⁶。

2015 年 5 月に、IASB は IFRS for SMEs の改訂版を公表した。発効は 2017 年 1 月からである。IFRS 第 16 号はその日現在では最終確定していなかったため、改訂版は引き続き IAS 第 17 号に基づく要求事項を記載している。IASB は、IFRS for SMEs の修正は約 3 年に 1 回よりも頻繁とはしないことを決定した。しかし、IASB の作業目標は、更新を 6 年に 1 回だけ行うことである。

したがって、IFRS for SMEs は、近い将来については、IFRS 第 16 号ではなく IAS 第 17 号に基づくことになる。含める前に、このような変更は、IASB のデュー・プロセスの要求事項の対象となり、したがって、コメントの対象となる。

IASB が IFRS 第 16 号に基づく要求事項を IFRS for SMEs の中に盛り込むべきかどうかを議論する際には、IASB はリース会計の変更のコストと便益を SME の文脈の中で検討することになる。これらは IFRS 第 16 号の開発時に検討したコストと便益とは異なる可能性がある。

²⁶ IASB ウェブサイトの 'Who uses IFRS' のセクション参照。このセクションには、法域ごとの IFRS の使用に関する詳細な情報が記載されている。

欧州の SME

EU（域内では IFRS for SMEs の採用が認められていない）に関して、IASB は追加的な分析を実施した。この分析は、EU の 28 の加盟国（EU28）に焦点をあてたもので、ここでは、2013 年において、SME（EU の定義による）²⁷ が非金融事業セクターにおいて活動しているすべての企業の 99% を占めていた。

規模別の企業数—EU28²⁸

(非金融事業セクター)

零細 (従業員 10 人未満)	19,969,338	92.4%
小規模 (従業員 50 人未満)	1,378,374	6.4%
中規模 (従業員 250 人未満)	223,648	1.0%
欧州の SME	21,571,360	99.8%
大規模	43,517	0.2%
企業数合計	21,614,877	100%

IASB は、欧州の SME には、規模や個々の法域の要求事項を考えると、IFRS（完全版 IFRS と呼ばれる）を使用する可能性が高い企業はほとんどないと観察した。

²⁷ 欧州の法律によると、2015 年 1 月 1 日現在、欧州の SME は、従業員数が 250 人未満で、年間売上高が 50 百万ユーロ以下、あるいは年次の貸借対照表の合計が 43 百万ユーロ以下である企業である（Article 2 of the Annex of the European Commission Recommendation 2003/361 参照）。

²⁸ 数字は“Annual Report on European SMEs 2013/2014”から引用

これは、EU が公開している情報²⁹によると、2013 年において下記の状態であるからである。

- 28 の加盟国のうち、すべての SME に IFRS の使用を要求しているのは 1 か国だけで、同国の SME は欧州の SME の 0.2% に満たない。
- 欧州の SME の 99% は、従業員が 50 人未満である。したがって、IASB は、それらの SME の相当数が IFRS を自発的に適用するとは予想していない。
- 従業員が 50 人以上の欧州の SME (223,648 社) のうち約 50% は法定の財務諸表に IFRS を適用することを認められていない。それらの会社は、連結財務諸表についてのみ IFRS を任意で適用できる³⁰。

これらの発見事項は、ドイツでの設備や自動車の融資及びリースの市場に関する最近の調査でも指摘されていた³¹。この調査報告は次のように述べている。「国際財務報告基準 (IFRS) の変更は、主に大企業にしか影響を与えない。顧客の 95% はドイツ GAAP (国内では *Handelsgesetzbuch - HGB* という) を使用しているからである。

欧州の SME の大多数は、IFRS 第 16 号の適用を要求されないであろう。

²⁹ 欧州委員会のウェブサイトですぐ入手可能な下記の文書を参照のこと。(a) "Use of options of the IAS Regulation by Member States - December 2013" and (b) "Annual Report on European SMEs 2013/2014".

³⁰ オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、ハンガリー、スペイン、スウェーデンにある SME

³¹ Germany 2015 Asset & Auto Finance Country Survey (Asset Finance International が White Clarke Group と共同で実施)

少額資産のリースについての免除

IFRS 第 16 号は、少額資産のリースの資産化を企業に要求していない。少額資産のリースとは、例えば、IFRS 第 16 号の公表時に、資本価値 (すなわち、新品の販売価格) が 5,000 米ドル以下の規模である資産のリースである。この免除を使用する会社は、当該リースに係る支払を通常は定額でリース期間にわたり費用として認識することを要求される。この結果、IAS 第 17 号を適用してオフバランスのリースとして扱われていたこれらのリースの会計処理は全く変更されない。

この免除は、小規模会社には最も有益となると見込まれる。それらのリースが総額で重要性がない場合であっても、小規模会社は特に、それらのリースに重要性がないことを立証せずに済むことで便益を得ると見込まれる。これは、貸借対照表の金額の小さい小規模会社では、少額資産のリースに (総額で) 重要性がないことを示す際に、貸借対照表の金額の大きい大企業よりも大きなコストが生じる可能性が高いからである。

Leaseurope は、リースの利用について 3,000 社の欧州の SME の調査を実施した³²。この調査が示したところでは、それらの会社は 2013 年において右の表に示すように広範囲の設備をリースしていた。

³² 次の報告書を参照。"The Use of Leasing Amongst European SMEs—July 2015" (Oxford Economics が Leaseurope のために作成)。

一般的にリースされている資産の中で、事務用機器、パーソナル・コンピュータ、携帯電話が、通常は少額資産に該当すると予想される。したがって、IASB の予想では、いくつかのクラスの情報通信技術 (ICT) や事務用機器をリースしている小規模会社はこの免除から便益を得るであろう。

IASB は少額資産のリースについての免除の影響を評価するために行った作業に関する追加的な情報は、セクション 5.3 「主要なコスト面での救済」で報告している。

EU8か国の調査対象 SMEのうちリース機器を使用している比率 (資産の種類別)³³

機械及び工業設備	22.6%	✗
乗用車及び小型商用車	21.4%	✗
ICT及び事務用機器	20.9%	✓
その他の機器	16.3%	✗
中型及び大型商用車	14.6%	✗

✓ 一部が少額資産のリースの免除に該当する可能性の高い個別リース資産

✗ 通常は少額ではない個別リース資産

³³ フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、英国、ポーランド、オランダの約 3,000 社の SME のサンプル

IASB は、下記のことを考慮すると、多数の会社が IFRS 第 16 号の影響を直接に受けるとは予想していない。

- (a) *IFRS for SMEs* は IFRS 第 16 号によって変更されておらず、引き続き、リースについての従来の会計処理の要求事項を織り込んでいる。
- (b) 完全版 IFRS の適用を要求されている小規模会社の数は限定的である。

IASB は、少額資産のリースについての免除が、完全版 IFRS を適用する小規模会社にとっては特に便益となるとも予想する。

その他の考慮事項

IASB は、IFRS の変更がその後に、小規模会社が財務諸表を作成する際に適用する国内 GAAP に同様の変更を生じるかもしれないことを承知している。

IASB の役割には、地域固有又は会社固有の規則を扱うことは含まれていないが、IASB は各国の基準設定主体との継続的な対話がある。IASB は引き続き、各国の基準設定主体と協力し、潜在的な論点を提起してそれらに適時に対処できるようにしていく。

4—便 益

4.1—財務報告の質の改善

IASB は、IFRS 第 16 号が、オフバランスのリースに重要性がある会社の財務報告の質を著しく改善すると期待している。

投資者及びアナリストにとっての便益

IASB は、基本的にすべてのリースについて資産及び負債を認識することで、会社の財政状態のより忠実な表現と、会社の財務レバレッジ及び使用資本に関する透明性の増大が提供されると結論を下した。これにより、投資者及びアナリストが会社の財政状態及び財務業績をより適切に評価できるようになると期待される。

IASB は、IFRS 第 16 号が、投資意思決定を行う際にすべての投資者にとって利用可能な情報を改善すると期待している。これは、会社が従来のリース会計の要求事項を適用していた時には、一部の投資者はオフバランスのリースについて（さまざまな技法を用いて）調整していたが、他の投資者はそうしていなかったからである。

IFRS 第 16 号は、財務諸表を利用する人々が調整を行う必要性を減少させると期待される。会社が IAS 第 17 号を適用していた時に利用可能であった情報よりも豊富な情報のセットを提供し、会社の営業及び資金調達についての追加的な洞察を提供することによってである。

開示では十分ではない

IASB は、オフバランスのリースに係る会社の割引前のコミットメントに関する情報を（IAS 第 17 号が要求していたように）財務諸表注記のみで提供するのは、十分ではないと結論を下した。これは、当該情報が次のようなものだからである。

- (a) 一部の投資者及びアナリストにとっては不十分である。彼らは、会社の資産及び負債の見積りを利用可能な限定的な情報に基づいて技法を用いて行っていることが多いが、当該技法による見積りは、幅広い変動の可能性があり正確ではないかもしれない。
- (b) 他の投資者及びアナリストにとっては明らかではない。彼らは、会社の財務レバレッジ及び資産ベースに関する情報を、注記で報告される情報は考慮せずに、会社の貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に依拠している。

IASB は、オフバランスのリースについての調整をせずに財務情報を分析する投資者が、IFRS 第 16 号から最も便益を受ける人々に含まれると予想する。報告される新しい情報は、意思決定のためのより適切な基礎を提供するものと期待される。

以下の各項では、この点についての追加的な情報を提供している。

IASB の投資者諮問機関である資本市場諮問委員会は、次のように述べた。

「開示のみの解決策は財務諸表の専門的な利用者にとっては容認できるかもしれないが、財務諸表が最初から明確な情報を提供することを求める過半数の投資者にとっては有用ではないであろう³⁴。」

リースは資産と負債を創出する

リースの開始時に、借手は資産を獲得する。ある項目を使用する権利である。当該項目を使用する権利に対する支払が一定期間にわたり行われる場合には、借手には金融負債である負債も生じる。

情報の欠如

IAS 第 17 号を適用した場合には、大半のリースは借手の貸借対照表上で報告されていなかった。したがって、借手は下記についての完全な像を提供していなかった。

- (a) 支配して営業に使用している資産
- (b) 経済的に回避できないリース料

³⁴ See a formal recommendation regarding lessee accounting from the 資本市場諮問委員会 (CMAC) から IASB への 2013 年 10 月 24 日付の借手の会計処理に関する公式の提言を参照（リンク先は[ここ](#)）。

貸借対照表から失われていた情報の重大性は、業種ごと、地域ごと及び企業間で異なっていた。しかし、多くの会社にとって、報告される財務レバレッジに対する影響は多大であると予想される。

例えば、最終的に何らかの形での再建又は清算に至った小売業者のサンプルについて、このページの表は、オフバランスのリース約定がどの程度あったのかを示している。

これは、会社の財務レバレッジ及び営業の柔軟性が、オフバランスのリース約定の影響を考慮に入れた場合に、どれだけ大きく異なり得るのかを例示している。これらの会社のオフバランスのリース約定の現在価値は、貸借対照表で報告していた長期債務の約4倍から65倍の範囲にある。

オフバランスのリースの利用が最も多い会社³⁵の長期負債は下記の率だけ過小表示されている

22%	北米
26%	欧州
32%	アジア・太平洋
45%	中南米
27%	アフリカ・中東

小売業者	国	オフバランスのリース		オンバランスの債務 ³⁵	オフバランスのリース（割引後）のオンバランスの債務に対する倍率
		割引前 ³⁶	割引後 ³⁷		
Borders	米国	\$2,796 百万	\$2,152 百万	\$379 百万	5.68
Circuit City	米国	\$4,537 百万	\$3,293 百万	\$50 百万	65.86
Clinton Cards	英国	£652 百万	£525 百万	£58 百万	9.05
HMV	英国	£1,016 百万	£809 百万	£115 百万	7.03
Praktiker	ドイツ	€2,268 百万	€1,776 百万	€481 百万	3.69
Woolworths	英国	£2,432 百万	£1,602 百万	£147 百万	10.90

³⁵ IASB のサンプルは、セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」に記述している。割合は、貸借対照表で報告されている長期負債に対するオフバランスのリースの見積り（割引後）の割合を地域ごとに表している。

投資者及びアナリストは、借手の貸借対照表を頻繁に調整している

IAS 第 17 号を適用して、会社は、オフバランスのリースに関する情報を財務諸表注記で提供していた。しかし、当該情報は内容及び詳細さの点で限定的であった。

IASB が協議した投資者及びアナリストの大半は、当該情報を、オフバランスのリースから生じた資産及び負債を見積るために使用していた。一部の人は、将来のリース料の現在価値を見積ろうとしていた。しかし、利用可能な情報が限定されていたため、他の多くの人は、例えば、財務レバレッジや営業に使用されている資本を見積るために、年間のリース費用を 8 倍するなどの技法を使用していた。

これらの調整は、洗練度のより高い投資者及びアナリストが行っていた。しかし、多くの投資者はこの調整を行う立場になかった。彼らは、潜在的な投資先のスクリーニングや投資意思決定を行う際に、データ集計業者などのデータ源に依拠していた。

次ページの表は、有形固定資産、資産合計及び長期負債の見積りが、利用可能な情報及び使用する技法に基づいて、どのように変動し得るのかを、1,022 社のサンプル³⁸を用いて示している。

³⁶ 会社が破産手続（Chapter 11（米国）、liquidation（英国）又はbankruptcy（ドイツ））を開始する前の 5 年間に利用可能であった公表財務諸表データの平均に基づいている。

³⁷ 見積りには、(a) 5%の割引率と(b) 財務諸表に開示されていた情報に基づいた見積った平均リース期間を用いている。

³⁸ IASB のサンプルは、セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」に記述している。

この表は、認識されることになる追加の金額の大きさと、使用する見積技法に応じて見積られる金額の変動の両方を示している。

(単位：百万米ドル)	貸借対照表で報告された金額	すべてのリースがオンバランスの場合 (IFRS 16)	一般的な市場慣行 (年リース費用×8)
有形固定資産	9,605,642	11,267,429	12,228,670
資産合計	30,943,502	32,605,289	33,566,531
長期金融負債	6,440,942	8,102,729	9,063,971
長期金融負債の自己資本に対する比率	59%	74%	82%

この表に示した金額を見積るために使用した仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照。業種別の長期金融負債に関する情報については、58 ページ参照。

一部の投資者及びアナリストは、借手の損益計算書も調整している

IASB が協議した投資者及びアナリストの大半は、リースを「債務類似」の負債を創出するものと見ている。したがって、多くの人々が、将来のリース料を金利要素を構成するものとして見ている。

IAS 第 17 号を適用して、会社はオフバランスのリースに係る費用を営業費用の中で表示していた。

会社の業績を評価する際に、一部の投資者及びアナリストは、会社の損益計算書を調整して、報告された営業利益を、オフバランスのリースに係る金利を営業費用から除外することによって増額していた。また、オフバランスのリースに係るリース費用全体を営業利益から除外していた人々もいた（減価償却、償却及び金利に関する調整とともに——EBITDAR）。これは、資産の購入のために借入をする会社と資産をリースする会社との間の比較可能性の改善を意図してのことである。

右の表は、(a) 金利及び税金前の純利益と (b) 利益マージン（すなわち、金利及び税金前の純利益と合計収益との比率）が、利用可能な情報及び使用する技法に基づいて、どのように変動し得るのかを、1,022 社のサンプル³⁹を使用して示している。

³⁹ IASB のサンプルは、セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」に記述している。

(単位：百万米ドル)	報告された数字	すべてのリースがオンバランスの場合 (IFRS 16)	一般的な市場慣行 (年リース費用の 1/3 = 金利)
オフバランスのリースに係る金利費用	n.a.	83,089	109,293
金利及び税金前の純利益	2,198,689	2,281,778	2,307,982
金利及び税金前の純利益 ÷ 合計収益	10.19%	10.58%	10.70%

この表に示した金額を見積るために使用した仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照。

オフバランスのリースに対する信用格付機関の方法論

2015 年 6 月に、ムーディーズが金融機関以外の企業についての格付け分析において国際的に使用する方法論を更新した⁴⁰。主要な変更点の 1 つは、次ページに記述しているオフバランスのリースについての改訂後の標準的な調整に関するものであった。

⁴⁰ 'Announcement: Moody's updates its global methodology for financial statement adjustments' (2015 年 6 月 15 日付) 参照

オフバランスのリースに対する信用格付機関の方法論

ムーディーズは最近、オフバランスのリースについて報告されている情報の調整に関する方法論を見直した。その結果、使用する調整が IFRS 第 16 号とさらに密接に合致している。

	貸借対照表	損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書
従来のアプローチ	<p>オフバランスのリースを資本化するための従来のアプローチは、倍率に重点を置いていて、それは業種ごとに異なり（年間の賃料の 5 倍から 8 倍の間）、各業界におけるリース資産の典型的な残存耐用年数を見積ることによって算出されていた。債務（及びリース資産）に対する調整は、この金額と、最低リース約定の現在価値の見積りのいずれか高い方であった。従来のアプローチは、会社が資産をリースせずに購入するために借入を行うシナリオを複製することを目的としていた。</p>	<p>損益計算書の調整についての従来のアプローチを適用して、オフバランスのリース費用の 3 分の 1 を金利、3 分の 2 を減価償却に組み替えていた。</p>
改訂後のアプローチ	<p>改訂後のアプローチは、リースが信用度に与える影響の分析は、会社がリースを使用している場合には、資産の購入資金を調達するために債務を発行していたとした場合よりも法律上及び財務上の柔軟性が大きいという見解を反映している。改訂後のアプローチは、オフバランスのリース約定から生じる最低限の義務に焦点を当てている。この信用格付機関は引き続き、会社の最低リース約定の現在価値の見積りを年間賃料の業種別倍率と比較し、これら 2 つの金額のうち大きい方を使用するが、ほぼすべての業種について、より低い業種別倍率も使用する（年間賃料の 3 倍から 6 倍の間で、大半の業種では 3 倍の倍率を使用する）。</p>	<p>改訂後のアプローチを適用して、この信用格付機関は引き続き、オフバランスのリースに係る費用を金利と減価償却に組み替える。しかし、オフバランスのリースに係る費用の 3 分の 1 を金利費用に配分するのではなく、この信用格付機関は、各発行者の格付けに基づく理論的な平均借入コストを表す利率を乗じてオフバランス債務の調整を行い、オフバランスのリースに係る費用の残りの部分は減価償却に配分する。損益計算書の調整の計算の変更はキャッシュ・フロー計算書に流れ込む。</p>
実務上の含意	<p>改訂後の方法論を適用すると、従来のアプローチを適用した場合よりも多くの会社について、現在価値計算がオフバランスのリース債務調整の基礎となる。この方法論は、多数の会社にとって、IFRS 第 16 号を適用した結果と同様である。</p>	<p>改訂後の方法論（オフバランスのリースに係る支払の金利部分を、リース負債に割引率を適用して計算する）は、IFRS 第 16 号を適用した結果と同様である。</p>

この信用格付機関は、改訂後の方法論の方が、この信用格付機関が見積る調整後の債務のうち大きな金額をリースが占めている業界（小売、航空、海運など）に大きな影響があると発表した。

この信用格付機関は、リースに関する改訂後のアプローチで次のようになる可能性があるとも発表した。

- (a) この信用格付機関が見積る調整後の債務の平均が、国際的にすべての非金融企業にわたり約 5%減少する。
- (b) 国際的に非金融企業の約 3%（約 100 の発行体）について格付けの上方修正となる。調整後の債務の減少により財務比率の比較的大きな改善が生じる会社について、上方修正となると予想される。

会社にとっての便益

IASB は、会社は IFRS 第 16 号を適用した場合に、リースの財務報告の質の改善からも便益を受けるであろうと予想する。

より均等な競争の場

このセクションで前述したように、会社が IAS 第 17 号を適用していた時には、投資者及びアナリストが、オフバランスのリースに係るリース負債を、より精密に測定したとした場合よりも高い金額で見積っていた場合がある。

したがって、IASB は、一部の会社が、このより精密な測定から便益を受けると予想する。会社の報告する財政状態が、IFRS 第 16 号を適用すると、IAS 第 17 号を適用して投資者及びアナリストが調整した財

政状態と比較して、より正確になると期待される。これは、すべての会社に、より均等な競争の場をもたらすと期待される。

「非 GAAP」情報

IAS 第 17 号を適用して、一部の会社は、報告数値をオフバランスのリースを反映するように調整した「非 GAAP」情報を提供することを**選択**していた。こうした調整を行った会社の一部は、IASB に、これを行ったのは、リースを重大な資金調達源と考えているため、又は投資者、アナリスト又は他の財務諸表利用者からの当該情報への要望への対応のいずれかであると述べた。各会社は、オフバランスのリース約定を資産化することによって報告数値を調整していた。一部の会社は、オフバランスのリースに係る費用を金利と減価償却に配分したり、オフバランスのリースに係るキャッシュ・フローを金利と元本返済に振り分けたりしていた。さらに、それらの会社は、通常、リース調整後のレバレッジ比率の計算を、(a) 債務（オフバランスのリースを資産化するため）とともに(b) 利益（オフバランスに係る賃借費用を足し戻すため（例えば、EBITDAR））についても調整して行っていた。これにより、レバレッジ比率が IFRS 第 16 号で提供されるものと同様の基礎で計算される結果となっていた（すなわち、IFRS 第 16 号を適用した EBITDA はリースに係るすべての費用を除外するので、IFRS 第 16 号を適用した EBITDA は IAS 第 17 号を適用した EBITDAR に対応する）。したがって、それらの会社について、IASB は、IFRS 第 16 号の発効後は、リース調整後の「非 GAAP」情報を表示する必要はなくなるであろうと予想する。

意思決定の改善

IASB は、多額のオフバランスのリースを有している会社は、すべてのリースを財務報告の目的上は同じ方法で管理することから便益を得るであろうと予想する。会社はすでに自社のリースに関して利用可能なすべての関連性のある情報を有しているが、IASB は、一部の会社は、特にリースの決定が分権化されている場合に、リースの効率性にあまり注意を払っていなかった可能性があると考えている。IFRS 第 16 号はリース資産とリース負債の認識を要求しているので、会社は、例えば、リースにおいて課される割引率の決定を要求される。この情報に基づいて、会社が事業の資金調達及び運営の方法の改善を識別する可能性がある。さらに、IASB が聞いたところでは、一部の会社は、自社の資本構成の内部的な管理を、すべてのリースが貸借対照表で報告されていたかのようにして行っている（例えば、リース債務を長期債務に相当するものと見ている）。一部の会社は、リースの取得についての内部的な評価も、資産の取得や設備投資予算の場合と同じプロセスを用いて行っている。そうした会社について、IASB は、リースに関する経営者用の情報が、IFRS 第 16 号が提供する財務報告情報と合致すると予想する。

4.2—比較可能性の改善

IASB は、IFRS 16 が財務情報の比較可能性を大きく改善するものと期待している。これは、会社が次のことを行うようになるからである。

- (a) 基本的にすべてのリースについて資産及び負債を認識する。
- (b) すべてのリース資産とすべてのリース負債を同じ方法で測定する。
- (c) リースを通じて獲得した権利及び発生した負債のみを認識する。

その結果、財務諸表は異なる会社が行う異なる営業意思決定を反映することになる。リースが資産購入のための借入と経済的に同様である場合（例えば、新品の航空機の 20 年超のリース）には、IFRS 第 16 号を適用して報告される金額は、会社が航空機を購入するために借入を行うとした場合に報告される金額と同様となる。

しかし、リースが資産購入のための借入と経済的に異なっている場合（例えば、新品の航空機の 7 年間のリース）には、IFRS 第 16 号を適用して報告される金額は異なる経済的意思決定を反映することになる。報告される資産及び負債は、会社が航空機を購入するために借入を行うとした場合に報告される金額よりも少なくなる。このシナリオでは、会社が航空機を 7 年間使用する権利は、会社が航空機を購入するとした場合に獲得するであろう権利とは大きく異なる。したがって、IFRS 第 16 号を適用して認識される金額は、当該資産を購入するための借入とは大きく異なると予想される。

会社間の比較

下記の表は、航空業界（すなわち、有形固定資産を集中的に使用している業界）の 2 つの会社についてのオフバランスのリースの影響の見積りを示している。航空会社 2 は航空機の約 70% をリースしており、航空会社 1 では 10% 未満である。投資者及びアナリストが使用する重要な情報（例えば、資産合計や長期負債）がリースのオフバランス処理によって大きく影響を受ける可能性がある。

	航空会社 1（リースが航空機の 10% 未満）		航空会社 2（リースが航空機の約 70%）	
	貸借対照表上で報告 (IAS 17)	すべてのリースを貸借対照表に計上 ⁴¹ (IFRS 16)	貸借対照表上で報告 (IAS 17)	すべてのリースを貸借対照表に計上 ⁴¹ (IFRS 16)
有形固定資産	16,908	19,926	15,748	24,020
長期負債	13,232	16,567	9,615	18,320
自己資本	6,719	6,402	5,604	5,171
長期負債対自己資本比率	2.0:1	2.6:1	1.7:1	3.5:1

⁴¹ 「すべてのリースを貸借対照表に計上 (IFRS 16)」の欄に記載している数字は、各会社が保有しているリースの割引率及び平均リース期間に関する仮定を用いた見積りである。

前ページの表は、会社が（IAS 第 17 号を適用して）報告している数値を、オフバランスのリースの影響の見積りについて（IFRS 第 16 号を適用して）修正した後の数値と対比している。

IAS 第 17 号を適用して報告される金額は、航空会社 1の方が財務レバレッジが高く、航空会社 2に比べて高い資産ベースを有していることを示すものであるが、実際には、オフバランスのリースを考慮に入れると、その逆が真実である。

IAS 17 を適用した場合に、貸借対照表上にリースに関する情報がないことは、投資者及びアナリストが調整を行わないと会社を適切に比較できないことを意味していた。

リースと資産購入のための借入

前述のように、リースと資産購入のための借入の会計処理の比較可能性が、IFRS 第 16 号を適用すると高まることになる。IASB は、これは投資者及びアナリストが関心のある比較であることを承知している。

ただし、IFRS 第 16 号を適用した場合でも、資産購入のために借入を行う会社は、多くの場合、貸借対照表及び損益計算書において、資産をリースする会社と同じ金額を報告しないであろう。

IFRS 第 16 号を適用すると、会社は、リースを通じて獲得した資産のみを認識することになる。

これは、リースから生じた資産として認識される金額が、リース物件を購入するとした場合に認識される金額とは異なると見込まれることを意味する（リースが当該物件の経済的耐用年数の全体に係るものである場合を除く）。これは、例えば、リースに対して支払われる金額には、リースの終了時におけるリース物件の残存価値（これについて会社はリスクを負わず何の便益も獲得しない）が含まれないからである。

IASB は、これは適切であると結論を下した。経済的に類似してはいるが、リースと資産購入のための借入は同じ取引ではないからである。

リースを通じて、会社はリース物件を使用する権利を支配するが、通常、リース物件そのものは支配しない。会社は負債も有しているが、リースにおいて定められた支払についてのみである。IFRS 第 16 号は、リースが提供する財務上の柔軟性を適切に反映する。これはセクション 4.1「財務報告の質の改善」における「オフバランスのリースに対する信用格付機関の方法論」に記述した通りである。

リースから生じる資産及び負債を認識することは、資産をリースする会社と資産購入のために借入を行う会社との間の比較可能性を改善する一方、これらの取引の間の経済的な相違点も反映する。

下記の表は、会社がある物件を購入する場合あるいはリースする場合に、会社の資産がさまざまな権利で構成されることを示している。

	リース	購入
当該物件を使用する権利	✓	✓
当該物件の売却及び担保差入れを行う権利		✓
当該物件をリース又は転リースする権利	✓	✓
当該物件の法的所有権		✓

オンバランスとオフバランスのリース

IAS 第 17 号に対する主要な批判の 1 つは、ファイナンス・リース（貸借対照表上で報告される）とオペレーティング・リース（オフバランスで会計処理される）との間での借手の会計処理の著しい相違であった。これは、経済的な観点からは非常に類似した 2 つのリースが非常に異なる方法で報告される可能性があることを意味していた。会計処理が、リース料と資産の公正価値との比較（その判定には判断の適用を要した）などのさまざまな要因に左右されていた。リースの契約条件の小さな相違が非常に異なる会計処理を生じる可能性があった。これは、会社間の比較可能性を低下させ、特定の会計上の結果を達成するために取引を操作する機会を提供していた。

IFRS 第 16 号は、オフバランスの会計処理を達成するためにリース取引を操作する機会を減少させるものと期待される。

IAS 第 17 号を適用した場合、大半のリースはリース資産及びリース負債の認識を生じなかった。したがって、オフバランスのリースが非常に異なる複数の会社（例えば、25 年から 30 年のオフバランスのリースのポートフォリオを有している小売業者と 5 年から 7 年のオフバランスのリースのポートフォリオを有している小売業者）が、報告される財政状態及び財務業績の両方の点で非常に類似して見えるかもしれない。

IFRS 第 16 号を適用すると、そうしたリースのポートフォリオの相違が貸借対照表上で報告される金額に反映されることになる。

リース・ポートフォリオの変動

IASB は、IFRS 第 16 号が、会社がリースの期間を延長又は短縮する場合の会社の財務上の柔軟性の変動に関してより適切な情報を提供するものと期待している。

IFRS 第 16 号を適用すると、会社のリース・ポートフォリオの変動が貸借対照表に反映される。IAS 第 17 号を適用した場合、そうした変動が貸借対照表に反映されるのは、リースがファイナンス・リースに分類されるか、オペレーティング・リースが条件変更でファイナンス・リースとなる（又はその逆）場合のみであった。

例えば、会社がリースのポートフォリオを変更して、当該ポートフォリオが 5 年のオフバランスのリースではなく 15 年のオフバランスのリースで構成されるようにしたと仮定する。

この経済的ポジションと会社のコミットメントの変化は、IAS 第 17 号を適用して報告される会社の資産及び負債に反映されなかった。この変動は、会社の損益計算書やキャッシュ・フロー計算書からも明らかでなかったかもしれない（オフバランスのリース約定の開示にしか反映されなかった可能性がある）。

これと対照的に、IFRS 第 16 号を適用すると、経済的ポジションと会社のコミットメントの変化は、会社の貸借対照表に反映され、これが損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に流れ込むことになる。

セール・アンド・リースバック取引

会社がリース・ポートフォリオの規模を変化させた場合（例えば、所有していた資産を売却して当該資産をオフバランスのリースでリースバックすることによって）には、経済的には会社は同様のポジションにあるかもしれない（すなわち、同一の資産を引き続き事業に使用している）のに、IAS 第 17 号を適用して報告される会社の資産及び負債を大きく変動させていた。この会社の貸借対照表は、実際よりも小さな資産ベース及び少ない財務上の債務を示唆するものとなっていた。

これと対照的に、IFRS 第 16 号を適用すると、会社は、そうした同一の資産を使用する権利を、当該使用に対して支払を行う財務上のコミットメントともに報告する。

IASB は、セール・アンド・リースバック取引の件数が、IFRS 第 16 号の導入により減少すると予想する。これは、IFRS 第 16 号で、リースバックから生じる資産及び負債の認識が要求され、資産の売却時に認識される利得の金額が制限されることにより、会社がこうした取引を行うインセンティブが減少するからである。

リースの測定の簡素化

IFRS 第 16 号を適用する場合、会社はリース負債を将来のリース料の現在価値で測定する。しかし、会社が獲得する柔軟性を反映し、かつ、複雑性を低減するため、リース負債には経済的に不可避の支払のみを含めるとともに、支払の変動可能性に対応するための単純化したアプローチを設けている。すなわち、リース負債には固定支払（物価連動の支払を含む）及び会社が行うことが合理的に確実であるオプション支払のみが含まれ、将来の使用又は売上高に連動した変動リース料は除外される。

IASB は、IFRS 第 16 号を適用してリースに関して提供される情報がリースの測定を単純化したせいで不完全なものとなるかどうかを検討した。変動リース料及びオプションについての IFRS 第 16 号の要求事項は、一部の経済的に類似した契約の会計処理の比較可能性を低下させるものと見られる可能性がある。

変動リース料

例えば、同様の小売アウトレットの 2 つのリースのリース期間が同一で、(a) 一方のリースはリース料が固定で、他方のリースはリース料が売上高に連動しており、(b) 後者のリースに係る変動リース料が前者のリースに係る固定支払とほぼ同額であるとする。

IFRS 第 16 号を適用すると、それら 2 つのリースは異なる方法で報告される。これは、固定支払のみがリース資産及びリース負債の測定に含まれるからである。

それら 2 つの契約は、同じ方法で報告すべき経済的に同様の取引と見られる可能性がある。しかし、両方のリースが同一のキャッシュ・アウトフローを生じる可能性があるとしても、両者の経済的ポジションは異なっている。例えば、景気の下落があって売上高が予想よりも低下した場合には、変動リース料の支払を約束した会社は、それに対応して、固定リース料の支払を約束した会社よりもリース料の支払が小さくなる。その逆が、著しい経済成長の場合に当てはまる。

IASB は、このような会社の契約上のコミットメントの相違は、それら 2 つの契約について異なる資産及び負債を報告することによって最も適切に反映されると結論を下した。

オプションによる支払

別の例を取り上げて、ある会社が 3 年間延長するオプションのついた 5 年のリースを締結すると仮定する。会社の事業の業績が最初の 5 年間に於いて予測どおりである場合には、会社はオプションを行使するつもりであるが、リースの開始時においては、行使することが合理的に確実ではない。

IFRS 第 16 号を適用すると、会社は当該リースから生じる資産及び負債（すなわち、5 年の解約不能期間に係る資産及び負債）を報告する。これは、同様の資産について解約不能期間 8 年のリースを締結する会社が報告する資産及び負債とは異なる。

それら 2 つの契約は、経済的に類似した取引であり同様の資産及び負債を報告すべきものと見られる可能性がある。しかし、この 2 つの契約の間には重要な相違がある。一方の契約では提供され他方の契約では提供されない財務上の柔軟性（リースを 5 年後に解約する能力）に関する相違である。

IASB は、この財務上の柔軟性は、それら 2 つの契約について異なる資産及び負債を報告することによって最も適切に反映されると結論を下した。ただし、IFRS 第 16 号は、リース期間を決定する際に、会社がオプションを行使する経済的インセンティブを生み出すすべての関連性のある事実及び状況を考慮することを会社に要求している。この要求は、上記の 2 つの取引が実際に経済的に同様である場合（例えば、会社が延長オプションを行使することが合理的に確実であるような契約条件である場合）に、会計処理が同様となることを確保するものである。

5—コスト

5.1—導入コスト

会社にとってのコスト

IASB は、オフバランスのリースに重要性がある会社には IFRS 第 16 号を導入する際にコストが発生すると予想する。

IASB は、IAS 第 17 号を適用してファイナンス・リースに分類されるリース（「オンバランスのリース」）については、IFRS 第 16 号の導入時と継続ベースのいずれでも、コストが高くはならないと予想する。これは、そうしたリースの会計処理は実質的に変わらないからである（セクション 2「会計処理の要求事項の変更点」参照）。

可能性の高い導入コストとして IASB が識別したのは下記のものである。

- (a) システム及びプロセスのセットアップ
- (b) 割引率の決定
- (c) コミュニケーション及び教育

導入コストの重大性は、会社のリース・ポートフォリオの規模や、それらのリースの契約条件、IAS 第 17 号を適用してリースの会計処理のためにすでに整備されているシステムに応じて決まる。

システム変更

IASB は、オフバランスのリースに重要性がある会社には、IFRS 第 16 号を導入するためのシステムのセットアップの際にコストが生じるであろうと予想する。IFRS 第 16 号を適用するために要する情報は、IAS 第 17 号を適用するために要する情報と同様であるが、会社は、情報が開示の目的でのみ必要とされていた時よりも情報を頻繁に収集するために、システムを改造する必要があるかもしれない。

IASB は、オンバランスのリースがある会社は、当該リースに係る既存のシステムを、IFRS 第 16 号に従ってすべてのリースを会計処理する際の出発点として使用するであろうと予想する。

リースの管理及び追跡のために設けているシステムの洗練度が低い会社には、システムが洗練されている会社よりも多額のコストが発生すると予想される。

多くの会社では、すでにリースの管理及び追跡のために整備されたシステムがあり、IFRS 第 16 号の導入のコストを軽減するのに役立つはずである。これは、IAS 第 17 号で要求していた注記開示を提供するために要する情報は、IFRS 第 16 号を適用するために要する情報と同様であるからである（ただし、会社が IFRS 第 16 号を適用してそれぞれのリースに係る割引率も決定しなければならない点は除く）。

したがって、整備されているシステムは、IFRS 第 16 号を適用するために要する情報の大半をすでに提供している可能性が高い。

他方、リースの管理及び追跡のための洗練されたシステムが整備されていない会社もある。そうした会社については、IFRS 第 16 号の導入のコストは高くなる可能性が高い。そうした会社は、IT システムを導入又はアップグレードしなければならないかもしれない。ソフトウェア業者がリース管理システムを提供しており、IASB は、それらの業者の少なくともいくつかは IFRS 第 16 号における借手の会計処理の要求事項を考慮に入れるようにシステムを改造していることを承知している。

IFRS 第 16 号を適用した会計処理では、会社がリース資産を他の固定資産と同じ方法で減価償却し、リース負債を他の金融負債と同じ方法で測定する結果となる。したがって、IASB は、一部の会社は次のものを使用できると考えている。(a) 既存の固定資産情報システムをリース資産の会計処理に、(b) 既存の債務システムをリース負債の会計処理に（ただし、一部の会社の既存の債務システムでは大量のリースを処理できないかもしれない）。

本文書の付録 B のケーススタディは、会社が IFRS 第 16 号を導入する際に取りうる可能性の高いステップ及び発生する可能性の高いコストを例示している。

リースを識別するためのプロセス

IASB は、IAS 第 17 号で要求している開示を提供するために、会社はすでにリースの棚卸をしていると予想する。IFRS 第 16 号を最初に適用する際に、会社は、既存の契約がリースを含んでいるかどうかを IFRS 第 16 号を適用して再判定することは要求されない。したがって、会社が既存の契約の中のリースを識別する際にコストが発生すると予想されるのは、会社が再判定の便益の方が関連するコストよりも大きいと考えているために再判定を選択する場合のみである。

当初の導入後に締結される契約については、IASB は一部の会社で契約がリースを含んでいるかどうかを判定する際にコストが生じると予想する。どのコストも、主として、契約がリースを含んだものであるかどうかを IFRS 第 16 号を適用して判定するためのプロセスの開発に関するものであると予想され、したがって、IFRS 第 16 号を最初に適用する際に発生すると予想される。

大多数のケースでは、契約がリースを含んでいるかどうかの判定は単純明快であると予想される。しかし、いくつかのシナリオ（例えば、顧客と供給者の両方が、ある項目の使用に関する決定を行う）では、その判定に判断を要するかもしれない。

したがって、導入コストの重大性は、会社のリース・ポートフォリオの中の契約の複雑性に依拠して決まるであろう。

リースとサービスの区分のためのプロセス

契約が資産を使用する権利（リース構成部分）とサービス（サービス構成部分）の両方を含んでいることは一般的である。

IASB は、一部の会社では、複数要素契約の中のリースとサービスに対して支払われる金額を IFRS 第 16 号を適用して区分する際にコストが発生すると予想する。

IAS 第 17 号を適用した場合、会社は契約のリース構成部分とサービス構成部分を区分することを要求されていた。しかし、支払の区分と各構成要素への配分の正確性は、リースとサービスの会計処理に相違があるため、IFRS 第 16 号を適用する場合の方がより重要となる。

寄せられたフィードバックに対応し、コスト面の救済を提供するため、IFRS 第 16 号では、会社が次のいずれかを行うことを認めている。

- (a) リースとサービスに対して支払われる金額を区分し、リースに対して支払われる金額のみを資産化する。
- (b) リース構成部分とサービス構成部分を区分せず、一括してリースとして会計処理する。

リース構成部分とサービス構成部分を区分することを選択する会社については、IASB は、多くの契約について、実務が進展して、会社がこの配分を行うために要する情報を貸手が提供するようになると予想する。

必要とされる情報

いったん会社のシステムとプロセスが整備されれば、IASB は、会社が IFRS 第 16 号を適用するために要する情報を捕捉する際に IAS 第 17 号に比べて生じる追加的な継続的コストは比較的少額であると予想する。

次に示す表は、会社が IFRS 第 16 号を適用するために必要とする情報の要約を導入時と継続ベースの両方で示し、IAS 第 17 号を適切に適用するためにすでに必要とされている情報を示している。

IASB は、IFRS 第 16 号を導入するための追加的な情報の入手は会社にとって管理可能なものであると予想する。これは、IFRS 第 16 号の公表と発効日との間の 3 年の導入期間や、IFRS 第 16 号への移行時に利用可能な救済措置が、会社が必要とされる情報を捕捉するためのプロセスとシステムを確立するのに十分と予想されるからである。

IASB は、IFRS 第 16 号を適用するために要求される情報の過半は、すでにアクセス可能な形式で利用可能であると予想する。これは、当該情報が IAS 第 17 号を適用した会計処理及び開示の目的ですでに使用されているからである。しかし、当該情報は、IFRS 第 16 号を適用する場合には IAS 第 17 号を適用する場合よりも頻繁に収集する必要があるかもしれない。

情報	IFRS 第 16 号を適用するために必要	IAS 第 17 号を適用するために必要	IFRS 第 16 号を適用するためのコスト
1 リースの棚卸 (契約の非リース構成部分との区分)	必要 —会社は契約のリース構成部分と非リース（サービス）構成部分を区分することを要求されず、それらを一括してリースとして会計処理することができる。	必要 —会社は、オペレーティング・リースを含んだ契約のリース構成部分と非リース（サービス）構成部分を開示の目的で区分することを要求されていなかった（区分が実務上不可能である場合）。	⇨ 追加的なコストはない —既存の契約に係るリースを識別する際に会社にコストが生じるのは、この再判定の便益が関連するコストよりも大きいと認識する場合のみである。
2 各リースの契約条件	必要	必要	⇨ 追加的なコストはない
3 各リースに係るリース期間及びリース料	必要 —会社は、次のことを開示目的で区分してモニターすることになる。それは、変動リース料と、IFRS 第 16 号における認識の免除の適用を選択する場合には、短期リース料及び少額資産のリース料である。	必要 —会社は、変動リース料（変動賃料）を開示目的で区分してモニターし、ファイナンス・リースに係る支払をオペレーティング・リースに係る支払と区分してモニターしていた。	⇨ 追加的なコストはない —リース期間及びリース料に関する IFRS 第 16 号の要求事項は、IAS 第 17 号における要求事項と同様である。
4 割引率	必要 —すべてのリース（短期リース及び少額資産のリースを除く）について要求される。	必要 —ファイナンス・リースについては要求されていた。 不要 —オペレーティング・リースについては要求されていなかった。	↑ 追加的なコストは、従来のオフバランスのリースについてのみ
5 初期直接コスト	必要 —発効日前に開始したリースについては要求されない	必要 —ファイナンス・リースについては要求されていた。 不要 —オペレーティング・リースについては要求されていなかった。	↑ 追加的なコストは、従来のオフバランスのリースについてのみ （ただし、比較的少数の大口リースについてのみ、初期直接コストが発生すると予想される）
6 リースが物価連動支払を含んでいる場合の改訂後の契約上の支払	必要	必要 —各期間における費用の開示を作成するため及び行われたリース料支払をモニターするために必要とされていた。	↑ 追加的なコスト —IFRS 第 16 号は、物価上昇に連動したリース料の変動を反映するためのリース資産及びリース負債の再測定を要求している。
7 リースの分類	不要 —会社が短期リース及び少額資産のリースを識別するのは、それによる便益がコストを上回ると認識する場合のみである。	必要 —会社は、すべてのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類することを要求されていた。	↓ コストの低減

割引率の決定

IASB は、オフバランスのリースに重要性がある会社には、リース資産及びリース負債を将来のリース料の現在価値で測定する際にコストが発生すると予想する。これは主として、それぞれのリース（短期リース及び少額資産のリースを除く）について割引率を決定する必要性によるものである（割引の影響が会社にとって重要性がある場合）。IAS 第 17 号で要求していた開示を提供するために、会社はすでに、リースの棚卸や、それぞれのリースに係るリース期間及び将来のリース料に関する情報を有している必要がある。したがって、必要とされる割引率以外の情報を収集するためにコストが増大することはないと予想される。

IFRS 第 16 号を最初に適用する際に存在するオフバランスのリースに係るコストを軽減するために、会社は、同様のリースのポートフォリオのそれぞれについて適用開始日時点での追加借入利率を使用することが認められる。

コミュニケーション及び教育

IASB は、オフバランスのリースに重要性がある会社には、スタッフの教育及び内部手続の更新の際にコストが発生するであろうと予想する。

それらのコストは、IAS 第 17 号を適用した場合にファイナンス・リースを有している会社については多額ではなく、そうでない会社については多額となると予想される。これは、IFRS 第 16 号で要求している会計処理は IAS 第 17 号におけるファイナンス・リースの会計処理の要求事項と同様であるからである。

一部の業界について、IASB は、一部の業界特有の契約の複雑性のため、契約がリースを含んでいるかどうかを判定する際に教育が必要となるかもしれないと予想する。

IASB は、会社には外部者（例えば、投資者コミュニティや融資者）に報告する情報の重大な変化を伝達する際にもコストが生じるであろうと予想する。どのコストも、変化を最初に伝達する時に発生すると予想され、したがって、IFRS 第 16 号を最初に導入する際にも発生すると予想される。

IASB は、このコミュニケーションは主として個々の会社の報告する財務情報に対する影響の説明に関するものとなると予想する。すなわち、会社は会計処理を説明する必要はないであろう。これは、IFRS 第 16 号を適用した会計処理は IAS 第 17 号におけるファイナンス・リースの会計処理と同様であり、これについては投資者及びアナリストがすでに理解しており、オフバランスのリースについて調整を行う際に使用しているからである。

US GAAP との比較での IFRS

IASB は、IFRS 第 16 号の導入のコストは FASB モデルの導入のコストとほぼ同様となると予想する。この点における IASB の検討は、セクション 8 「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」において報告している。

他の利害関係者にとってのコスト

すべての新たな要求事項と同様に、財務諸表利用者にとっての教育及び調整の期間があり、その間に彼らにコストが発生するかもしれない。そうしたコストには、プロセス及び分析を改変するためのコストが含まれるかもしれない。しかし、そのコストは非経常的なものとなる可能性が高く、IFRS 第 16 号によってオフバランスのリースに関して提供されるより透明性が高く正確な情報を得ることの長期的な便益の方が大きく上回ると予想される。

IASB の考えでは、IFRS 第 16 号を適用したリースの報告による比較可能性と首尾一貫性の増大により、財務諸表利用者等に当初に発生するかもしれないコストは正当化される。

投資者及びアナリスト

IASB は、投資者及びアナリストにとってのコストは、いったん彼らが借手の財務諸表を分析するための方法論を更新した後は、減少すると予想する。これは、IASB の予想では、会社がオフバランスのリースに関して IFRS 第 16 号を適用して報告する情報の方が、多くの投資者及びアナリストがこれまで作成していた見積り（例えば、オフバランスのリース約定の現在価値の見積りや当該約定に係る金利費用の見積り）よりも正確であるからである。

IASB は、多くの投資者及びアナリスト（IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースについて調整を行っていた人々の一部を含む）が、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書において提供される改善された情報にのみを依拠するものと予想する。ただし、他の投資者及びアナリストは彼らのニーズに合わせるための調整を引き続き行うと予想されるが、そうした調整は、会社の財務諸表（注記を含む）において利用可能なより有用な情報に基づいて行われると予想される。

規制者及び税務当局

IASB は、規制者及び税務当局には、それぞれの規制が IAS 第 17 号における会計処理に依拠している場合には、IFRS 第 16 号に関してコストが発生すると予想する。これは、この会計上の変更が彼らの要求事項に与える影響を考慮しなければならない場合があるからである。

関連するコストは、国内の要求事項に基づいて、法域ごとに異なると予想される。

5.2—継続的なコスト

IASB は、IFRS 第 16 号を継続的に適用する際に会社にコストが発生すると予想する。

しかし、いったん会社が IFRS 第 16 号で要求される情報を提供するためにシステムを更新した後は、IASB の予想では、コストは IAS 第 17 号を適用する場合に発生していたコストに比べてわずかに高くなるだけである（セクション 5.1「導入コスト」における、会社が IFRS 第 16 号を適用するために必要とする情報の表を参照）。

IFRS 第 16 号を適用するために必要となるデータは、IAS 第 17 号を適用した場合にオフバランスのリースについて注記開示を適用するのに必要となるデータと同様であり、例外は、IFRS 第 16 号を適用するためには割引率が必要となることである。したがって、IASB は、主な継続的なコストは、リース資産とリース負債を各報告日に報告するように必要な情報を適時に収集することから生じると予想する。

単一の借手モデル

IAS 第 17 号とは異なり、IFRS 第 16 号では、会社（借手である場合）がリースを分類すること（例えば、ファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに）を要求していない。

したがって、IASB は、この変更は IAS 第 17 号に比べてコストを低減させると予想する（特に、リースの分類が複雑で、判断の適用を要した契約について）。

IAS 第 17 号に比べてコストを増加させると IASB が予想している変更点は、従来のオフバランスのリースについてリース債務を割り引くという IFRS 第 16 号の要求である。会社は、新規又は条件変更後のリースのそれぞれ（短期リース及び少額資産のリースを除く）について割引率を決定することを要求される（割引の影響が会社にとって重要性がある場合）。

リース負債の再測定

寄せられたフィードバックに対応して IFRS 第 16 号の再評価の要求事項について行われた単純化により、IASB は、会社は多くのリース負債について再評価を行う必要がないであろうと予想する。ただし、一部のリースは再評価が必要となるので、IASB は、リース負債をリース期間にわたり再測定するためのコストが一部の会社に発生すると予想する。

延長及び解約のオプション

IASB の考えでは、リースが当該リースを延長又は解約するオプションを含んでいる場合であっても、再判定の閾値が高いため、リース負債の再測定が煩雑となる可能性は低い。

本質的には、IFRS 第 16 号がリース期間の再判定を当初の決定の後に要求するのは、会社がリース期間に重大な影響を与える可能性のある行動を取った場合のみである。したがって、リース期間の変更（そして、それによる割引率及びリース料の再評価）が予想されるのは少数のケースだけである。

物価連動支払

IASB は、リース負債の再測定のコストは、主としてインフレーションに連動する支払を含んだリースに関して生じるであろうと予想する。

リースの中には、この点で他のリースよりも大きく影響を受ける種類のものがある（例えば、リース料が消費者物価指数に連動する不動産リース）。そのコストの重大性は、支払の変動の頻度、影響を受ける契約の件数、及びリースの管理とリース情報の捕捉のために使用されるシステムに応じて決まると予想される。

寄せられたフィードバックに対応し、コストと複雑性を低減するため、IFRS 第 16 号では、会社に物価連動支払の再評価を要求するのは、キャッシュ・フローの契約上の変動がある場合のみ（すなわち、各報告日ではなく、物価上昇率又は指数の変動によりキャッシュ・フローが「改定」される場合）である。

IASB の考えでは、これは、会社に過大なコストを生じさせずにリース料の変動を反映する（したがって、リース資産及びリース負債に関する目的適合性のある情報を提供する）ための効率的な方法である。これは、会社がリース資産及びリース負債を再評価するのが、会社が契約上のリース料の実際の変動をすでに知っている場合のみとなるからである。したがって、これにより、将来の物価連動支払の見積りの複雑性が除去される。

開示

IFRS 第 16 号における借手の開示要求の適用のコストは、会社のリース・ポートフォリオに応じて決まる。

例えば、IASB の予想では、リース契約に複雑な要素がありリースが会社にとって重大である会社の方が、高いコストが発生するであろう。しかし、リースが単純である会社については、IASB の考えでは、開示される情報を会社の既存システム（総勘定元帳システムなど）から得ることができ、継続的コストはほとんどないであろう。その場合、発生する継続的コストは、IAS 第 17 号を適用していた場合に発生していたコストと同じか、それよりも低いと予想される。

IASB は、開示をどの程度提供すべきかを決定する際に会社が判断を適用すると予想する。したがって、会社は一般的に、財務諸表利用者にとって目的適合性のない開示要求に準拠することでコストが発生することはないと予想される。

5.3—主要なコスト面の救済

他の基準と同様に、IFRS 第 16 号は、特定の取引及び事象に関する重要性についての明示的なガイダンスは示していない。「財務報告に関する概念フレームワーク」及び IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における重要性の概念は、他の基準と同様に IFRS 第 16 号に適用される。

したがって、IASB は、会社はリースに対して有形固定資産の場合と同様の重要性の方法論を適用すると予想する。それにより、会社は、多くの場合、有形固定資産項目の購入コストが特定の金額よりも低い場合に当該コストを資産化しない。これは、会社が、IFRS 第 16 号における認識及び測定の実施要件を自社の IFRS 財務諸表にとって重要性がないと考えられるリースには適用しない結果となると予想される。

IASB は、一部の会社は、割引の影響が自社の IFRS 財務諸表によって重要性がない場合に、リース資産及びリース負債を将来のリース料（当該リース料の現在価値ではなく）で測定する可能性があるとして予想する。

さらに、IFRS 第 16 号には、貸借対照表での認識についていくつかの免除がある。これは特に、要求事項を大量の小口物件に適用することのコストに関する懸念に対応するためである。

こうした免除は、期間の長さ（短期リース）又はリースされている資産の性質（少額資産のリース）により「少額」であるリースに適用される。

免 除

IFRS 第 16 号は、会社が下記のリースについて資産及び負債を認識しない選択をすることを認めている。

- ① 12 か月以内のリース（すなわち、短期リース）
- ② IFRS 第 16 号の適用開始日から 12 か月以内に終了するリース
- ③ 少額資産（パーソナル・コンピュータや事務用機器など）のリース

その代わりに、これらの免除のいずれかを使用する会社は次のことを要求される。

- (a) 引き続き、それらのリースを IAS 第 17 号におけるオフバランスのリースと同様に会計処理する。したがって、会社は、引き続き、それらのリースに対する支払を損益計算書において費用として通常はリース期間にわたり定額で認識する。この結果、IAS 第 17 号においてオペレーティング・リースとして扱われていた契約の会計処理には変更を生じない。
- (b) 重要性がある場合、当該リースに係る費用を開示する。

寄せられたフィードバックに基づき、IASB は、それらの免除を設けることが、大量である可能性のある少額のリースについて、IFRS 第 16 号が導入した改善に重大な影響を与えずに、十分なコスト面の救済を提供する 1 つの方法であると考えている。

少額資産のリース

IASB は、少額資産のリースに対する免除の影響を評価するためにアウトリーチを実施した。IASB は、さまざまな業種からの 31 社の借手と 21 の貸手の国際的なサンプルを抽出した。貸手をサンプルに含めたのは、顧客に関する情報を得るためであった。IASB は、少額資産について、リース対象資産のクラス、契約の分量、リース金額、IAS 第 17 号を適用した場合のリースの分類、リース期間などの情報を依頼した。

サンプルに含めた一部の会社の要望により、IASB は、原資産の価値（新品時）について 5,000 米ドルという閾値を設けた。それらの会社が免除の対象となるかもしれないリース対象資産を識別する助けとするためである。

IASB は、実施したアウトリーチに対して下記の回答を得た。

会社数	借手	貸手
送付した依頼	31	21
受け取った回答	25	17
- うち定量化可能なもの*	17	n.a.

* 回答は、少額資産のリースの価値を、会社の非流動資産合計及び非流動負債合計に対する百分率として見積ることが可能であった場合に、定量化可能とみなした。

IASB は、少額資産のリースを非流動資産合計及び非流動負債合計に対する百分率として見積った。これは、17 社の借手である回答者から提供された情報とそれらが報告した財務情報に基づいている。このデータは以下のように要約される。

少額資産のリースの価値（非流動資産合計及び非流動負債合計に対する百分率）

会社数	非流動資産**	非流動負債**
0.05%未満	8	7
0.05% - 0.10%	3	2
0.10% - 0.50%	3	4
0.50% - 1.00%	2	2
1.00% - 4.50%	1	2
合計	17	17

** 報告されている非流動資産合計及び非流動負債合計に、割引後のオフバランスのリース約定の見積りを加算

上記の表は、定量化可能な回答を提供した会社のほぼすべてについて、少額資産のリースが非流動資産合計及び非流動負債合計の 1%未満であることを示している。

借手である回答者 25 社の約半数が、彼らの識別した少額資産のすべてが総額で重要性がないと考えられると明言した。したがって、この免除は報告される数値に何ら影響がないと予想される。これらの借手のいくつかは、免除の対象となる可能性のあるすべてのリースに重要性がないと考えたため、定量的なデータを提供しなかった会社であった。これらの回答者は、一般的に大規模会社であり、重要性の判定が少額資産の免除よりも著しく高いレベルで行われている可能性が高い。

しかし、他の回答者の一部は、免除がないと、これらのリースが総額で重要性がないことを立証することを要求されることになる指摘した。したがって、それらの回答者は、たとえ少額資産のリースが会社にとって重要性がない場合でも、免除がコスト面の救済を提供することになるという見解を示した。

少額資産の免除が小規模会社に与える影響に関する追加的な情報については、セクション 3「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」参照。

簡素化及び実務上の便法

IFRS 第 16 号には、IFRS 第 16 号の導入時及び継続ベースの両方で会社にコスト面の救済を提供するいくつかの単純化及び実務上の便法も含まれている。

リースとサービスの結合

IFRS 第 16 号は、会社に契約のリース構成部分と非リース（サービス）構成部分を区分することを要求しているが、リース構成部分を関連する非リース構成部分と区分することを要求しないという実務上の便法を適用する場合は例外となる。IASB がこの実務上の便法を認めることを決定したのは、コストと便益の理由と、区分をすべてのシナリオで要求することはしないよう求めた会社からの要望への対応のためである。IASB の考えでは、この実務上の便法は、一部の会社にとってコストと複雑性を低減させる一方、重大な比較可能性の問題は生じさせない。これは、一般的に、会社はサービス構成要素が重大であるリースには実務上の便法を採用しないと予想されるからであり、その理由は、採用すると会社のリース負債が著しく増大することになるからである。IASB は、会社は契約のサービス構成要素が相対的に小さい場合にこの実務上の便法を採用する可能性が高いと予想する。

変動リース料及びオプション支払

IFRS 第 16 号は、リース資産及びリース負債についての測定を単純化している。特に、

- (a) 変動リース料について、リース物件からの将来の売上高又はリース物件の使用に連動する変動リース料は、リース資産及びリース負債の測定から除外される。その代わりに、これらのコストは発生した期間に費用として認識される。物価連動支払はリース負債の一部として含まれるが、単純化された方法で測定される。その測定は、現在の契約上の支払を基礎とする（したがって、会社に将来の物価上昇の予測を要求しない）。
- (b) オプション支払（延長オプションに係るものなど）については、当該支払もリース資産及びリース負債の測定から除外される。ただし、会社が当該オプションを行使することが合理的に確実である場合はこの限りではない。

経過措置——比較金額

IASB は、IFRS 第 16 号を採用する会社には、IFRS 第 16 号を最初に適用する際に比較情報の修正再表示を要求すべきではないと決定した。これは会社が IFRS 第 16 号を最初に導入する際のコストを大きく低減すると期待される。

経過措置——従来のオフバランスのリースに係るリース資産の測定

IFRS 第 16 号は、IFRS 第 16 号を最初に導入する際にオフバランスのリースに係るリース資産を測定する方法を会社が選択することを認めている。

会社は、リース資産を IFRS 第 16 号がずっと適用されていたかのように測定するか、リース負債を基礎とした金額で測定するかのいずれかとすることができる。IASB は、リース資産をリース負債を基礎として測定することにより導入コストが低減されると予想する。会社がリースの開始日や過去の支払スケジュールなどの歴史的情報を捕捉する必要がなくなるからである。しかし、この方法を適用したリース負債の当初測定は、IFRS 第 16 号がずっと適用されていたかのように測定した場合よりも高い金額となると予想される。このため、最もコストの低い選択肢を選択した場合の影響は、リースの残り期間についての営業費用の増加（すなわち、減価償却の増加）となると予想される。したがって、IASB は、会社がこの選択肢を選ぶのは、より正確な移行アプローチの適用のコストが「正確な」移行後の損益計算書を達成することの便益を上回るリースについてのみであろうと予想する。

6—企業の財務諸表に対する影響

6.1—貸借対照表に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が会社の貸借対照表に与える影響を検討した。

貸借対照表に対する影響

↑ リース資産

↑ 金融負債

↓ 株主持分

オフバランスのリースに重要性がある会社については、IFRS 第 16 号はリース資産及びリース負債の増加を生じると予想される。

リース資産の帳簿価額は、通常はリース負債の帳簿価額よりも早く減少することになる。これにより、オフバランスのリースに重要性がある会社については、IAS 第 17 号に比べて、報告される自己資本の減少が生じるであろう。これは、資産購入の資金を従来のオンバランスのリースか借入金のいずれかで調達することにより生じる報告される株主持分に対する影響と同様である。

付録 C の設例はこれを例示している。

資産及び負債に対する影響

IFRS 第 16 号は、会社が貸借対照表においてすべてのリース（短期リース及び少額資産のリースを除く）についてリース資産及びリース負債を報告することを要求している。

オフバランスのリースに重要性がある会社については、IASB は、IFRS 第 16 号の最も重大な影響は、リース資産及びリース負債の増加であると予想する。

新たに認識されるリース資産（使用権資産）は、非流動の非金融資産であり、リース負債は流動及び非流動（リース料の支払時期に応じて決まる）の金融負債の一部である。したがって、IASB は、会社の報告する資産及び負債から算出される主要な財務数値が、セクション 6.5「主要な財務数値に対する影響」で述べるように変化すると予想する。

会社のサンプルについて IFRS 第 16 号が資産及び負債に与える影響に関する定量的情報については、以下の各セクションを参照。

- セクション 3「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」（オフバランスのリースと資産合計との比率を業種別に）
- セクション 4.1「財務報告の質の改善」（IFRS 第 16 号が有形固定資産及び長期金融負債に与える影響）
- セクション 7.1「借入のコストに対する影響」（長期金融債務に対する影響を業種別に）
- 付録 C「会社の財務諸表に対する影響：設例」

株主持分に対する影響

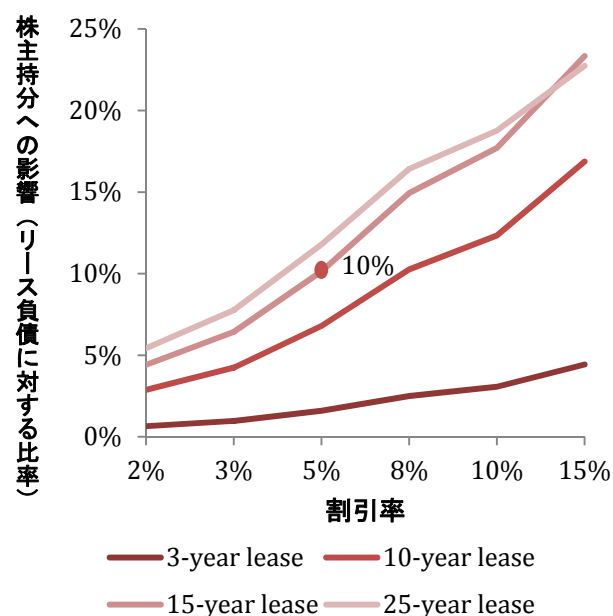
IAS 第 17 号を適用してオフバランスであったリースについては、株主持分は通常はリース料の金額だけ每期減額される。

IASB は、IFRS 第 16 号が報告される株主持分に下記のように影響を与えると予想する。

個々のリースに IFRS 第 16 号を適用すると、リース資産の帳簿価額は通常はリース負債の帳簿価額よりも早く減少するであろう。これは、リースの各期間において、リース資産は通常は定額法で減価償却され、リース負債は(a) 支払ったリース料の金額だけ減額され(b) 金利（リースの全期間にわたり減少していく）の分だけ増額されるからである。したがって、リース資産とリース負債の金額はリースの開始時と終了時には同額であるが、リース期間全体を通じて資産の金額の方が通常は負債の金額よりも低くなる。この影響は、個々のリースについて予想されるので、残りのリース期間がさまざまなリースの組合せを保有している会社の「ポートフォリオ効果」を考慮する際にも予想される。

したがって、株主持分に影響を与え得る可能性のある他のすべての要因が一定であると仮定すると、オフバランスのリースに重要性がある会社は、IFRS 第 16 号を適用すると通常は IAS 第 17 号に比べて報告される株主持分が減少することになる。報告される株主持分の減少は、会社が最初に IFRS 第 16 号を導入する際に生じると予想される。他の要因を無視すれば、報告される株主持分は、その後は会社のリース・ポートフォリオが一定である限りは一定のままとなる。しかし、株主持分の減少の時期は、IFRS 第 16 号を最初に導入する際に会社が行う決定に左右される。

下記の図は、さまざまな均等に分布しているリースのポートフォリオについての報告される株主持分への予想される影響を示している（均等に分布しているポートフォリオとは、どの期間をとっても開始及び終了するリースの件数が同じで、契約条件も同じであるポートフォリオである）。



例えば、この図は、均等に分布している平均期間 15 年で割引率が 5% のリースのポートフォリオについて、リース負債がリース資産よりも約 10% 多くなると予想されることを示している。この図では税金の影響を無視している。

リース資産とリース負債がリース期間全体を通じて異なることになるので、これにより繰延税金資産が生じる可能性があり、それは報告される株主持分に対する影響を減少させることになる。例えば、(a) リースに係る現金支払が税務上損金算入可能であり、(b) 税率が 30% と仮定すると、報告される株主持分に対する影響は、15 年のリースのポートフォリオで割引率が 5% の場合について、約 7% となる。

この分析は、株主持分に対する影響をリース負債に対する比率で考慮している。株主持分に対する影響は、リース期間が長いほど、また、割引率が高いほど、増大する。

会社の報告する株主持分に対する実際の影響は、会社の財務レバレッジ、リースの期間、リース負債の株主持分に対する比率に応じて決まる。これは、会社が所有している資産の比率、リース対象資産の比率、会社が営業活動の資金をどのように調達しているのかに左右される。

IASB は、株主持分に対する影響は、大半の会社については大きくないと予想する（95 ページから 96 ページの分布例は、これを例示している）。88 ページから 94 ページの航空会社及び小売業者の例は、オフバランスのリースが多額である会社にとっての予想される影響を例示している。

6.2—損益計算書に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が会社の損益計算書に与えることとなる以下の影響を検討した。

- (a) 個々のリース及びリースのポートフォリオの両方についてのリースに係る費用の認識
- (b) リースに係る費用の表示
- (c) その他の影響

貸借対照表に対する影響は、オフバランスのリースが多額である会社について大きいと予想されるが、多くの会社については、純損益に対する全体的な影響は大きくないと予想される。

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用してオフバランスとしていたリースに重要性がある会社については、EBITDA と営業利益⁴²が高くなる結果となると予想される。

⁴² IFRS は、会社の収益性を測定するために一般に使用されている EBITDA や営業利益などの用語を定義していない。したがって、それらの用語は IFRS の要求事項とは独立に定義されている。

損益計算書に対する影響

- ↑↑ EBITDA
- ↑ 営業利益及び財務コスト
- ↔⁴³ 税引前利益

IAS 第 17 号を適用してオフバランスとしていたリースに重要性がある会社については、IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用して報告される金額と比較して、金利前の利益（例えば、営業利益）が高くなると予想される。これは、IFRS 第 16 号を適用すると、会社は従来のオフバランスのリースに係るリース料の中の計算上の金利を財務コストの一部として表示するからである。これと対照的に、IAS 第 17 号を適用すると、オフバランスのリースに係る費用の全体が、営業費用の一部として含まれていた。

営業利益及び財務コストの増加の大きさは、会社にとってのリースの重大性、リースの期間の長さ、適用する割引率に応じて決まる。

付録 C の設例はこれを例示している。

⁴³ リースのポートフォリオの保有の影響による変動は、多くの会社についてはほとんどないと予想される。このセクションのサブセクション「認識——リースのポートフォリオ」参照。

認識—個々のリース

リースの期間全体では、個々のリースについて認識される費用は、IFRS 第 16 号を適用しても IAS 第 17 号を適用しても同じである（すなわち、会社は、リース期間全体では、リースに対して支払った現金の合計額を純損益に費用として認識する）。しかし、IFRS 第 16 号を適用すると、個々の報告期間に認識される費用の合計は、個々のオフバランスのリースについて IAS 第 17 号を適用して認識される費用とは異なると予想される⁴⁴。

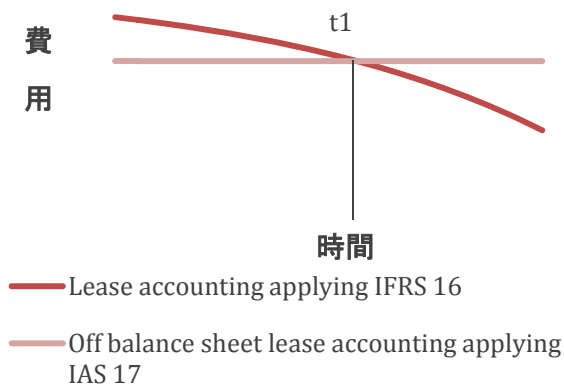
個々のオフバランスのリースについては、認識される費用は通常、リース期間全体を通じて各期間で同じである。すなわち、会社はオペレーティング・リース費用を通常は定額で認識していた（変動リース料を除く）。これと対照的に、IFRS 第 16 号を適用した場合のリースについての費用認識パターンは、リース期間の長さ、リース料支払の時期、リースにおいて課される利率に応じて決まる。

IFRS 第 16 号を適用すると、リース期間の前半における金利費用と減価償却費の合計額は、一般的には、IAS 第 17 号を適用して認識されるオフバランスのリースに係る定額の費用よりも高くなると予想される。リース期間の後半にはその逆になると予想される。すなわち、リース期間の後半における金利費用と減価償却費の合計額は、一般的には、オフバランスのリースに係る定額の費用よりも低くなると予想される。

⁴⁴ 例外は、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用プロフィールが IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースについての費用プロフィールと変化がない短期リース及び少額資産のリースである。

これは、リース資産の減価償却が通常は定額法で認識されるのに対し、金利費用はリース負債が減少するにつれて一般的には減少していくからである。

リースに係る費用のプロフィール



IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号を適用した費用プロフィールは、個々のリースについての図に示している（リース料はリース期間全体を通じて均等であると仮定）。

この図は次のことを示している。

- (a) IFRS 第 16 号を適用した場合のリースに係る金利と減価償却の合計額は、オフバランスのリースに係る定額の費用に比べて、リース期間の開始時には高く、リース期間の終了時には低くなる。
- (b) 金利と減価償却の合計が定額のオフバランスのリースの費用と等しくなる時点（図の t1）は、リースの中間時点の後のどこかで生じる。これは、リース資産とリース負債の帳簿価額の差額が最大となる時点でもある。

IASB の分析では、上記の結論は、リース期間が 3 年から 40 年の範囲で、2%から 20%の範囲の割引率を使用した場合について一貫している。しかし、リースに係る費用が IFRS 第 16 号を適用した場合と IAS 第 17 号を適用した場合とで等しくなる時点（図の t1）は、リース期間の長さでリースに適用される割引率に応じて決まる。

認識-リースのポートフォリオ

会社は、通常、どの時点でもリースのポートフォリオを保有しており、IFRS 第 16 号の採用が損益計算書に与える影響の大きさは、リースの契約条件及びそれらのリースがそれぞれのリース期間をどれだけ経過しているのかに応じて決まる。

例えば、会社のリース・ポートフォリオが均等に分布している⁴⁵場合には、IFRS 第 16 号の採用による損益計算書に対する全体的な影響は中立的であると予想される。これは、IFRS 第 16 号を適用した場合のリースに係る減価償却と金利の合計額と、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る定額の費用との間に相違がないと予想されるからである。例えば、会社が 3 年のリースのポートフォリオを有していたとした場合には、当該ポートフォリオの 3 分の 1 はオフバランスのリースに係る定額の費用よりも費用が 5%高く、3 分の 1 は 5%低く、3 分の 1 は同じとなるであろう⁴⁶。したがって、リースに係る費用に対する全体的な影響は、均等に分布しているリース・ポートフォリオの中のすべてのリースについてリース料が等しいと仮定すると、中立的であると予想される。

ポートフォリオの構成が均等に分布していない場合には、IFRS 第 16 号は会社の純損益に影響を与える可能性がある。例えば、会社が成長中であり、その成長の資金をリース・ポートフォリオの拡大によって調達している場合には、会社はリースに関して IAS 第 17 号を適用したとした場合よりも高額な費用を報告する可能性がある。存続期間の初期にあるリースの件数の方が多いであろうからである。この結果は、成長の資金を資産購入のための借入によって調達している成長中の会社との比較可能性を改善する。それらの会社は、一般的に、成長の初期においては借入に対して高い金利費用が発生し、購入した資産の減価償却を定額法で認識することになるからである。

⁴⁵ 均等に分布しているポートフォリオとは、どの期間をとっても開始及び終了するリースの件数が同じで、契約条件も同じであるポートフォリオである。

⁴⁶ 年 6%の割引率を使用

リース・ポートフォリオが比較的安定している多くの会社については、純損益に対する影響は、IASB 等が実施した検証を基礎にすると、大きくはないと予想される。

会社が有しているリースのポートフォリオが定期的に推移していて、リースが期限満了となり新規のリースが追加されている場合には、IFRS 第 16 号の適用が純損益に与える影響は比較的小さい可能性がある。

ポートフォリオ効果の検証

IASB は、会社のリース・ポートフォリオに生じるかもしれない変動の影響を検証した。例えば、新規のリースの期間及び条件が更新前のリースと異なる場合や、リース・ポートフォリオの大きさが変化する場合、割引率が変化する場合である。IASB の検証の結果は、この文書の付録 D に要約している。

IASB は、ソフトウェア供給業者からも情報を得た。この業者は 50 件の不動産リース（リース期間及び条件が異なり、開始及び終了の期間が異なる）のテスト用のポートフォリオを作成した。このテストの結果は、リースのポートフォリオについて IFRS 第 16 号を適用することから生じる純損益に対する影響はほとんどない可能性が高いことを示していた。50 件の不動産リースのポートフォリオについて、純損益に対する影響は、それらの契約から生じる費用の合計の約 1% と見積られた。

FASB のスタッフが実施したリース・ポートフォリオの検証も同様の結果と結論をもたらした。さらに、このポートフォリオの検証は、会社のリース・ポートフォリオの中のリースの件数が多いほど、IFRS 第 16 号が純損益に与える影響が小さくなる可能性が高くなることを示していた。

表示——EBITDA 及び利益マージンへの影響

IAS 第 17 号とは異なり、すべてのリース（従来のオフバランスのリースを含む）について、IFRS 第 16 号は、会社がリース負債に係る金利をリース資産の減価償却と区分して認識することを要求している。会社は、金利費用を財務コストの一部として表示し、減価償却を有形固定資産の減価償却を表示する項目に類似した表示項目の中で表示すると予想される。IAS 第 17 号を適用した場合、オフバランスのリースに係るリース料は一般的に営業費用の中で表示されていた。

オフバランスのリースについてリース資産の減価償却費の認識及び表示をリース負債に係る金利と区分して行うことが損益計算書に与える影響を検証するため、IASB は、この文書の前の部分で記述したのと同じサンプルを使用した⁴⁷。

次ページの表は、業種別に、IFRS 第 16 号の適用が (a) EBITDA 及び (b) 利益マージン（すなわち、金利税金前利益の収益合計に対する比率）に与える影響の見積りを示している。

⁴⁷ IASB のサンプルは、セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」に記述している。

EBITDA

IFRS 第 16 号を適用すると、EBITDA は、オフバランスのリースに重要性がある会社については、IAS 第 17 号に比べて著しく高くなる。これは、IFRS 第 16 号を適用した EBITDA にはリースに係る費用が含まれないのに対し、IAS 第 17 号を適用した EBITDA にはオフバランスのリースに係る費用の全体が含まれていたからである。

EBITDA は、投資者及びアナリストが財務レバレッジを評価する際に用いることの多い利益指標である。

金利及び税金前の利益

金利及び税金前の利益指標（EBIT や営業利益など）も、IFRS 第 16 号を適用すると増大することになる。これは、IFRS 第 16 号を適用した場合のそれらの指標はリース負債に係る金利を除外しているのに対し、IAS 第 17 号を適用した場合は、オフバランスのリースに係る費用の全体が含まれていたからである。

IASB は、会社の営業業績の評価や企業価値の算定の差異に、投資者及びアナリストが金利及び税金前の利益を分析に使用することが多いのを承知している。これは、会社の業績を財務構造や所有構造と独立に評価したいと考えていることが多いからである。

IASB は、医療など一部の業種については、利益マージンの増大があまり大きくないことに留意した。しかし、相当量のオフバランスのリースを使用している業種（航空、小売、旅行・レジャーなど）については、利益マージンの増大は大きいと予想される。

この文書の付録 C の設例は、これを例示している。

業 種	EBITDA (百万米ドル)		金利及び税金前の利益／収益合計		金利及び税金前の 利益マージン率の増加 (パーセンテージ・ポイント)
	報告数値 (IAS 17)	すべてのリースが オンバランスの場合 (IFRS 16)	報告数値 (IAS 17)	すべてのリースが オンバランスの場合 (IFRS 16)	
航 空	51,624	73,849	6.33%	7.69%	1.36 (=136 ベーシスポイント)
小 売	270,403	347,716	6.01%	6.66%	0.65
旅行及びレジャー	50,299	63,279	11.80%	13.15%	1.35
運 輸	71,177	87,580	10.00%	10.70%	0.70
電気通信	399,328	434,452	13.18%	13.80%	0.62
エネルギー	688,370	745,273	8.11%	8.42%	0.31
メディア	118,156	128,959	17.70%	18.29%	0.59
卸 売	29,350	35,047	3.70%	3.94%	0.24
情報技術	298,655	312,392	18.28%	18.50%	0.22
医 療	254,616	265,181	15.41%	15.63%	0.22
その他	1,162,512	1,228,643	10.63%	10.83%	0.20
合 計	3,394,490	3,722,371	10.19%	10.58%	0.39

この表に示した金額を見積るために用いた仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照。

この表は、業種別の平均情報を示している。IFRS 第 16 号が個々の会社の EBITDA や金利及び税金前の利益マージンに与える影響は、この表に示した平均値とは異なることが予想される。49 ページの 1 つの地域におけるある業種についての分析を参照。

利益マージン率の増加の会社数別分布

右の表におけるデータは、個々の会社の金利及び税金前の利益マージン率の増加が、サンプルの中の 3 社に 1 社について 1%未満（すなわち、100 ベーシスポイント未満）と見積られることを示している。一部の会社については、1%未満の変動は重大ではないかもしれない。しかし、小売や卸売りなど利益マージン率の低い会社（前ページ参照）については、0.5%から 1%（すなわち、50 から 100 ベーシスポイント）の増加は重大である可能性がある。

さらに、金利及び税金前の利益マージン率が、このサンプルの中の 3 社に 1 社について 1%超（すなわち、100 ベーシスポイント超）増加すると見積られる。そうした差異は、一部の投資者及びアナリストにとって、個々の会社を分析し、それらの会社に関する投資意思決定を行う際に、重要となり得る。

IASB は、会社の損益計算書においてリース資産の減価償却とリース負債に係る金利とを区分することは、投資者及びアナリストに重要な情報を提供するものと考えている。

金利及び税金前の利益マージン率の増加（パーセンテージ・ポイント）						
業 種	会社数別分布					
	< 0.2 (=20 ベース ポイント)	0.2—0.5	0.5—1	1—5	5—10	>10
航 空	---	8%	14%	72%	4%	2%
小 売	4%	10%	25%	58%	3%	---
旅行及びレジャー	4%	6%	13%	62%	9%	6%
運 輸	6%	18%	35%	33%	6%	2%
電気通信	14%	34%	21%	29%	2%	---
エネルギー	35%	25%	16%	21%	---	3%
メディア	9%	25%	27%	29%	8%	2%
卸 売	19%	69%	---	12%	---	---
情報技術	24%	43%	14%	16%	3%	---
医 療	42%	15%	9%	23%	9%	2%
その他	44%	26%	16%	13%	1%	---
合 計	23%	22%	19%	32%	3%	1%

この表の作成に使用した金額の見積りに用いた仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照。ピンク色で強調した欄には、その業種についての金利及び税金前の利益マージン率の平均的な増加（47 ページに示している）を記載している。

1つの地域におけるある業種についての分析

1つの業種の中の個々の会社に対する影響の相違をより適切に評価するため、IASB は、ある地域の航空業界について IFRS 第 16 号の適用の影響を分析した。

これらの航空会社についての分析は、いくつかの航空会社については、IFRS 第 16 号は報告される資産及び負債に比較的小さな影響しか与えないと予想されることを示している。これと対照的に、他のいくつかの航空会社については、報告される資産及び負債は大きく変化すると予想される。

損益計算書への影響に関しても同様の結果がある。IFRS 第 16 号が各航空会社の金利及び税金前の利益マージンに与える影響は、従来のオフバランスのリースの性質及び重大性に応じて、幅があるものと予想される。

主要な発見事項を下記の表に示している。

会社の参照番号	金利及び税金前の利益マージン率の増加 (パーセンテージポイント)	オフバランスのリース (割引後) / 資産合計
航空会社平均	1.36 (47ページ参照)	22.7% (16ページ参照)
航空会社1	0.3 (=30 ベーシ スポイント)	5%
航空会社2	0.4	5%
航空会社3	0.4	9%
航空会社4	1.1	18%
航空会社5	1.3	27%
航空会社6	1.4	33%
航空会社7	1.5	36%
航空会社8	2.1	30%
航空会社9	2.8	64%
航空会社10	3.8	66%

その他の影響

税金に対する影響

IFRS 第 16 号を適用した会計処理と税務会計との差異がリースについて生じると予想されることが多いので、会社が認識する税金の金額に対する影響が生じる可能性が高い。この影響は、それぞれの法域での税率及びリースの税務上の取扱いに左右される。

IASB は、IFRS の変更がその後に税務法規の変更を生じさせる可能性があることを認識している（会計処理との結び付きは法域ごとに大きく異なるが）。税金に対する IFRS 第 16 号の最終的な影響は、各法域における税務当局の行動に左右される。

損益計算書に対するその他の影響

IFRS 第 16 号を適用すると、会社はすべてのリースを IAS 第 17 号を適用した場合のファイナンス・リースの会計処理と同様に会計処理することになる。したがって、IASB は、従来のファイナンス・リースについて IAS 第 17 号を適用する場合に生じていた損益計算書に対する影響が、IFRS 第 16 号を適用するとすべてのリース（従来のオフバランスのリースを含む）について生じるであろうと予想する。例えば、他の金融負債と同様に、会社は外貨建のリース負債を、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」を適用して、各報告期間の末日現在の為替レートを用いて測定することになる。外貨建のリースは会社を為替リスクに晒すので、このようなリースは、為替差損益が損益計算書に認識される結果を生じる可能性がある。

6.3—キャッシュ・フロー計算書に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が会社のキャッシュ・フロー計算書に与える影響を検討した。

会計処理の要求事項の変更は、リースの当事者間で移転される現金の金額に相違を生じさせない。

したがって、IASB は、IFRS 第 16 号は報告されるキャッシュ・フローの合計額には影響を与えないと予想する。しかし、IFRS 第 16 号は、従来のオフバランスのリースに係るキャッシュ・フローの表示に影響を与えると予想される。

貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書との結び付きを維持するため、IFRS 第 16 号は、会社が下記についての現金支払を次のように分類することを要求している。

- (a) リース負債の元本部分を財務活動の中で。
- (b) リース負債の金利部分を他の金利支払に関する要求事項に従って。これは IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の要求事項と整合的である⁴⁸。

キャッシュ・フロー計算書に対する影響

- ↑ 営業活動からの資金
- ↓ 財務活動からの資金
- ↔ キャッシュ・フローの合計

IFRS 第 16 号は、IAS 第 17 号を適用して報告される金額に比べて、営業キャッシュ・アウトフローを減少させ、それに対応する増加を財務キャッシュ・アウトフローに生じさせると予想される。これは、IAS 第 17 号を適用する場合には、会社は従来のオフバランスのリースに係るキャッシュ・アウトフローを営業活動として表示していたからである。これと対照的に、IFRS 第 16 号を適用すると、すべてのリースに係る元本支払が財務活動に含まれる。金利も IFRS を適用すると財務活動に含まれる可能性がある。

付録 C の設例は、これを例示している。

⁴⁸ IFRS を適用する場合、金利支払は、キャッシュ・フロー計算書において、営業、投資又は財務活動のいずれかの中で表示することができる。

6.4—注記に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が会社の財務諸表注記に与える影響を検討した。

この文書の付録 C における航空会社の例は、これを例示している。

リース資産、リースに係る費用及びキャッシュ・フローに関する開示

重要性のあるリースについては、IAS 第 17 号と同様、IFRS 第 16 号は、会社がリースに係る費用の内訳を財務諸表注記において示すことを要求している。IAS 第 17 号とは異なり、会社は、リース対象資産のクラス別のリース資産に関する情報、及びリースのキャッシュ・アウトフローの合計額を示すことも要求される。この情報は、会社のリース活動の完全な像を提供するために要求されている。

リース負債の満期分析

IAS 第 17 号とは異なり、IFRS 第 16 号は、リース負債の満期分析の開示については IFRS 第 7 号「金融商品：開示」に依拠している。

IFRS 第 7 号は、投資者及びアナリストに有用な情報を提供するためにどの期間帯を開示すべきかを決定する際に、判断を使用することを会社に要求しているのに対し、IAS 第 17 号は、1 年未満、1 年から 5 年、5 年超という期間帯を規定していた。場合によっては、IFRS 第 7 号を適用すると、IAS 第 17 号を適用した場合よりも包括的でない満期分析となる可能性がある。しかし、IASB は、このアプローチが IAS 第 17 号を適用した場合よりも詳細な情報の開示をもたらす状況があると予想する。

追加的な開示

複雑な要素（例えば、変動リース料、延長オプション、残価保証）を含んでいるリースについては、IFRS 第 16 号は、財務諸表の他の場所で扱っていない重要性のある会社固有の情報（もしあれば）を開示することを会社に要求している。この情報は会社ごとに異なると予想される。

IAS 第 17 号⁴⁹とは異なり、IFRS 第 16 号は、規範的な定性的開示の一覧を記載しておらず、目的を示して、当該目的を満たす情報を会社が決定することを要求している。これは、IFRS 第 16 号が、財務諸表利用者にとって最も有用な情報に焦点を当てることによって、リース開示の有効性の改善を図っているからである。例えば、IASB は、会社は (a) 自社のリース活動の性質、及び (b) 重大な延長及び解約のオプション又は変動リース料の影響に関する情報を開示するであろうと予想する（この情報が、リースが会社の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響を財務諸表利用者が評価するのに役立つ場合）。

⁴⁹ IAS 第 17 号は、会社のリース契約についての全般的な記述を要求していた。これには以下が含まれていた。(a) 変動賃料支払が決定される基礎、(b) 更新又は購入のオプション及び加速条項の存在、(c) リース契約により課されている制限（配当や、追加的な債務、追加のリースに関するものなど）

6.5—主要な財務数値に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が会社の財務数値（主要な財務比率を含む）に与えるかもしれない影響についても検討した。

これまでファイナンス・リースに分類されていたリースについては、会社の IFRS 財務諸表から算出される主要な財務数値に大きな変化はないであろう。これと対照的に、これまでオペレーティング・リースに分類されていたリースについては、IASB は、いくつかの財務数値について、当該数値が IFRS 財務諸表で認識されている金額を基礎とするとした場合に、大きな変化があると予想する。予想される変化には、下記の表に要約したものが含まれる。

変 更	影 響
① これまで認識していなかった資産の認識	→ 資産ベースが高くなり、総資産回転率などの比率に影響を与える。 セクション 6.1 「貸借対照表に対する影響」参照
② これまで認識していなかった負債の認識	→ 金融負債が増加し、財務レバレッジ（ギアリング）に影響を与える。 セクション 6.1 「貸借対照表に対する影響」参照
③ オペレーティング・リース費用の代わりに減価償却と金利を認識	→ 営業利益が高くなる（金利が通常は営業費用から除外されるため）。同様に、金利と減価償却を除外しているがオペレーティング・リース費用を含めている利益指標（EBITDA など）が、IAS 第 17 号を適用した場合よりも高くなる。 セクション 6.2 「損益計算書に対する影響」参照

下記の表は、IFRS 第 16 号が、オフバランスのリースに重要性がある会社の財務諸表を分析する際に、頻繁に使用されるいくつかの数値に与えると予想される影響を示している。

下記の表に列挙している数値の計算には標準化された方法はない。表に示した予想される影響は、当該数値が IFRS を適用して報告された金額を用いて調整なしに算出されると仮定している。

この表は、主要な財務数値に対する影響がさまざまであることを示している。一部の数値は IFRS 第 16 号を適用すると改善するが、他の数値はそうではない。

数 値	何を測定する のか	一般的な計算方法	IFRS 第 16 号によ り予想される影響	説 明
レバレッジ（ギ アリング）比率	長期的な支払能 力	負債／資本	↑ 増加	金融負債が増加する（また、資本が減少すると予想される）ため、増加する。
流動比率	流動性	流動資産／流動負債	↓ 低下	流動リース負債は増加するが流動資産は増加しないため、低下する。
総資産回転率	収益性	売上高／資産合計	↓ 低下	リース資産が資産合計の一部として認識されるため、低下する。
インタレスト・ カバー	長期的な支払能 力	EBITDA／金利費用	場合による	EBITDA は、IFRS 第 16 号を適用すると、金利費用と同様に増加する。比率の変化は、リース・ポートフォリオの特性に左右される。
EBIT / 営業利益	収益性	さまざまな方法——投資から 生じる利益及び金利と税金の 影響を考慮しない利益	↑ 増加	追加される減価償却費が、除外されるオフバランスのリースに係る費用よりも低いため、増加する。
EBITDA	収益性	金利、税金、減価償却及び償 却前の利益	↑ 増加	オフバランスのリースに係る費用が除外されるため、増加する。
EBITDAR	収益性	金利、税金、減価償却、償却 及び賃借料前の利益	⇔ 変化なし	すべてのリース関連費用が除外されるため、変化はない。
純損益	収益性	IFRS を適用して報告	場合による	リース・ポートフォリオの特性と税金への影響に応じて決まる。
EPS	収益性	純損益／発行済株式数	場合による	純損益への影響に応じて決まるが、純損益への影響は、リース・ポートフォリオの特性と税金への影響に応じて決まる。

数 値	何を測定する のか	一般的な計算方法	IFRS 第 16 号によ り予想される影響	説 明
ROCE	収益性	EBIT / (資本 + 金融負債)	場合による	EBIT は、IFRS 第 16 号を適用すると、金融負債と同様に増加する。比率の変化は、リース・ポートフォリオの特性に左右される
ROE	収益性	純損益 / 資本	場合による	純損益に対する影響に応じて決まるが、純損益への影響はリース・ポートフォリオに左右される。純損益に影響がない場合には、報告される資本が減少するので、この比率は高くなる。
営業キャッシ ュ・フロー	収益性	さまざまな方法——営業活動 からのキャッシュ・フローに は、資本及び借入に関するキ ャッシュを含めない	↑ 増加	少なくともリース料の一部（元本に係る支払）がキャッシュ・フロー 計算書の財務セクションに移されるため、増加する。
正味キャッシ ュ・フロー	収益性及び流動 性	キャッシュ・インフローとキ ャッシュ・アウトフローとの 差額	⇔ 変化なし	キャッシュは影響を受けないため、変化はない。

7—その他の影響

7.1—借入コストに対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が借入のコストに与えるかもしれない影響についても検討した。オフバランスのリースに重要性がある会社は、IFRS 第 16 号を適用すると、より高い金融負債（及びより高い資産）を報告すると予想されるからである。

それらの影響を検討する際に、IASB は、資本市場が効率的に機能するために、信用リスクに晒されている者がそうしたリスクを十分な情報に基づいて引き受けることの重要性に留意した。

IASB は、IFRS 第 16 号が会計処理のみの変更となることに着目した。IFRS 第 16 号は、会社の既存の財務上のコミットメントに関して透明性のより高い情報を提供するが、当該コミットメントを変更するものではない。言い換えると、会社は IFRS 第 16 号の導入後も IAS 第 17 号を適用していた時と依然として同じ会社である。さらに、IASB が受け取った情報が示すところでは、財務諸表の洗練された利用者の大半（信用格付機関や融資者を含む）は、すでにオフバランスのリースが財務レバレッジに与える影響を見積っている（特に、会社が多額のオフバランスのリースを有している場合）。

2013 年の「リース」公開草案に対するコメントレターの抜粋

例えば、2013 年 ED へのコメントレターの中で、ある銀行は次のように述べた。「我々の理解では、アナリスト及び融資者（我々自身の融資担当者を含む）の大半は、レバレッジ及びコストへの影響を見積るために、現在要求されているリース約定の開示を使用している。」

別の銀行は次のように述べた。「我々の融資担当者は、オフバランスのリースの金額を算定し、顧客の現在のキャッシュ・フローでこれらや他の項目を支払えるかどうかを判定するために財務諸表注記をレビューすることにより、借手の信用を分析している。」

いくつかの学術研究の結果も、この点に関しての証拠を提供している。ある学術論文⁵⁰は、銀行は、信用格付が利用可能である場合には、部分的に信用格付を基礎として金利を設定していると指摘している。信用格付機関はオフバランスのリースについて調整を行っているので、格付けされた借手に付与されるローンに課される金利は、IFRS 第 16 号の導入の結果として変更されないと予想される。信用格付機関の格付けがない借手について、その論文は、財務比

⁵⁰ “Operating Leases and Credit Assessments”, by J. Altamuro, R. Johnston, S. Pandit, and H. Zhang, Contemporary Accounting Research Vol. 31, No. 2 (Summer 2014) pp. 551-580.

率をオフバランスのリースについて調整すると金利がより適切に説明されることを発見している。ただし、この発見事項は小規模の融資者が行う貸付については弱くなっている。

この論文の著者たち（2000 年から 2009 年の期間にわたる 5,812 件の商業貸付で課された金利を調査）は、発見事項を次のように要約している。「これらの結果は、洗練された信用市場の参加者はオフバランスのオペレーティング・リースに関する情報を信用評価に組み込んでおり、債権者はそれを直接的に又は信用格付を通じて間接的に行っているという、我々の仮説を支持するものである。」（553 ページ）

したがって、IASB は、借入のコストに対する影響は、IFRS 第 16 号を適用したリース負債に関するより正確な情報が利用可能となることから生じる可能性が最も高いと考えている。

融資者は、会社の信用リスクについてより適切な情報を得ると予想され、したがって、当該リスクをより適切に理解し価格付けする能力を得ることになる。

IASB は、借入のコストの変化（もしあれば）は、意思決定の改善から生じるものであり、それは会社の財務レバレッジに関する透明性の改善に基づくものであろうと考えている。

しかし、一部の会社について借入のコストが増大することはあり得る。同様に、会社の認識するリース負債が過去に見積られたものとどれだけ異なるのかに応じて、借入のコストが減少することもあり得る。

例えば、オフバランスのリースを資産化するために使用されているいくつかの一般的な見積技法（年間のリース費用を 8 倍するなど）が、多くの会社のリース負債を過大に見積っていることを示唆する証拠がある。

この文書の前の部分で記述した IASB のサンプル⁵¹について、次ページの表は、業種別に、下記のリース負債が長期金融負債に与える影響を比較している。

- (a) オフバランスのリースに係る将来のリース料を平均借入コストで割り引いて（すなわち、すべてのリースが貸借対照表に計上されているかのように）見積ったリース負債
- (b) オフバランスのリースに係る年間の費用を 8 倍することによって見積ったリース負債（投資者及びアナリストが一般的に使用している技法）

この情報に基づいて、IASB は以下のことに留意した。

- (a) 8 倍という乗数に基づいた一般的に使用されている見積技法は、会社のリース負債を過大に見積ることが多い。次ページの表に要約した数値の中に、本見積技法がリース負債を過小に見積っている長期のリースと、本見積技法がリース負債を過大に見積っている短期から中期のリースを有する個別の会社がある。
- (b) 報告される財務レバレッジ（すなわち、長期金融負債の自己資本に対する比率）に対する影響は、多額のオフバランスのリースを有している業界が最も大きい。

⁵¹ IASB のサンプルは、セクション 3 「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」に記述している。

業 種	長期金融負債 (百万米ドル)			長期金融負債の自己資本に対する比率		
	貸借対照表で報告 (IAS 17)	すべてのリースがオンバランスの場合 (IFRS 16)	一般的な市場実務 (年間リース料の8倍)	貸借対照表で報告 (IAS 17)	すべてのリースがオンバランスの場合 (IFRS 16)	一般的な市場実務 (年間リース料の8倍)
航 空	114,818	234,202	292,617	123%	251%	314%
小 売	378,698	810,171	997,201	48%	103%	126%
旅行及びレジャー	135,423	218,914	239,261	118%	191%	209%
運 輸	124,107	192,282	255,331	54%	84%	111%
電気通信	808,574	981,218	1,089,562	79%	96%	106%
エネルギー	1,017,236	1,305,094	1,472,458	42%	54%	60%
メディア	340,330	396,094	426,749	102%	119%	128%
卸 売	174,509	199,601	220,083	91%	104%	115%
情報技術	280,487	337,293	390,382	31%	37%	43%
医 療	437,284	491,649	521,808	58%	65%	69%
その他	2,629,476	2,936,211	3,158,519	64%	71%	76%
合 計	6,440,942	8,102,729	9,063,971	59%	74%	82%

この表に示した金額を見積るために使用した仮定に関する情報については、この文書の付録 A 参照。

この表における長期金融負債の自己資本に対する比率は、IFRS 第 16 号を適用した結果としての自己資本の変動を考慮に入れずに、報告された資本を使用して計算している。

7.2—債務特約条項に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が債務特約条項に与えるかもしれない影響を検討した。

IASB は、リース会計の変更が一部の債務特約条項に影響を与える可能性があることに留意した。それにより、IFRS 第 16 号の適用時に、それらの特約事項が会社の IFRS 財務諸表に連動（オフバランスのリースについての調整なしに）している場合には、一部の会社が債務特約条項を遵守できなくなる結果となる可能性もある。

IASB は、いくつかの銀行との会合から、既存の融資枠における多くの債務特約条項は会計処理の要求事項の影響を直接には受けないと承知している。例えば、IFRS は、債務特約条項に一般的に使用されている「債務」や「EBITDA」という用語を定義していない。したがって、それらの用語は IFRS の要求事項とは独立に定義されている。さらに、IASB は、債務特約条項が財務諸表上の金額を基礎としている場合には、融資枠の調印時に施行されている会計処理の要求事項を基礎とする（すなわち、「凍結された GAAP」を基礎とする）ことが多いと聞いている。

この情報は、大手の信用格付機関の 1 つが 2011 年に米ドルで締結された企業間与信契約のサンプルについて実施した調査⁵²で裏付けられている。この調査の結果は、分析された与信契約のほぼすべてが、会社を会計処理の変更から保護する条項を含んでいたことを示している。

この調査は、与信契約における典型的な条項について論じている。会社が新しい会計基準を採用する場合であっても、融資が実行された時点で有効であった会計基準を会社が引き続き使用することを認めるという条項である。会社は、自社と融資者が誠実な交渉を通じて与信契約を修正できるようになるまで、当該基準を使用することができる。修正がある場合には、契約の当初の意図が維持されるように特約条項が修正されることになる。

この調査は、与信契約が、特定の会計処理の要求事項の変更を免除する文言を含んでいる場合があることも指摘している。こうしたカーブアウト（一般的にこう呼ばれている）は、「凍結された GAAP」条項に類似している。これは、与信契約を当初の意図を維持するように修正することが要求されないことを意味する。すなわち、特約条項の比率に使用される会計処理は変更の対象とならない。オペレーティング・リースの会計

処理（ファイナンス・リースの会計処理ではなく）の使用は、この種のカーブアウトの一例である。

多額のオフバランスのリースを有している多くの会社については、債務特約条項がすでにオフバランスのリースを考慮に入れているという証拠もある。

財務諸表からの抜粋

例えば、ある小売業者は、財務諸表の中で次のように述べている。「債務特約条項 リボルビング枠は当社がレバレッジ比率を 4 倍未満に維持することを要求しており、これは、調整後の債務（年間リース費用の 8 倍として見積ったオフバランスのリースを資産化するように調整）と、金利、税金、減価償却、償却及び賃借料控除前の利益（「EBITDAR」）との比率として定義されている。」

ある航空会社は次のように述べている。「リボルビング信用枠は、以下の財務特約事項の対象となっており（略）EBITDAR は、正味金利費用をオペレーティング・リース料の 3 分の 1 だけ増額した金額の 2.5 倍よりも低くなくてはならない（3 分の 1 とは、オフバランスのリース料の中の計算利子額の見積りである）。

⁵² Moody's August 24, 2011 Special Comment: "Loan-Covenant Clauses Protect Companies From Default When Accounting Changes".

IFRS 第 16 号がリース約定のより忠実な表現を提供すると予想されるので、IASB は、IFRS 第 16 号の発効後に交渉される債務特約条項はこの会計処理の変更を反映すると予想する。将来の債務特約条項の契約条件は変化する可能性があるが、IASB は、それらの変更は真の経済的変化を会計処理の変更と区別する方法で行われるはずであると予想する。

リース会計の変更は、会社の経済的ポジションやコミットメントに影響を与えない。これらはすでに融資者によって考慮されていることが多い。

IFRS 第 16 号の公表と発効日との間の 3 年の導入期間は、IFRS 第 16 号が自社の債務特約条項に与える影響（もしあれば）を会社が検討するのに十分であると予想される。

欧州での債務特約条項の調査⁵³

IASB は、2015 年に欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）並びにフランス、ドイツ、イタリア、リトアニア及び英国の国内基準設定主体が実施した公開の調査（IASB が参加）から得られた情報を分析した。この調査の目的は、欧州において債務特約条項がどのように決定されているのかに関する情報を得ることであった。

この調査に回答した融資者は、さまざまな顧客について債務特約条項がどのように構成されているのかに関して、種々の実務を記述していた（例えば、顧客の規模や業種あるいは提供された信用枠の種類に応じて、さまざまな契約条件が存在しているかもしれない）。それでも、大半の融資者は、債務特約条項は次のいずれかであると述べた。(a) オフバランスのリース約定についての「凍結された GAAP」条項又は調整を含んでいることが多い、あるいは (b) 会計処理の要求事項に変更がある場合には再交渉される。さらに、融資者である回答者の大多数は、IFRS 第 16 号が発効した時点で債務特約条項の契約条件を再検討する予定である。調査に回答した融資者は欧州の銀行市場の約 11%を占めていた⁵⁴。

この調査に回答した作成者も、種々の実務を記述していた。作成者である回答者の大半は、債務特約条項は通常は財務報告データを基礎としていると述べた。そうした作成者である回答者の一部は、債務特約条項は「凍結された GAAP」条項を含んでおらず、オフバランスのリースについての調整を含んでいないとも述べた。他の作成者である回答者は、債務特約条項が「凍結された GAAP」条項を含んでおり、すでにオフバランスのリースを考慮しているか又は会計処理の要求事項が変更された場合には再交渉の対象となると述べた。

作成者である回答者の一部は、オフバランスのリースに関する情報を財務諸表において開示していないか、又は会社の規模と比較して最小限の金額のオフバランスのリースを開示している。IASB は、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに重要性がないか又は最小限である会社は、債務特約条項の契約条件に関係なく、IFRS 第 16 号によって大きな影響を受けないであろうと予想する。

⁵³ EFRAG ウェブサイト上の報告書参照。

⁵⁴ EU の 28 か国の銀行の 2014 年 6 月 30 日現在の資産合計に基づいている。

7.3—自己資本規制に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号が規制上の自己資本要求に与えるかもしれない影響を検討した。

IASB は、オフバランスのリースに重要性がある会社の方が IFRS 第 16 号を適用した場合に高い資産と低い株主持分を報告すると予想する。これは、金融機関である借手の規制上の自己資本に影響を与える可能性がある。

新しい会計処理の要求事項が規制上の自己資本に与える影響は、金融規制当局の行動に左右される。

IASB は、引き続き金融規制当局及び他の利害関係者との継続的な対話を維持して、IFRS 第 16 号により生じる可能性の高い影響についての認識を高めていく。

しかし、重要なこととして、IFRS 第 16 号は、会社が有形固定資産のリースから生じたリース資産を有形資産として表示することを要求している（貸借対照表においてそれらを単独の表示項目の中で表示しない場合）。

IASB は、IFRS 第 16 号が報告される株主持分に与える影響を、欧州の銀行 20 行のサンプルを検討することによって見積った。報告される株主持分の減少の見積りは、サンプルに含まれていたすべての銀行について報告される株主持分の 0.5%未満であり、サンプルのほぼ半数については報告される株主持分の 0.2%未満である。この検証に基づき、IASB は、借手の会計処理の変更は大半の金融機関の規制上の自己資本に大きな影響を与えないと予想する。

欧州の銀行のサンプル

銀行のサンプルは、オフバランスのリースに係る割引前の約定の資産合計に対する比率（2012 年 12 月 31 日現在の財務諸表に基づく）が最も高いトップ 20 にリストされた欧州の銀行である。サンプルの中のすべての銀行について、オフバランスのリースに係る割引前の約定は、2012 年から 2014 年の間の各事業年度において総資産の 1%未満となっている。

報告された株主持分に対する影響の見積りを作成する際に行った主要な仮定は次のとおりである。

- (a) 5%の割引率が、IAS 第 17 号を適用した場合のすべてのオフバランスのリースに適用される。
- (b) オフバランスのリースのポートフォリオは、均等に分布している 15 年のリースのポートフォリオである。
- (c) 繰延税金資産は、各銀行が開示している税率に基づいて見積っている。

7.4—リース市場及び小規模企業にとっての融資へのアクセスに対する影響

リース市場に対する影響

IASB は、IFRS 第 16 号がリース市場に影響を与えるような行動上の変化を生じさせる可能性があるかどうかを検討した。例えば、借手の会計処理の要求事項が、資産をリースする会社と資産購入のために借入をする会社との間の比較可能性を高めるので、会社は資産をリースせずに購入することを決定するかもしれない。

IASB は、IFRS 第 16 号が、望みの会計上の結果を達成するために取引を操作するインセンティブを提供する恐れがあるかどうかについても検討した。例としては、認識するリース負債を小さくしようとして、リース期間を短縮したりリース料を変動にしたりすることが考えられる。

これらの考え得る影響を検討した際に、IASB は、景気後退や経済の劇的な変化がない限り、会社は、収益を生み出し事業を運営するために、引き続き資産を必要とすることに着目した。

会社は、そうした資産の獲得方法に 2 つの選択肢がある。購入するかリースするかである。したがって、会計処理の変更は、資産に対する全体的な需要には影響を与えないはずである。

それでも、IASB は、会社が購入する資産を多くし、その結果、リースする資産を少なくすることを決定するならば、会計処理の変更がリース市場に影響を与えるかもしれないと認識している。

IASB は、IFRS 第 16 号の発効後に大きな行動上の変化はないと予想する（すなわち、会社が、会計処理の変更の結果として、資産をリースせずに、購入するための借入を意図的に行うとは予想されない）。しかし、個々の貸手については、影響がリース業界全体より大きくなることも小さくなることもあり得る。

購入かリースか

IASB は、一部の資産をリースせずに購入することを決定する会社があるかもしれないと予想する。特に、その会社が、リースが貸借対照表に計上されないという理由で、より多くの金額をリースに対して進んで支払っていた場合である。しかし、IASB は、会社がオフバランスのリースを締結する唯一の理由が、オフバランスの会計処理を達成することであるとは考えていない。IASB は、会社がリースをする実質的な事業上の理由は数多くあり、それは IFRS 第 16 号の発効後も引き続き存在するであろうことに着目した。したがって、IASB は、リースに関連する相当の便益を考慮すると、会社は IFRS 第 16 号の発効後に引き続き多数のリースを締結すると予想する。

特に、IASB は、リースは通常、伝統的な銀行借入枠が付与されないかもしれない状況で、貸手の方が資産の所有により大きな保証があることが多いという理由で融資を提供していることに着目した。

リース業界が提供した情報に基づいて、資産をリースすることの便益の例を下記の表に示している。

IASB は、たとえ一部の会社が締結するリースを少なくすることを決定する場合でも、会社は依然として資産金融を必要とするであろうと予想する。資産金融は、資産のリースも行う供給者によって提供されることが多い。したがって、一部の貸手は資産のリースを少なくして、より多くの資産について資産金融を提供するかもしれない。

借手にとってのリースの便益一例

- 資産の資金を補足的な保証なしに調達
- 通常は定額の定期的なリース料
- 最新の利用可能な技術に基づく資産の継続的更新
- 銀行借入や信用枠とは独立した資金調達源
- 法的所有権なしに資産を使用できること（例えば、使用しなくなった場合に陳腐化や資産の処分についての責任がない）
- リースとともに提供されるサービス（例えば、資産のメンテナンス）
- 特定の税務処理
- 借手と貸手の間でのリスクと利益の分担方法（例えば、売上高に連動する変動リース料を通じて）
- 資産の経済的耐用年数全体のうち必要な部分についてだけ資産を使用できること
- 営業上の柔軟性の拡大

リースの契約条件

IASB は、多くのリースは IFRS 第 16 号の発効後に変更はないであろうと予想する。契約条件は通常は会社の事業ニーズに合うように交渉されるからである。したがって、変更が生じるのは、通常、事業上の理由からであり、会計上の理由からではない。

それでも、IASB は、一部の会社は IFRS 第 16 号の適用の結果としてリース活動を再検討するであろうと予想する。これにより、リースの期間の長さの変更や支払条件の変更が生じる可能性がある。

いかなる変更も、IFRS 第 16 号を適用した場合の情報の透明性の増大から生じると予想される。借手は、リースの当事者として、すでに自社のリースに関する関連性のある情報のすべてを有していると期待されるかもしれないが、一部の借手は、特にリースの意思決定が分権化されている場合には、自社のリースの効率性にあまり注意を払わないことがあり得る。IFRS 第 16 号はリース資産とリース負債を割引後で認識することを要求しているので、会社は、例えば、リースに課される割引率を決定する必要があり、事業の資金調達及び運営の方法の改善を識別するかもしれない。したがって、こうした変更（もしあれば）は、会計上の結果のみを動機とした変更ではなく、真正な事業上の決定の結果であると予想される。

リース会計についての学術研究⁵⁵によると、(a) 平均リース期間及びリース料の変更と(b) 異なる会計処理の要求事項の採用（例えば、国内 GAAP から IFRS への移行）との間の相関の判定は、極めて困難であることが判明している。その主な原因は、(a) 財務諸表注記における情報の欠如、(b) 異なる会計処理の要求事項の採用の前後において重大な変更がないこと、(c) リースを集中的に使用しているさまざまな産業セクターについてのトレンドの相違（すなわち、ある業界では増加し、別の業界では減少する）である。

小規模企業にとっての融資へのアクセス

IASB は、リースが小規模企業にとって重要な資金調達源であることを承知している⁵⁶。前ページで述べた借手にとってのリースの便益に照らして、IASB は、小規模会社は事業を運営するために必要とする資産へのアクセスを得るために、引き続きリースを使用するであろうと予想する。

IASB は、IFRS 第 16 号の導入後にリースに関する価格設定に変化はないと予想する。これは、IASB が貸手の会計処理の要求事項を IAS 第 17 号から IFRS 第 16 号に実質的に引き継ぐことを決定した（セクション 9「貸手の会計処理についての影響分析」参照）ため、IFRS 第 16 号は貸手にとって大きな追加的コストを生じないと予想されるからである。

実際に、IASB は、小規模企業はリースのコストに関する透明性の高まった情報から便益を受けるであろうと予想する。リースの契約条件の変更の可能性に関して前に述べたとおり、IFRS 第 16 号はリース資産とリース負債を割引後で認識することを要求している。これは、会社（財務部門が高度ではない会社を含む）がリースにおいて課される割引率を決定する必要がある、事業の資金調達及び運営の方法の改善を識別するかもしれないことを意味している。

IFRS 第 16 号が小規模企業に与える影響についての追加的な検討については、セクション 3「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」参照。

⁵⁵ “The Standard-setters’ Toolkit: Can Principles Prevail over Bright Lines?”, by Darren Henderson, University of Western Ontario - Richard Ivey School of Business, and Patricia C. O’Brien, University of Waterloo, November 2014.

⁵⁶ 例えば、(a) Oxford Economics が Leaseurope のために調査した欧州の 8 か国の 3,000 社の SME の 42.5%が、2013 年においてリースを使用していた（2015 年 7 月に Leaseurope が発表した調査報告書“The Use of Leasing Amongst European SMEs”による）、また、(b) 台湾では、SME が 2011 年のリース契約全体の 90%を占めていた（The Taipei Leasing Association, R. O. C.が作成した情報による）。

8—IFRS と US GAAP との間の差異の影響

8—IFRS と US GAAP との間の差異の影響

IFRS 第 16 号は、FASB が 2016 年の早期に公表する予定の新しい米国の「リース」基準とともに、IASB と FASB によるリースの会計処理を改善するための共同のプロジェクトを完了させるものである。

IASB と FASB は多くの領域で同じ結論に至っている。これには、リースの貸借対照表上での報告を要求することや、リースを定義する方法、リース負債をどのように測定するかが含まれている⁵⁷。しかし、IFRS 第 16 号と FASB モデル⁵⁸の間にはいくつかの差異があり、このセクションでは、これらの相違により生じる可能性の高い実務上の影響の概要を示す。

IFRS 第 16 号と FASB モデルとの間の借手の会計処理の類似点と相違点の要約を、次ページの表に示している。

この文書の付録 C における設例は、借手の会計処理の変更の影響の見積りを、IAS 第 17 号を適用した財務情報の報告を IFRS 第 16 号及び FASB モデルの適用からもたらされると予想される情報と比較することによって、例示している。

⁵⁷ リース負債は、IFRS 第 16 号と FASB モデルとで同じ方法で測定される。ただし、物価連動リース料は、IFRS 第 16 号を適用すると、支払の変更がある場合には再評価されるが、FASB モデルを適用する場合は再評価されない。

⁵⁸ この文書において、「FASB モデル」とは、2015 年 12 月 31 日現在の FASB の決定を指している。

貸借対照表

IASB は、会社は IFRS 第 16 号と FASB モデルとではほぼ同じリースを貸借対照表で報告すると予想する。IFRS 第 16 号は、会社が少額資産のリースを貸借対照表で報告する金額から除外することを認めているが、IASB は、少額資産のリースは大半の会社にとって重要性がないと予想する（より詳細な情報については、セクション 5.3「主要なコスト面の救済」参照）。したがって、IASB の予想では、IFRS 第 16 号及び FASB モデルの適用の最も大きな影響（すなわち、金融負債の増加及び当該負債の測定）は、IFRS 及び US GAAP を使用する会社の大半について非常に類似する。

従来のオフバランスのリースについては、差異が IFRS と US GAAP との間で生じるのはリース資産の測定（及びそれゆえ資本）に関してであると予想される。FASB モデルを適用すると、会社は一般的に、それらのリースから生じたリース資産をリースの前半の各年度においては IFRS 第 16 号（通常、リース資産の減価償却は定額法である）を適用する場合よりも遅く減価償却する。

したがって、IASB の予想では、リース資産の帳簿価額は、報告される資本とともに、FASB モデルを適用する場合の方が IFRS 第 16 号を適用する場合よりも大きくなる。ただし、それらの影響は大半の会社については大きくないと予想される（この文書の付録 C における卸売業者の例が、これを例示している）。この文書の付録 C における航空会社と小売業者の例は、従来のオフバランスのリースが多額である会社について予想される影響を例示している。

リース負債（IFRS と US GAAP の両方でそれぞれの金融負債の定義を満たす）の表示に関しては、IFRS 第 16 号と FASB モデルは特定の表示を定めていないが、FASB モデルは、会社が従来のオンバランスとオフバランスのリースを異なる表示科目で表示することを要求している。これと対照的に、IASB の予想では、IFRS 第 16 号を適用する会社は、自社の財政状態の理解に関連性がある場合にのみ、この区別（又はより目的適合性の高い区別）を行う。

		IFRS 16	US GAAP (FASB モデル)	
			従来のオンバランスのリース	従来のオフバランスのリース
貸借対照表				
認 識	すべてのリースを貸借対照表に計上	✓	✓	✓
	短期リースについての免除	✓	✓	✓
	少額資産のリースについての免除	✓	---	---
測 定	リース負債を割引後で	✓ ⁵⁹	✓ ⁵⁹	✓ ⁵⁹
	当初のリース資産=リース負債	✓	✓	✓
	リース資産の減価償却	通常は定額法	通常は定額法	通常は増増 ⁶⁰
表 示	リース負債	IAS 第 1 号 ⁶¹	区分表示 (従来のオフバランスのリースと)	区分表示 (従来のオンバランスのリースと)
	リース資産	有形固定資産又は独立科目 ⁶²		
損益計算書				
営業コスト		減価償却	減価償却	単一の費用
財務コスト		金利	金利	---
キャッシュ・フロー計算書				
営業活動		金利 ⁶³	金利	金利及び元本
財務活動		元本	元本	---

⁵⁹ リース負債は、IFRS 第 16 号と FASB モデルを適用する場合に同じ方法で測定される。ただし、物価連動支払については、IFRS 第 16 号を適用する場合には当該支払が変動する場合に再評価されるが、FASB モデルを適用する場合には再評価されない。

⁶⁰ リース資産は、通常は定額ベースでの単一のリース費用の認識を達成する金額で測定される。

⁶¹ IAS 第 1 号は、会社が金融負債を他の負債と区分して表示することを要求している。さらに、IAS 第 1 号は、会社の財政状態の理解に関連性がある場合には、追加的な表示項目（例えば、リース負債）を表示することを会社に要求している。

⁶² リース資産は貸借対照表に次のいずれかの方法で表示される。(a) 自社所有の有形固定資産 (PPE) と一括して、又は (b) 会社の財政状態の理解に関連性がある場合には、単独の表示科目として。

⁶³ IFRS を適用すると、金利支払は、営業活動、投資活動又は財務活動のいずれかの中で表示することができる。

損益計算書

オフバランスのリースに重要性がある会社については、IASB の予想では、IFRS 第 16 号による金利前の利益（例えば、営業利益）は、FASB モデルを適用して報告される利益に比べて高くなる。

これは、IFRS 第 16 号を適用すると、会社は従来のオフバランスのリースにおける計算上の金利を財務コストの一部として表示するが、FASB モデルを適用すると、従来のオフバランスのリースに係る費用の全体が営業コストの一部として含まれるからである。

営業利益及び財務コストの差異は、会社にとってのリースの重要度、リースの期間の長さ、適用する割引率に左右される。

この文書の付録 C の設例は、これを例示している。

類似点と相違点：IFRS と US GAAP

	IFRS 16	US GAAP (FASB モデル)
収 益	X	x
営業コスト (減価償却及び償却を除く)	---	単一の費用 ⁶⁴
EBITDA	↑↑	⇔
減価償却及び償却	減価償却	減価償却 ⁶⁵
営業利益	↑	⇔
財務コスト	金利	金利 ⁶⁵
税引前利益	⇔ ⁶⁶	⇔

⁶⁴ 従来のオフバランスのリースについて

⁶⁵ 従来のオンバランスのリースについて

⁶⁶ 多くの会社については、リースのポートフォリオの保有の影響による変化はほとんどないと予想される。セクション 6.2 「損益計算書に対する影響」の中の「認識——リースのポートフォリオ」に関するサブセクション参照。

キャッシュ・フロー計算書

IFRS と US GAAP との間のリース会計の差異は、合計キャッシュ・フローの相違を生じさせない。経済的な相違はないからである。

しかし、IASB の予想では、IFRS 第 16 号は、FASB モデルを適用して報告される金額に比べて、報告される営業キャッシュ・アウトフローを減少させ、対応する増加を報告される財務キャッシュ・アウトフローに生じさせる。これは、FASB モデルを適用すると、会社は、従来のオフバランスのリースに関するキャッシュ・アウトフローを営業活動として表示するが、IFRS 第 16 号を適用すると、すべてのリース負債に係る元本返済は財務活動に含まれるからである。金利も IFRS を適用すると財務活動に含まれる可能性がある。

この文書の付録 C の設例は、これを例示している。

注 記

IASB は、IFRS と US GAAP の適用会社が提供すべき開示には大きな相違はないと予想する。開示要求が同様 であるからである。それでも、主としてそれぞれの借手の会計処理モデルの相違により、いくつかの差異がある。例えば、FASB モデルでは、従来のオンバランスとオフバランスのリースに係る費用の区分開示を要求しているが、これは IFRS 第 16 号を適用する場合には適用されない。IFRS 第 16 号は会社が貸借対照表で報告されるすべてのリースを同じ方法で会計処理することを要求しているからである。

この文書の付録 C の航空会社の設例は、これを例示している。

セクション 6.4「注記に対する影響」で述べたように、IFRS 第 16 号には規範的な定性的開示の要求事項はなく、目的を示して会社が当該目的を満たす情報を決定することを要求している。これと対照的に、FASB モデルは、会社が特定の定性的項目（例えば、リースの中の延長及び解約のオプションの契約条件）を開示することを要求している。したがって、IASB の予想では、リースの中の特徴に関して開示される情報（延長及び解約のオプションなど）は IFRS と US GAAP の採用会社について異なるであろう。

主要な財務数値

セクション 6.5「主要な財務数値に対する影響」で説明したように、IASB は、新しいリースの要求事項は、一部の財務数値に影響を与えるであろうと予想する（当該数値が、財務諸表で報告される金額を基礎とする場合）。

以下の各項は、投資者及びアナリストが財務レバレッジ及び業績を評価する際に使用するいくつかの一般的な比率についての IFRS と US GAAP との間の差異を記載している。債務・EBITDA 比率とインタレスト・カバーも、2014 年に発表された学術調査（米国における 8,313 件の取引に基づく）⁶⁷によると、債務特約条項において最も一般的に使用されている比率である。

⁶⁷ “The Effect of Capitalizing Operating Leases on the Immediacy to Debt Covenant Violations”, by Byunghwan Lee, Gyung Paik, Daniel, Sung Wook Yoon, Journal of Accounting and Finance, 2014, vol. 14, issue 6.

財務レバレッジ

債務・EBITDA 比率（債務は、この文書の付録 C における設例では、借入にリース負債を加算したものと定義されている⁶⁸）—IFRS 第 16 号を適用した場合の債務・EBITDA 比率は、FASB モデルを適用した場合よりも低くなると予想される。これは、FASB モデルを適用した場合の EBITDA には、従来のオフバランスのリースに係る費用が含まれるが、IFRS 第 16 号を適用した場合の EBITDA には含まれないからである。

インタレスト・カバー（EBITDA の正味金融コストに対する比率）—IFRS 第 16 号を適用した場合のインタレスト・カバーは、FASB モデルを適用した場合のインタレスト・カバーとは異なると予想される。EBITDA の増加が金利の増加に比例しない可能性が高いからである。ほとんどの場合、IFRS 第 16 号を適用した場合のインタレスト・カバーは、FASB モデルを適用した場合よりも低くなると予想される。

この文書の付録 C の設例は、これを例示している。

業績

使用資本利益率（ROCE）—IFRS 第 16 号を適用した場合の ROCE は、FASB モデルを適用した場合よりも高いと予想される。これは、FASB モデルを適用すると、営業利益は従来のリース会計の要求事項に比べて変化しない（他方、営業利益は IFRS 第 16 号を適用すると増加する）と予想されるが、報告される使用資本は、IFRS 第 16 号と FASB モデルとで同様になると予想されるからである。

この文書の付録 C の設例は、これを例示している。

⁶⁸ IFRS は「債務（debt）」という用語を定義していない。したがって、この用語は IFRS の要求事項とは独立に定義されている。

コスト及び複雑性

前述のように、IFRS 第 16 号も FASB モデルも、ほぼ同じリースを貸借対照表上で報告することを要求している（ただし、IFRS 第 16 号では、会社が少額資産のリースを当該金額から除外することを認めている）。リース負債は、IFRS 第 16 号でも FASB モデルでも同様の方法で割引後で測定される。

しかし、IFRS 第 16 号と FASB モデルとの間で、リース資産の測定並びに損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書におけるリースに係る費用及びキャッシュ・フローの表示について差異が生じる。

IASB は、IFRS 第 16 号の適用のコストは FASB モデルの適用のコストとおおむね同様となると予想する。

会社は、IFRS 第 16 号と FASB モデルの両方の適用に同じデータを必要とする。すなわち、(a) リース（又は契約のリース構成部分）を識別するため、及び(b) それぞれのリースの資産化すべきリース料、リース期間及び割引率を決定するためのデータである。

継続ベースでは、IASB は、主要なコストが生じるのは、リース資産及びリース負債を各報告日に認識し測定するようにデータを適時に収集することからであると予想する。必要となるデータは、IAS 第 17 号を適用してオフバランスのリースに係る注記開示を提供するために必要とされるデータと同様であるが、IFRS 第 16 号及び FASB モデルを適用するには割引率が必要とされる。

したがって、IASB は、新しいリース会計の要求事項の適用の最も大きなコストは、IFRS と US GAAP の採用会社について同様であると予想する。

一部の会社は、FASB モデルに移行する方がコストが低くなると予想している。貸借対照表のみが変化し、損益計算書とキャッシュ・フロー計算書は変化しないからである。さらに、従来のオフバランスのリースについては、リース資産がリース負債と同じ金額で測定されると予想される（初期直接コスト、未払・前払賃借料及びリース・インセンティブについて調整後）⁶⁹。FASB モデルは（二本立てのモデルなので）会社にリースの分類を要求するが、分類の要求事項は従来のリースの会計処理の要求事項と基本的に同じである。

しかし、これと反対の意見を有している会社もある。これは、IFRS 第 16 号が下記の点でコストと複雑性を低減すると予想されるからである。

- (a) 会社はリースを分類することを要求されず、リース資産を 2 つの異なる方法で会計処理することも要求されない。
- (b) リース資産が他の資産と同様に測定される。したがって、会社は既存の固定資産情報システムをリース資産の会計処理のために使用することができる。
- (c) 会社は、少額資産のリースの資産化や、当該リースが会社にとって重要性がない旨の証明を要求されない。これは、特に小企業にとって、また、会社は大量の少額資産を有していることが多いことから、コストを低減させると予想される。

⁶⁹ FASB モデルを適用すると、従来のオフバランスのリースに係るリース資産とリース負債の測定の間で差異が生じる（例えば、リース資産が減損している場合）。

借入のコスト

一部の利害関係者から提起された疑問に対応して、IASB は、IFRS 第 16 号と FASB モデルとの間の差異が借入のコストに影響を与える可能性があるかどうかを検討した。

IASB は、IFRS 第 16 号と FASB モデルとの間の差異は会社にとっての借入のコストに影響を与えないと予想する。これは、リース負債の認識及び測定が IFRS 第 16 号と FASB モデルとでほとんど同じであるからである⁷⁰。したがって、IASB は、投資者、アナリスト、融資者等は、IFRS を適用する会社のリース負債を US GAAP を適用する会社のリース負債と同じ方法で評価すると予想する。

一部から、リース負債の表示が、一部の投資者又は融資者が当該負債をどのように見るのかに影響を与える可能性があるとの指摘があった。例えば、会社がリース負債を貸借対照表において複数の表示項目で表示する（FASB モデルを適用した場合に従来のオンバランスのリースとオフバランスのリースとの区別に基づいて要求されているように）とした場合、リース負債が財務レバレッジを評価する際に金融負債とみなされるのかどうかに影響を与える可能性があると考えられる人々がいる。

IFRS 第 16 号を開発する際に IASB が得た情報は、これが当てはまる可能性は低いことを示している。協議した投資者及びアナリストの大半は、すべてのリース（オフバランスのリースを含む）を資産と「債務類似」の負債を創出する

⁷⁰ これは、IFRS 第 16 号と FASB モデルが以下に関して同じ要求事項を含んでいるからである。(a) 貸借対照表上でのリースの認識（少額資産のリースについての免除は例外）、(b) リースの定義、(c) リース負債の測定（物価連動支払の再評価は例外）。

ものと見ていると述べた。これには、協議した信用格付機関や他の与信アナリストが含まれている。

したがって、それらの投資者及びアナリストは、財務レバレッジ及び事業に使用されている資本を評価する際に、会社が IAS 第 17 号を適用して報告した情報をオフバランスのリースを含めるように調整しようとしていた（会社が IAS 第 17 号を適用していた場合に投資者及びアナリストが行っていた調整に関する詳細な情報については、セクション 4.1 「財務報告の質の改善」参照）。IASB は、同様のメッセージを融資者からも受け取った。追加的な情報については、セクション 7.1 「借入コストに対する影響」参照。

信用格付の方法論のサンプル

例えば、以下は Standard and Poor's の企業格付け要件からの抜粋である。

「我々は、オペレーティング・リースとキャピタル・リースとの間の会計上の区別は本質的に人為的なものであると見ている。両方のケースで、借手は資産の使用について契約し、定期的な賃借料の支払を行う債務類似の義務を締結している。我々のリース調整は、会社間での報告される業績（営業と財務の両方）と財務上の義務の比較可能性を高めようとするものである（会社がリースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースのいずれで会計処理しようとする、また、資産の購入資金の調達に借入を使用する場合であろうと）。オペレーティング・リース調整モデルは、会社の財務比率を基礎となっている経済実態に近づけ比較可能性を高めることを意図しており、発生したすべての財務上の義務をオンバランスであろうとオフバランスであろうと考慮に入れることによってこれを行っている。」

9—貸手の会計処理についての影響分析

9—貸手の会計処理についての影響分析

IASB は、IFRS 第 16 号に含まれている貸手の会計処理の要求事項の影響を検討した。

セクション 2「会計処理の要求事項の変更点」で述べたように、リースの定義に関するガイダンスの変更は、契約の両方の当事者（すなわち、借手と貸手）に適用される。

IFRS 第 16 号における定義に関するガイダンスの変更は、大多数の契約については、契約がリースを含んでいるかどうかに関する結論に影響を与えないと予想される（すなわち、IAS 第 17 号を適用した場合のリースは、一般的には、IFRS 第 16 号を適用した場合にリースとなると予想される）。

したがって、IASB は、貸手は IFRS 第 16 号におけるリースの定義の変更によって大きな影響は受けないと予想する。

IFRS 第 16 号は、貸手がリースをどのように会計処理するかを、IAS 第 17 号に比べて実質的に変更していない。これは、IASB が IAS 第 17 号における貸手の会計処理モデルを引き継ぐことを決定したからである。ただし、IFRS 第 16 号は、貸手のリース活動に関連したキャッシュ・フローの不確実性を財務諸表利用者がより適切に評価できるようにするための、いくつかの追加的な開示を貸手が提供することを要求している。

したがって、IASB は、IFRS 第 16 号における貸手の会計処理の要求事項を導入することは下記の結果をもたらすと予想する。

- (a) リース活動及び特に資産リスクに対する会社のエクスポージャーに関してのより適切な情報。これは、貸手の財務諸表の利用者にとっての分析のコストを低減されると予想される。
- (b) 多くの貸手については、IAS 第 17 号に準拠した場合に生じるコストに対しての追加的なコストはほとんどない。

IFRS 第 16 号の主要な拡充された貸手の開示要求についての可能性の高いコストと便益についての IASB の検討を、以下の表に示している。

拡充された貸手の開示要求	便 益	コスト
<p>1—リース収益の表</p> <p>IFRS 第 16 号は、当報告期間に認識したリース収益の内訳を開示することを貸手に要求している。</p>	<p>リースは一般的に貸手の収益生成活動の一部である。IASB は、この情報は財務諸表利用者が貸手の収益の内訳を、顧客との契約から生じる収益に関して提供される情報（IFRS 第 15 号参照）と同様の方法で理解するのに役立つであろうと予想する。</p>	<p>IASB は、貸手には、この情報を提供する際に重大な継続的コストは生じないと予想する。これは、貸手はこの情報を会計上の総勘定元帳システムから抽出できるはずだからである。IASB は、他の会社にも IFRS 第 15 号を適用して同様の情報を提供するためのコストが生じると予想する。</p>
<p>2—残存資産リスクに対するエクスポージャーに関する情報</p> <p>IFRS 第 16 号は、貸手がリース対象資産に対して保持している権利に関連するリスクをどのように管理しているのかに関する情報を開示することを要求している。</p>	<p>IASB は、この開示は IAS 第 17 号における貸手の開示に関する主な懸念である、貸手の資産リスク（リース対象資産に対する貸手の残存持分に関連したリスク）に関する透明性の欠如に対処することになると予想する。</p> <p>この開示は、財務諸表利用者が貸手の保持しているリスク（特に、オペレーティング・リースの対象となっている備品や車両について）を評価するのに役立つと予想される。それらについては貸手がファイナンス・リースの場合よりも多くの残存資産リスクを保持しており、中古品の市場価値の変動性が高い可能性がある。</p>	<p>IASB は、貸手はどの情報が最も有用なのかを決定する際に判断を行使することになると予想する。これは、貸手が適用する戦略（そして、それゆえ貸手が残存資産リスクに対するエクスポージャーを管理するために内部で使用している情報）に大きく依存する可能性が高い。リース対象の土地又は建物のうち IFRS における「投資不動産」の定義に該当するものについては、IASB は、貸手は投資不動産を公正価値で測定するため又は公正価値に関する情報を財務諸表において開示するためにすでに要求されている情報に依拠するであろうと予想する。</p>
<p>3—オペレーティング・リースの対象となっている資産に関する情報</p> <p>IFRS 第 16 号は、IAS 第 16 号「有形固定資産」で要求されている開示を、オペレーティング・リースの対象となっている資産について区分して提供することを要求している。その際に、さらに原資産の重要なクラス（例えば、リースしている自動車、リースしている建物、リースしている IT 機器）ごとに区分し、貸手が他の目的で保有し使用している自己所有資産と区別する。</p>	<p>IASB は、財務諸表利用者は区分した情報から便益を得るであろうと予想する。理由は次のとおりである。</p> <p>(a) 貸手の顧客が使用しているリース対象資産は、貸手が他の目的で保有し使用している自己所有資産に当てはまるリスクとは異なるリスクに晒されているかもしれない。</p> <p>(b) リース対象資産は、貸手の他の収益生成活動に寄与するのではなく、賃貸収益を生み出す。</p> <p>この要求を適用する際に、IASB は、例えば、貸手はオペレーティング・リースの対象となっている資産の耐用年数の終了時の見積残存価値に関する情報を開示するであろうと予想する。</p>	<p>IASB は、貸手にはこの情報を提供する際に重大なコストは生じないと予想する。そのために要するのは、IAS 第 16 号で要求されている既存の開示の分解（新たな開示の創出ではなく）であるからである。さらに、IASB は、IAS 第 17 号を適用して、一部の貸手はすでに、オペレーティング・リースの対象となっている資産についての開示を、貸手が他の目的で保有し使用している自己所有資産と区分して提供していることに留意した。</p>

付録 A—定量的な影響を見積るために用いた仮定

定量的な影響を見積るために用いた仮定

IASB は、財務データ集計を使用して以下に関する情報を収集した。(a) 従来のリース会計の要求事項を適用した場合のオフバランスのリース、及び (b) IFRS と US GAAP を使用している上場会社の規模（資産合計、長期金融負債⁷¹、株主持分、収益、税引前利益など）。

財務データ集計とは、上場会社の財務諸表において利用可能な財務情報を集計するデータベースを指している。

IASB は、それらのデータベースに含まれていた情報に依拠しており、そうした情報の正確性を各会社について独立に検証することはしなかった。

目的適合性のある情報の利用可能性に関して限界があるため、IASB は、リース会計の変更の定量的な影響をさまざまな仮定を用いて見積った。したがって、この文書に含まれている情報は、以下のことを考慮して見るべきである。

- 地域別及び業種別の情報は、財務データ集計において利用可能な会社固有の分類に基づいている。
- すべてのデータは、財務データ集計において IFRS 第 16 号の影響の評価日の時点で利用可能な直近の年次報告書（すなわち、大半の会社については 2014 年の年次報告書）における情報に基づいている。
- すべての金額は米ドル（IASB のサンプルの中の大半の会社の機能通貨）で示している。米ドル以外の通貨で報告している会社に関する金額は、直近の年次報告書日現在の為替レートを用いて換算している。

- オフバランスのリースに係る将来のリース料の現在価値は、以下を用いて見積っている。
(a) 5%の割引率（IASB のサンプルの中の会社についての平均借入コストの見積り）及び(b) 財務データ集計において利用可能なオフバランスのリースに係る義務の満期に基づいて見積った平均リース期間。
- オフバランスのリースに係る年間リース料は、財務データ集計において報告されている期限が 1 年以内のリース料と同額と見積っている。
- EBITDA は、財務データ集計において利用可能な情報に基づいている。EBITDA は、IFRS の要求事項とは独立した非 GAAP 測定値である。この測定値の計算に関しての標準化された方法はない。

⁷¹ この財務データ集計では、長期金融負債を長期債務と呼んでいる。

付録 B—コスト：ケーススタディ

ケーススタディ A：オフバランスのリースの混合ポートフォリオ

この付録におけるケーススタディは、IFRS 第 16 号を適用する際に、会社が有することを要求される情報と会社に発生すると予想されるコストの発生要因を、提示した限定的な事実関係に基づいて、例示している。これらのケーススタディは、仮想的な状況を描写している。ケーススタディのいくつかの側面は実際のシナリオにおいて存在する可能性があるが、IFRS 第 16 号を適用する際には、特定のシナリオに関するすべての関連性のある事実及び状況を評価することが必要となろう。

ケーススタディ A

会社 A は、多数の国々で営業している借手である。

会社 A は以下のものを有している。

- (a) グループ全体で約 20,000 台の車両（すなわち、乗用車及びトラック）のリースがあり、解約不能のリース期間が 3 年から 5 年である。これらの契約の多くは、市場の料率での購入又は延長のオプションを含んでいる。
- (b) 全社目的で使用している比較的少数の不動産リース（約 60 件）があり、解約不能のリース期間が 5 年から 12 年である。これらのリースの多くは、物価連動支払を含んでいる。
- (c) パーソナル・コンピュータ、デスクトップ、電話及びデスクトップ・プリンターなどの少額の事務用機器の大量のリースがある。

会社 A は、車両のリースを管理するためのシステムを稼働させている。例えば、車両の返還やリースの延長をいつ行うべきか又は行うべきかどうかや、車両の返還時にリース料の支払をいつ停止すべきかをモニターするためである。これと対照的に、会社 A には、不動産リース及び少額の事務用機器のリースを管理するための集中的なシステムは有していない。それらのリースの管理は、子会社の中で分権化されており、各子会社は少数の不動産リースと多数の少額の事務用機器のリースを有している。

会社 A は、自社のリースのすべてを IAS 第 17 号を適用してオペレーティング・リースに分類している。

会社 A の事業年度は 12 月 31 日に終了する。会社 A は、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用し、当該基準を最初に適用する際に IFRS 第 16 号における累積キャッチアップ移行方式の適用を選択する。

ケーススタディ A

導 入

ステップ

1—会社 A は、残りのリース期間が 2019 年 1 月 1 日よりも先にあるリースの棚卸表を作成し、それらを 2019 年中にリース期間が終了するものと、それよりもリース期間が長いものに分ける。その際に、会社 A は、契約がリースを含んでいるかどうかを IFRS 第 16 号を適用して再判定することはせず、リースに係る初期直接コストを算定しない。

2—会社 A は、リース期間が 2019 年中に終了するリースについてリース資産及びリース負債を認識しないことを選択する。会社 A は、少額の事務用機器のリースに少額資産のリースの免除を適用することを選択する。

3—リース期間が 2020 年 1 月 1 日よりも後に終了する車両のリースについて、会社 A は、リース資産を 2019 年 1 月 1 日現在のリース負債と同額で測定することを選択する（移行の直前において、未払又は前払のリース料や、不利なリースに係る引当金はない）。したがって、会社 A は、それらのリースについて当初のリース期間や当初のリース料に関する情報を入手することを要求されない。会社 A は、それらのリースについて次の情報を 2019 年 1 月 1 日現在で入手する。(a) 残りのリース期間、(b) 残りのリース料。

コスト

会社 A には、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用するための準備の際にコストが発生する。しかし、それらのコストは、会社 A がすでにすべての車両リースの棚卸表（残りのリース期間及び残りのリース料に関する情報を含む）を本社集中で維持管理していることによって軽減される。この情報は、従来は IAS 第 17 号で要求されていたオペレーティング・リースに関する開示（すなわち、解約不能のオペレーティング・リースから生じる将来の最低リース料の開示）を作成するために使用されていた。

会社 A は、リース期間が 2019 年中に終了するリースに関する情報を、引き続き既存のオペレーティング・リースのシステム（すなわち、IAS 第 17 号を適用する際に使用していたシステム）を用いてモニターし開示する。会社 A は、少額の事務用機器のリースに係る費用をモニターするために、新しい総勘定元帳コードを作成する。

ケーススタディ A

導入 (続き)

ステップ

4—リース期間が 2020 年 1 月 1 日以後に終了する不動産リースについて、会社 A は、リース資産を適時的に測定することを選択する。会社 A は、それらのリースについて次の情報を 2019 年 1 月 1 日現在で入手する。(a) 当初及び残りのリース期間、(b) 当初及び残りのリース料（物価連動支払を含む）。

5—リース期間が 2020 年 1 月 1 日以後に終了する不動産リース及び車両のリースについて、会社 A は、特徴が類似したリースのポートフォリオのそれぞれについての割引率も決定する。

コスト

会社 A には、不動産リースに関する情報を子会社から捕捉する際にコストが発生する。その情報の一部は、従来は IAS 第 17 号を適用してオペレーティング・リースに関する開示を作成するために使用されていた。

会社 A は、ファイナンス・リースのシステムを整備していないので、会社 A には、(a) リースを会計処理し、(b) IFRS 第 16 号を適用した場合に要求される開示を提供するためのシステムを設置する際のコストも発生する。

会社 A には、リースに適用すべき適切な割引率の決定や、従業員の訓練及びグループ会計方針の更新の際にコストが発生する。

継続

ステップ

会社 A は、契約上の支払が変化する場合には、物価連動支払を含んだ不動産リースから生じるリース料を再測定する。

会社 A は、リース資産及びリース負債の測定を車両リースのリース期間の変化を反映するために変更することはしないと予想される。これは、オプションの価格が開始日現在の市場の料率で設定されていてリース期間が 5 年未満である場合に、(a) 会社 A の統制の範囲内にあり、かつ、(b) リース期間に直接に影響を与えるような重大な事象又は状況の重大な変化が生じる可能性は低いからである。

コスト

契約上の支払が変化する場合には、リース負債の再測定に関連したコストが生じる。

IAS 第 17 号に準拠する際に発生していたコストを超える多額の継続的なコストは発生しない。リースを IFRS 第 16 号を適用して会計処理し、要求される開示を提供するためのシステムを設置した後は、会社 A は新規のリースを当該システムにインプットする。

ケーススタディ B : 大口のオフバランス不動産リース

ケーススタディ B

会社 B は、多数の国々で営業している小売業者である。

主要拠点に所有している 10 の店舗を除くと、会社 B は、営業している小売店のすべてをリースしている。

グループ全体で約 6,000 件の小売店のリースがあり、解約不能のリース期間は 3 年から 15 年で、大半は 10 年未満である。これらの契約の多くは下記のものを含んでいる。

- (a) 市場の料率で価格設定された延長オプション
- (b) 物価上昇又は売上高のいずれかに連動する変動リース料
- (c) 維持管理サービス

また、会社 B は、多くの不動産リースの契約条件を解約不能期間の終了前に再交渉して条件変更する。会社 B は、不動産リースを管理するためのシステムを稼働させている。例えば、次のことを決定するためである。

- (a) リースを延長又は再交渉すべきかどうか、また、それをいつ行うべきか
- (b) 変動支払である場合の支払うべき金額

会社 B は、不動産リースのすべてを IAS 第 17 号に従ってオペレーティング・リースに分類している。

会社 B の事業年度は 12 月 31 日に終了する。会社 B は、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用し、当該基準を最初に適用する際に、IFRS 第 16 号における累積キャッチアップ移行方式の適用を選択する。

ケーススタディ B

導 入

Steps

1—会社 B は、残りのリース期間が 2019 年 1 月 1 日より先にあるリースの棚卸表を作成し、それらを 2019 年中にリース期間が終了するものと、それよりもリース期間が長いものに分ける。その際に、会社 B は、契約がリースを含んでいるかどうかを IFRS 第 16 号を適用して再判定することはせず、リースに係る初期直接コストを算定しない。

2—会社 B は、リース期間が 2019 年中に終了するリースについてリース資産及びリース負債を認識しないことを選択する。

3—リース期間が 2020 年 1 月 1 日より後に終了する不動産リースについて、会社 B は、リース資産を遡及的に測定することを選択する。会社 B は、次の情報を 2019 年 1 月 1 日現在で入手する。

- (a) 当初及び残りのリース期間
- (b) 当初及び 2019 年 1 月 1 日現在の残りのリース料（物価連動支払を含む）。会社 B は、金額が売上高に連動している場合には、支払うと予想される金額を見積る必要はない。
- (c) リース契約に含まれている維持管理サービスに対する単独の価格—それらの単独の価格は、一般的には契約の中で入手可能である。

4—リース期間が 2020 年 1 月 1 日より後に終了する不動産リースについて、会社 B は、当該リースについての割引率も決定する。

Costs

会社 B には、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用するための準備の際にコストが発生する。しかし、それらのコストは、不動産リースが会社 B の事業運営にとって重大なものであり、本社の監督の対象とされていることによって軽減される。したがって、会社 B は、不動産リース及びそれらに関連した契約条件の詳細な棚卸表を維持管理している。会社 B は、IFRS 第 16 号を最初に適用する際に、既存の不動産リース管理システムの中で利用可能な一部の情報を使用することができる。

会社 B は、リース期間が 2019 年中に終了する不動産リースに関する情報を、引き続き既存のオペレーティング・リースのシステム（すなわち、IAS 第 17 号を適用する際に使用していたシステム）を用いてモニターし開示する。

会社 B は、ファイナンス・リースのシステムを整備していないので、会社 B には、(a) IFRS 第 16 号を適用して不動産リースを会計処理し、(b) 開示情報（延長オプション及び売上高に連動する変動リース料に関する情報を含む）を収集するためのシステムを設置する際のコストも発生する。

会社 B には、リースに適用すべき適切な割引率の決定や、従業員の訓練及びグループ会計方針の更新の際にコストが発生する。

ケーススタディ B

継続

ステップ

会社 B は、契約上の支払が変化する場合には、物価連動支払を含んだ不動産リースから生じるリース料を再測定する。会社 B は、リース資産及びリース負債の測定に含めていなかった延長オプション（すなわち、過去には行使されることが合理的に確実ではないと評価されていたオプション）を会社 B が行使することを選択した場合には、リース期間を改訂する。

会社 B は、リース資産及びリース負債の測定を車両リースのリース期間の変化を反映するために変更することはしないと予想される。これは、オプションの価格が開始日現在の市場の料率で設定されていて多くのリース条件変更がある場合には、リース期間にその他の変化が発生することは比較的稀であると予想される、すなわち、(a) 会社 B の統制の範囲内にあり、かつ、(b) リース期間に直接に影響を与えるような重大な事象又は状況の重大な変化が生じる可能性は低いからである。

リース条件変更の特徴に応じて、会社 B は、リースの条件変更を独立したリース又はリース負債（及びリース資産）の再測定のいずれかとして会計処理する。

コスト

契約上の支払が変化する場合には、リース負債の測定に関連したコストが生じる。売上高に連動する変動リース料はリース資産及びリース負債の測定に含めないで、それらの変動リース料の会計処理に関連した追加的なコストはない。それらの支払は、IAS 第 17 号と同様に、発生時に費用として認識される。

会社 B には、会社 B が晒される可能性のある将来キャッシュ・アウトフロー（延長オプションや売上高に連動する変動リース料から生じるものなど）に関する開示を提供するためのコストが発生する。しかし、開示のための情報の収集に関連したコストは、このデータが内部の経営者報告の目的に使用されているためすでに利用可能であることによって軽減される。

IAS 第 17 号に準拠する際に発生していたコストを超える多額の継続的なコストは発生しない。リースを IFRS 第 16 号を適用して会計処理し、要求される開示を提供するためのシステムを設置した後は、会社 B は新規のリース（及びリースの条件変更）を当該システムにインプットする。

ケーススタディ C : オンバランスとオフバランスのリースを含んだ混合ポートフォリオ

ケーススタディ C

会社 C は、大型及び小型の機器を営業に使用している借手である。一般的に、経過年数が 12 年未満の機器を使用する方針を有している。すなわち、購入した場合には、会社 C は 12 年経過した機器を第三者に売却する。新しい技術をより早く採用するとともに、財務上の柔軟性を提供することができるようにするため、会社 C は、営業に使用する機器の 60% を購入し、残りの 40% をリースするという方針を有している。会社 C は、グループ全体で約 800 件の機器のリースを有しており、解約不能のリース期間は 6 年から 8 年である。これらの契約の一部について、会社 C は貸手に残価保証を提供する。

さらに、会社 C は下記のを有している。

- (a) 全社目的に使用している比較的少数の不動産リース（約 30 件）があり、解約不能のリース期間は 5 年から 10 年である。会社 C は、解約不能のリース期間が 30 年である 3 件の不動産リースも有している。
- (b) 多数の事務用デバイスのリースがあり、その一部は少額（電話やパーソナル・コンピュータなど）で、他は少額ではない（高性能の多機能コピー機など）。

会社 C は、IAS 第 17 号を適用してリースを次のように分類している。

- (a) 機器のリースのうち 70%（約 560 件）はオペレーティング・リースで、残りの 30%（約 240 件）はファイナンス・リースである。
- (b) 不動産リースのうち 3 件はファイナンス・リースで、残りはオペレーティング・リースである。
- (c) 事務用デバイスのリースはすべてオペレーティング・リースである。

会社 C は、ファイナンス・リースを会計処理するためのシステムを稼働させているが、オペレーティング・リースについては、そうしたシステムを整備していない。

会社 C の事業年度は 12 月 31 日に終了する。会社 C は、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用し、当該基準を最初に適用する際に、IFRS 第 16 号における累積キャッチアップ移行方式の適用を選択する。

ケーススタディ C

ステップ

1—会社 C は、残りのリース期間が 2019 年 1 月 1 日よりも先にあるリースの棚卸表を作成し、それらを 2019 年中にリース期間が終了するものと、それよりもリース期間が長いものに分ける。その際に、会社 C は、契約を IFRS 第 16 号におけるリースの定義のガイダンスを適用して分析することを選択し、IFRS 第 16 号を適用した場合に IAS 第 17 号を適用した場合と比べてリースの棚卸表に変更はないと判断する。会社 C は、リースに係る当初直接コストを算定しない。

2—会社 C は、リース期間が 2019 年中に終了するリースについてリース資産及びリース負債を認識しないことを選択する。会社 C は、少額の事務用デバイスのリースに少額資産のリースの免除を適用することを選択する。

3—リース期間が 2020 年 1 月 1 日よりも後に終了する高額な事務用デバイスのリースについて、会社 C は、リース資産を IFRS 第 16 号の適用開始時のリース負債と同額で測定することを選択する（移行の直前において、未払又は前払のリース料や、不利なリースに係る引当金はない）。したがって、会社 C は、それらのリースについて当初のリース期間や当初のリース料に関する情報を入手することを要求されない。会社 C は、それらのリースについて次の情報を 2019 年 1 月 1 日現在で入手する。(a) 残りのリース期間、(b) 残りのリース料。

4—不動産リース及び機器のリースのうち、リース期間が 2020 年 1 月 1 日よりも後で終了するもの（事務用デバイスのリースを除く）について、会社 C は、リース資産を遡及的に測定することを選択する。会社 C は、それらのリースについて次の情報を 2019 年 1 月 1 日現在で入手する。(a) 当初及び残りのリース期間、(b) 当初及び残りのリース料。

5—機器、高額な事務用デバイス及び不動産のリースのうち、リース期間が 2020 年 1 月 1 日よりも後で終了するものについて、会社 C は、それらのリースについての割引率も決定する。

コスト

IFRS 第 16 号で要求されてはいないが、会社 C は、すべての契約について、当該契約がリースを含んでいるかどうかを IFRS 第 16 号を適用して判定する際にコストが発生することを選択している。

会社 C は、リース期間が 2019 年中に終了するリースに関する情報を、引き続き既存のオペレーティング・リースのシステム（すなわち、IAS 第 17 号を適用する際に使用していたシステム）を用いてモニターし開示する。会社 C は、少額の事務用デバイスのリースに係る費用をモニターするために、新しい総勘定元帳コードを作成する。

会社 C には、IFRS 第 16 号を 2019 年 1 月 1 日から適用するための準備の際にコストが発生する。しかし、それらのコストは下記によって軽減される。

- (a) 会社 C は、すべてのリースを本社集中でモニターし、IAS 第 17 号で要求されていたオペレーティング・リースに関する開示（すなわち、解約不能のオペレーティング・リースから生じる将来の最低リース料の開示）をすでに作成している。したがって、会社 C には、リースのすべてについての棚卸表（残りのリース期間及び残りのリース料を含む）がすでにある。
- (b) 会社 C には、過去にファイナンス・リースに分類したリースの会計処理に係るコストは生じない。IFRS 第 16 号にこうしたリースに対する移行時の救済措置があるからである。
- (c) 会社 C は、ファイナンス・リースを会計処理するためのシステムを稼働させている。このシステムは、過去にオペレーティング・リースに分類していたリースの会計処理に使用できる。IFRS 第 16 号を適用した場合の会計処理は、従来のファイナンス・リースの会計処理とおおむね一致しているからである。

会社 B には、リースに適用すべき適切な割引率の決定や、従業員の訓練及びグループ会計方針の更新の際にもコストが発生する。

ケーススタディ C

継
続

ステップ

会社 C は、残価保証のある機器のリースから生じるリース負債を、当該保証に基づいて支払われると見込まれる金額の変動を反映するように再測定する。会社 C は、変動に重要性がない場合には測定を変更しないと予想される。

コスト

残価保証に基づいて見積られる支払の変動に重要性がある場合には、リース負債の再測定に関連するコストが生じる。

会社 C には、会社 C が晒される可能性のある将来キャッシュ・アウトフロー（特に残価保証から生じるもの）に関する開示を提供するためのコストが発生する。しかし、それらのコストは多額ではない。このデータはすでに内部の経営者報告の目的で捕捉されているからである。

IAS 第 17 号に準拠する際に発生していたコストを超える継続的なコストはそれ以上は発生しない。会社 C は、新規のリースを、過去にファイナンス・リースに分類していたリースを会計処理するために稼働させているシステムにインプットする。

付録 C—会社の財務諸表に対する影響：設例

設 例

この付録は、IFRS 第16号の影響の見積りを、IAS 第17号における従来の会計処理の要求事項を適用した報告された財務情報をIFRS 第16号及びFASBモデルの適用から生じると予想される情報と比較することによって、例示している。

設例の中で、「IAS 第17号」は従来のリース会計の要求事項を指し、「US GAAP」はFASBモデルを指している。

この設例には、投資者及びアナリストが財務レバレッジ及び業績を評価する際に使用しているいくつかの一般的な比率を記載している。債務・EBITDA比率とインタレスト・カバーは、2014年に発表された学術調査⁷²によると、債務特約条項の中で最も一般的に使用されている比率である。

航空会社と小売業者を選んだのは、それら2つの業界がIFRS 第16号の影響を最も受けると予想されるからである。卸売業者は、重要性のあるオフバランスのリースが航空会社や小売業者よりは多額でない会社に対する影響の見積りを例示するために選択された⁷³。

この付録に例示したIFRS 第16号及びFASBモデルを適用した場合の影響の見積りを作成するには、さまざまな仮定を行う必要があった。行った主要な仮定は次のとおりである。

- (a) 5%の割引率が従来のオフバランスのリースのすべてに適用される。
- (b) IFRS 第16号を適用した場合に、リース資産は定額法で償却される。
- (c) FASBモデルを適用した場合に、リースは従来のリース会計の要求事項が適用されていたのと同じ方法で分類される。
- (d) 少額資産のリースと短期リースは重要性がない。
- (e) 設例は次のものを含まない。(a) 物価連動支払の再評価に関してIFRS 第16号とFASBモデルを適用して認識されたリース負債に生じる差異、(b) 税金に対する影響。

さらに、より現実的な情報を提供するために、見積りは、すべての会社がリースの「回転する」ポートフォリオを保有しているという基礎で作成している。平均リース期間は、財務諸表で開示されている情報に基づいて見積っている。

背景情報

航空会社は、IAS 第17号を適用して航空機の約80%を貸借対照表上で報告している（すなわち、航空会社の航空機の約80%は自己所有又はファイナンス・リースによるリースである）。航空会社は、（従来のオフバランスのリースにより）航空機の約20%のほか、さまざまな建物をリースしている。

小売業者は、大規模店と小規模店の両方の数千の店舗を有する食品小売業者である。小売業者は、小売スペースの大部分をオフバランスのリースを使用してリースしている。それらのリースは、主として、15年から30年にわたる長期のリースである。

卸売業者は、建設資材の供給業者である。卸売業者は、プラント及び機械のほか、不動産をリースしている。それらのリースは、主として2年から10年にわたるものである。

⁷² “The Effect of Capitalizing Operating Leases on the Immediacy to Debt Covenant Violations”, by Byunghwan Lee, Gyung Paik, Daniel, Sung Wook Yoon, Journal of Accounting and Finance, 2014, vol. 14, issue 6.

⁷³ セクション3「借手の会計処理の変更の影響を受ける会社」参照

例示 1：航空会社

貸借対照表	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
有形固定資産	27,886	27,886	27,886
リース資産	12,030	25,430	12,030
その他 ⁷⁴	9,114	8,952	8,952
非流動資産合計	49,030	62,268	63,791
流動資産合計	21,152	21,152	21,152
資産合計	70,182	83,420	84,943
借入金	9,430	9,430	9,430
リース負債	10,516	25,277	10,516
その他の負債	34,818	34,818	34,818
負債合計	54,764	69,525	69,525
資本	15,418	13,895	15,418
負債資本合計	70,182	83,420	84,943
損益計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
収益及びその他の収益	67,272	67,272	67,272
営業原価（減価償却及び償却を除く）	(60,893)	(58,340)	(60,893)
EBITDA	6,379	8,932	6,379
減価償却及び償却	(3,908)	(5,674)	(3,908)
営業利益	2,471	3,258	2,471
正味財務コスト	(865)	(1,656)	(865)
税引前利益	1,606	1,602	1,606
法人所得税	(285)	(285)	(285)
当期純利益	1,321	1,317	1,321
キャッシュ・フロー計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
営業活動	6,265	8,026	6,265
投資活動	(5,190)	(5,190)	(5,190)
財務活動	(851)	(2,612)	(851)
キャッシュ・インフロー合計	224	224	224

貸借対照表

- **IAS 第17号との比較**：リース資産及びリース負債の増加（セクション 6.1「貸借対照表に対する影響」で説明したとおり）
- **IFRS 第16号とUS GAAP**：US GAAP を適用したリース資産及び資本の方が高い（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）
従来のオンバランスとオフバランスのリースに係るリース資産及びリース負債は、US GAAP を適用すると、独立の表示科目で表示することが要求される。〔IFRS 第16号もUS GAAP も、リース資産及び負債の貸借対照表本体での表示を要求していない。ここでは例示目的で金額を示している。〕

損益計算書

- **IAS 第17号との比較**：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- **IFRS 第16号とUS GAAP**：EBITDA は、IFRS 第16号を適用した方が、リースに係る費用が含まれないので著しく高い。営業利益も、IFRS 第16号を適用した方が、リースに係る費用が一部分しか含まれないので、高くなる（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
当期純利益については、IFRS 第16号とUS GAAP との違いはわずかである。航空会社は開始年度と終了年度がさまざまなリースのポートフォリオを保有しているからである。

キャッシュ・フロー計算書

- **IAS 第17号との比較**：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- **IFRS 第16号とUS GAAP**：キャッシュ・フロー合計は変化しない。営業活動からの正味キャッシュ・フローは、IFRS 第16号を適用した方が高い（財務活動からのキャッシュ・アウトフローがこれに対応して増加する）（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。〔この例では、航空会社は金利を営業活動の中で報告している。〕

⁷⁴ IAS 第17号を適用した場合のその他の非流動資産には、オフバランスのリース料の前渡しが含まれており、これは IFRS 第16号とUS GAAP では、その方法では反映されなくなる。

例示1における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第16号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

例示 1：航空会社（続き）

一般的な比率

（報告された情報に基づいて、調整なしで計算）

	<u>IAS 17</u>	<u>IFRS 16</u>	<u>US GAAP</u>
財務レバレッジ			
[A] 債務（借入金＋リース負債）対 EBITDA	3.1	3.9	5.4
[B] インタレスト・カバー （EBITDAの正味財務コストに対する比率）	7.4	5.4	7.4
業績			
[C] ROCE（使用資本利益率）	7.0%	6.7%	4.9%

[EBITDA: 営業利益＋減価償却及び償却]

[ROCE: 利益= 営業利益、使用資本= 資本＋借入金＋リース負債]

一般的な比率に対する影響:

財務レバレッジ

- [A] 債務・EBITDA 比率:** 従来のリース会計の要求事項を適用する場合、与信アナリスト等は、リース調整後のレバレッジ比率の計算を、(a) 債務（オフバランスのリースを資産化）と(b) 利益（オフバランスのリースに係る賃借費を再加算（例えば、EBITDAR））を調整することによって行っていた。これにより、レバレッジ比率が、IFRS 第 16 号で提供されるものと同様の基礎で計算されていた（例えば、IFRS 第 16 号を適用した EBITDA はリースに係るすべての費用を除外しているので、IFRS 第 16 号による EBITDA は、IAS 第 17 号による EBITDAR 及び US GAAP による EBITDAR に等しい）。会社が IAS 第 17 号を適用していた時に投資者及びアナリストが行っていた調整についての詳細な情報については、セクション 4.1「財務報告の質の改善」参照。
- [B] インタレスト・カバー:** IFRS 第 16 号を適用した場合のインタレスト・カバー比率が 5.4 へ減少することは、航空会社にとって重大なことである。その理由は、(a) リースに係る費用が会社の収益性に対して大きく、(b) 航空会社は長期のオフバランスのリースを有しているからである。この影響は、資産購入資金とされた債務と比較可能である。

業績

- [C] 使用資本利益率:** ROCE は、US GAAP を適用すると著しく低い（4.9%）。営業利益は変化しないが、報告される使用資本が著しく高くなるからである（航空会社が事業を運営するためにリースしている資産と自己所有資産の両方を使用していることを反映している）。投資者及びアナリストや、非 GAAP のリース調整後情報を作成した会社からの情報では、オフバランスのリースを使用資本の一部として含めた場合には、従来の報告されていた営業利益に対して調整が行われたことが示されている。IAS 第 17 号を適用して報告された営業利益は、オフバランスのリースに係る金利の見積りを再加算するように調整されることが多かった（IFRS 第 16 号を適用した場合の結果と同様）。投資者及びアナリストが行っていた調整や IAS 第 17 号を適用している会社が提供していた非 GAAP 情報についての詳細な情報については、セクション 4.1「財務報告の質の改善」参照。

例示 1 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

次の各項は、従来のリース会計の要求事項を適用した場合と IFRS 第 16 号及び FASB モデルを適用した場合に、会社が財務諸表注記に表示されると予想される情報を例示している。この例示は、IFRS 第 16 号の第 59 項で要求している追加的な目的適合性のある情報や、FASB モデルが要求している定性的開示を含んでいない。

IAS 第 17 号

リース資産⁷⁵

有形固定資産には、基礎となる契約がオンバランスのリース（ファイナンス・リース）として構成されているリース対象資産が含まれている。下記の表は、航空会社が借手であるリース対象資産を示している。

	航空機	不動産等	Total
取得原価⁷⁶			
期首残高	13,527	825	14,352
増加	2,483	-	2,483
期末残高	16,010	825	16,835
減価償却累計額⁷⁶			
期首残高	(3,340)	(560)	(3,900)
当期の減価償却費	(835)	(70)	(905)
期末残高	(4,175)	(630)	(4,805)
正味の帳簿価額			
期首残高	10,187	265	10,452
期末残高	11,835	195	12,030

⁷⁵ この情報は、「有形固定資産」に関連した注記のセクションに表示することが考えられる。

⁷⁶ 従来の要求事項を適用すると、自己所有の有形固定資産についての開示要求が、オンバランスのリースから生じたリース資産にも適用される。それらの要求事項は、同じ資産クラスに含まれるリースされている資産と自己所有資産についての区分開示（例えば、リースされている航空機を自己所有の航空機と区分）を要求していなかった。リースされている資産に関する情報は、ここでは例示目的で示している。

例示 1 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

オンバランスのリース債務

オンバランスのリースから生じる将来の最低リース料は、次のとおりである。

	1 年以内	2 年から 5 年	5 年後以降	合計
リース料	1,426	5,405	5,529	12,360
割引	(269)	(948)	(627)	(1,844)
現在価値	1,157	4,457	4,902	10,516

オフバランスのリース約定

オフバランスのリースから生じる将来の最低リース料は、次のとおりである。

	航空機 ⁷⁷	不動産等 ⁷⁷	合計	転リース
1 年以内	2,308	503	2,811	16
2 年から 5 年	6,324	1,633	7,957	31
5 年後以降	4,239	4,748	8,987	28
	12,871	6,884	19,755	75

オフバランスのリースに関して損益計算書に認識した費用は、2,630 であり、⁷⁷ の変動賃料を含んでいる。転リースによる収益は 59 である。

⁷⁷ リースされている資産のクラス別の内訳は、IAS 第 17 号では要求されていなかった。しかし、オフバランスのリースが多額である一部の会社は、リース約定の開示をリースされている資産のクラス別に提供していたことが多い。

IFRS 第 16 号

リース資産の帳簿価額、資産の主要なクラス別の内訳、及び報告期間中の新規のリース資産を、下記の表に示している。

リース資産	
リース資産の帳簿価額	25,430
うち	
- 航空機	21,459
- 不動産等	3,971
リース資産の増加	5,486

割引前の総額キャッシュ・フローに基づくリース負債の満期分析を、下記の表に示している。

リース負債 ⁷⁸	
1 年未満	4,238
2 年	3,786
3 年	3,466
4 年	3,166
5 年	2,943
6 年	2,452
7 年	2,402
8 年	2,382
9 年	2,362
10 年	1,545
10 年から 15 年	1,965
15 年超	1,408
リース負債合計 (割引前)	32,115

損益計算書

リース資産の減価償却	(2,672)
うち	
- 航空機	(2,268)
- 不動産等	(404)
リース負債に係る金利	(1,728)
	(4,400)
変動リース料	(77)
転リース収益	59
セール・アンド・リースバック取引に係る利得	100

キャッシュ・フロー計算書

リースに関連したキャッシュ・フロー合計	(4,096)
---------------------	---------

⁷⁸ IFRS 第 7 号に従って、会社はどの期間帯を開示すべきかを決定する際に判断を適用することになる。

例示 1 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

US GAAP (FASB モデル)

リース資産の帳簿価額、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースへの分解、及び報告期間中にリース負債と交換に獲得したリース資産を、下記の表に示している。

リース資産	
リース資産の帳簿価額	26,953
うち	
- ファイナンス・リース	12,030
- オペレーティング・リース	14,923
リース負債と交換に獲得したリース資産 ⁷⁹	5,324
うち	
- ファイナンス・リース	2,321
- オペレーティング・リース	3,003

リース負債の満期分析を下記の表に示している。

リース負債	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース
1年未満	1,426	2,812
2年	1,352	2,434
3年	1,351	2,115
4年	1,351	1,815
5年	1,351	1,592
5年超	5,529	8,987
リース負債合計 (割引前)	12,360	19,755
割引金額	(1,844)	(4,994)
リース負債 (割引後)	10,516	14,761

⁷⁹ この例示では、FASB モデルを適用した報告期間中の新規のリース資産の金額が、IFRS 第 16 号を適用して「リース資産の増加」として報告された金額と異なっている。リース料の前渡しによるものである（すなわち、前渡リース料はリース負債を生じさせない）。

例示 1 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

損益計算書

ファイナンス・リース	
リース資産の減価償却	(905)
リース負債に係る金利	(937)
	(1,842)
オペレーティング・リース	
リース費用	(2,553)
変動リース料	(77)
転リース収益	59
セール・アンド・リースバック取引に係る利得	100

キャッシュ・フロー計算書

リース負債に含めた金額に対して支払った現金	(4,019)
うち	
- 財務キャッシュ・フロー	(1,217)
- 営業キャッシュ・フロー	(2,802)
うち	
- ファイナンス・リース	(1,466)
- オペレーティング・リース ⁸⁰	(2,553)

その他の情報

残りのリース期間の加重平均	
- ファイナンス・リース	4.2 年
- オペレーティング・リース	7.3 年
割引率の加重平均	
- ファイナンス・リース	5.5%
- オペレーティング・リース	5.0%

⁸⁰ この例示では、オペレーティング・リースのキャッシュ・フローの金額は、リース費用と同じであると仮定している。

例示 2：小売業者

貸借対照表	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
有形固定資産	44,521	44,521	44,521
リース資産	958	18,757	958 20,086
その他	26,703	26,703	26,703
非流動資産合計	72,182	89,981	92,268
流動資産合計	38,086	38,086	38,086
資産合計	110,268	128,067	130,354
借入金	22,533	22,533	22,533
リース負債	697	21,233	697 20,536
その他の負債 ⁸¹	57,714	57,264	57,264
負債合計	80,944	101,030	101,030
資本	29,324	27,037	29,324
負債資本合計	110,268	128,067	130,354
損益計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
収益及びその他の収益	164,181	164,181	164,181
売上原価	(141,937)	(140,764)	(141,937)
売上総利益	22,244	23,417	22,244
営業コスト	(16,222)	(16,222)	(16,222)
営業利益	6,022	7,195	6,022
正味財務コスト	(1,293)	(2,393)	(1,293)
税引前利益	4,729	4,802	4,729
法人所得税	(1,161)	(1,161)	(1,161)
当期純利益	3,568	3,641	3,568
キャッシュ・フロー計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
営業活動	5,312	7,117	5,312
投資活動	(3,283)	(3,283)	(3,283)
財務活動	(2,236)	(4,041)	(2,236)
キャッシュ・アウトフロー合計	(207)	(207)	(207)

貸借対照表

- IAS 第17号との比較：リース資産及びリース負債の増加（セクション 6.1「貸借対照表に対する影響」で説明したとおり）
- IFRS 第16号とUS GAAP：US GAAP を適用したリース資産及び資本の方が高い（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）
リース資産及びリース負債の表示に関する追加的な情報は、この文書の 88 ページの航空会社の例の中にある。

損益計算書

- IAS 第17号との比較：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- IFRS 第16号とUS GAAP：営業利益及び財務コスト控除前の他の利益指標（例えば、売上総利益）は、IFRS 第 16 号を適用した場合の方が高い。すべてのリースに係る金利が財務コストとして報告される（従来のオフバランスのリースに係る計算上の金利が、US GAAP を適用すると売上原価の中で報告される）からである（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
当期純利益は、IFRS 第 16 号を適用した場合には異なる（ただし、差額は小さい）。小売業者が開始年度と終了年度がさまざまなリースのポートフォリオを保有しているからである。

キャッシュ・フロー計算書

- IAS 第17号との比較：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- IFRS 第16号とUS GAAP：キャッシュ・フロー合計は変化しない。営業活動からの正味キャッシュ・フローは、IFRS 第 16 号を適用した方が高い（財務活動からのキャッシュ・アウトフローがこれに対応して増加する）（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。[この例では、小売業者は金利を営業活動の中で報告している。]

⁸¹ IAS 第 17 号を適用した場合のその他の負債には、不利なリースに係る引当金が含まれており、これは IFRS 第 16 号と US GAAP を適用すると、その方法では反映されなくなる。

例示 2 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

例示 2：小売業者（続き）

一般的な比率

（報告された情報に基づいて、調整なしで計算）

	<u>IAS 17</u>	<u>IFRS 16</u>	<u>US GAAP</u>
財務レバレッジ			
[A] 債務（借入金＋リース負債） 対EBITDA	2.4	3.5	4.5
[B] インタレスト・カバー （EBITDAの正味財務コストに 対する比率）	7.4	5.2	7.4
業績			
[C] ROCE（使用資本利益率）	11.5%	10.2%	8.2%

[EBITDA: 営業利益＋減価償却及び償却。減価償却及び償却は、3,601（IAS第17号及びUS GAAPを適用した場合）及び5,334（IFRS第16号を適用した場合）である。]

[ROCE: 利益= 営業利益、使用資本= 資本＋借入金＋リース負債]

一般的な比率に対する影響

財務レバレッジ

- **[A] 債務・EBITDA 比率：** IFRS 第 16 号を適用した場合の債務・EBITDA 比率（3.5 倍）は、従来のリース会計の要求事項を適用した場合よりも高い。債務（この例では、借入金＋リース負債として定義）が、利益の増加よりも大きく増加しているからである。US GAAP を適用した場合の債務・EBITDA 比率（4.5 倍）は、IFRS 第 16 号を適用した場合よりも高い。US GAAP を適用した場合の利益指標（すなわち、EBITDA）には、従来のオフバランスのリースに係る費用が含まれているのに対し、IFRS 第 16 号を適用した場合の EBITDA には含まれていないからである。
- **[B] インタレスト・カバー：** 小売業者については、IFRS 第 16 号を適用した場合の利益指標（すなわち、EBITDA）の増加は金利の増加に比例しない。その結果、インタレスト・カバー比率は 5.2 に低下した。インタレスト・カバーの減少（及び金利の増加）は、小売業者にとって大きくなっている。例示 1 における航空会社と同様に、リースに係る費用が収益性と比較して大きく、また、小売業者は長期のリースを有しているからである。

より詳細な説明は、この文書の 89 ページの航空会社の例の中にある。

業績

- **[C] 使用資本利益率：** IFRS 第 16 号を適用した場合の ROCE（10.2%）は、従来のリース会計の要求事項を適用した場合（11.5%）よりも低い。営業利益の増加が使用資本の増加に比例しないからである。IFRS 第 16 号及び US GAAP を適用した場合の使用資本の増加は、小売業者がリースされている資産を自己所有資産とともに使用して営業していることを適切に反映している。使用資本利益率は、US GAAP を適用した場合（8.2%）はさらに低い。営業利益が従来のリース会計の要求事項と比較して変化がないが、報告される使用資本は従来のリース会計の要求事項を適用した場合よりも著しく高いからである。

より詳細な説明は、この文書の 89 ページの航空会社の例の中にある。

例示 2 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

例示 3：卸売業者

貸借対照表	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
有形固定資産	13,745	13,745	13,745
リース資産	116	3,167	116 3,245
その他	16,915	16,915	16,915
非流動資産合計	30,776	33,827	34,021
流動資産合計	21,698	21,698	21,698
資産合計	52,474	55,525	55,719
借入金	12,003	12,003	12,003
リース負債	106	3,351	106 3,245
その他の負債	19,609	19,609	19,609
負債合計	31,718	34,963	34,963
資本	20,756	20,562	20,756
負債資本合計	52,474	55,525	55,719
損益計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
収益及びその他の収益	55,155	55,155	55,155
営業原価（減価償却及び償却を除く）	(50,973)	(49,958)	(50,973)
EBITDA	4,182	5,197	4,182
減価償却及び償却	(1,564)	(2,401)	(1,564)
営業利益	2,618	2,796	2,618
正味財務コスト	(824)	(1,005)	(824)
税引前利益	1,794	1,791	1,794
法人所得税	(670)	(670)	(670)
当期純利益	1,124	1,121	1,124
キャッシュ・フロー計算書	IAS 17	IFRS 16	US GAAP
営業活動	2,638	3,472	2,638
投資活動	(1,555)	(1,555)	(1,555)
財務活動	(915)	(1,749)	(915)
キャッシュ・インフロー合計	168	168	168

貸借対照表

- IAS 第17号との比較：リース資産及びリース負債の増加（セクション 6.1「貸借対照表に対する影響」で説明したとおり）
- IFRS 第16号とUS GAAP：US GAAP を適用したリース資産及び資本の方が高い（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。IFRS 第 16 号の資本に対する影響は比較的小さい。その理由は、(a) リースが卸売業者の営業にとって航空会社や小売業者の場合よりも重大ではなく、(b) 卸売業者が有しているリースは平均リース期間が 8 年（航空会社や小売業者よりはかなり短い）からである。

損益計算書

- IAS 第17号との比較：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- IFRS 第16号とUS GAAP：EBITDA は、IFRS 第 16 号を適用した方が、リースに係る費用が含まれないので著しく高い。営業利益も、IFRS 第 16 号を適用した方が、リースに係る費用が一部分しか含まれないので、高くなる（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
当期純利益については、IFRS 第 16 号と US GAAP との違いはわずかである。卸売業者は開始年度と終了年度がさまざまなリースのポートフォリオを保有しているからである。

キャッシュ・フロー計算書

- IAS 第17号との比較：US GAAP を適用すると、従来の報告金額と変化はない（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。
- IFRS 第16号とUS GAAP：キャッシュ・フロー合計は変化しない。営業活動からの正味キャッシュ・フローは、IFRS 第 16 号を適用した方が高い（財務活動からのキャッシュ・アウトフローがこれに対応して増加する）（セクション 8「IFRS と US GAAP との間の差異の影響」で説明したとおり）。〔この例では、卸売業者は金利を営業活動の中で報告している。〕

例示 3 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

例示 3：卸売業者（続き）

一般的な比率

（報告された情報に基づいて、調整なしで計算）

	<u>IAS 17</u>	<u>IFRS 16</u>	<u>US GAAP</u>
財務レバレッジ			
[A] 債務（借入金＋リース負債）対 EBITDA	2.9	3.0	3.7
[B] インタレスト・カバー（EBITDA の正味財務コストに対する比率）	5.1	5.2	5.1
業績			
[C] ROCE（使用資本利益率）	8.0%	7.8%	7.3%

[EBITDA: 営業利益＋減価償却及び償却]

[ROCE: 利益= 営業利益、使用資本= 資本＋借入金＋リース負債]

一般的な比率に対する影響：

財務レバレッジ

- **[A] 債務・EBITDA 比率：**この文書の 89 ページと 94 ページにある航空会社と小売業者の例と同様の説明を参照。
- **[B] インタレスト・カバー：**インタレスト・カバー比率は、IFRS 第 16 号を適用した場合にはわずかだけ異なる。卸売業者が有しているリースは平均リース期間が約 8 年と短いからである。これにより、従来のオフバランスのリースに係る計算上の金利がリースに係る費用の合計に占める比率は、長期のリースを有している航空会社及び小売業者の場合よりも小さくなっている。

業績

- **[C] 使用資本利益率：**この文書の 89 ページと 94 ページにある航空会社と小売業者の例と同様の説明を参照。

例示 3 における情報は、いくつかの会社についての報告された情報を用いて作成している。これには誤差を含んでいる可能性のある見積り及び仮定が含まれており、ある程度の注意をもって使用すべきである。この情報は例示目的のみのために作成されたものであり、IFRS 第 16 号が具体的な会社及び業界に与える実際の影響は、ここに示したものと大きく異なる可能性がある。

付録 D—リースのポートフォリオに係る会社の純損 益に対する影響

ポートフォリオ効果

この付録は、IAS 第 17 号を適用してオペレーティング・リースに分類されたリースのポートフォリオについての費用パターンの変化を検討している。

セクション 6.2 「損益計算書に対する影響」で述べたように、会社のリース・ポートフォリオが均等に分布している⁸²場合には、IFRS 第 16 号の採用による会社の損益計算書に対する全体的な影響は、中立的であると予想される。これは、IFRS 第 16 号を適用した場合のリースに係る減価償却と金利の合計額が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る定額の費用に比べて違いがないと予想されるからである。しかし、このような均等に分布したポートフォリオがすべての会社に当てはまるわけではない。したがって、以下の各項では、実務において生じる可能性の高いいくつかのシナリオを検討する。

- ① 新規のリースのリース期間が更新されるリースと異なる
- ② リース・ポートフォリオの規模が変化する
- ③ 割引率が変化する

単純化のため、また、可能性の高い影響を例示するため、下記の設例のそれぞれにおいて、出発点は、均等に分布しているリース・ポートフォリオであり、1 つの要因だけが変動し、他の要因は同じままとする。設例では、会社が次のようにすることも仮定している。(a) IFRS 第 16 号を適用した場合に、リース資産の減価償却を定額法で認識する。(b) IAS 第 17 号を適用する場合に、オフバランスのリースに係る費用を定額で認識する。

① リース期間の変化

例えば、ある会社が 10 年のリースの均等に分布したポートフォリオ（リース期間中の現金支払が均等）を有していて、それに年 6%の割引率が適用されるとする。したがって、それらのリースに係る費用の合計（すなわち、減価償却と金利の合計額）は、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用と同額である。

ケース 1A

第 1 年度の期首において、会社はリース・ポートフォリオの 10%を同じ条件で更新するが、新規のリースは 5 年間しかない。

ポートフォリオの 10%を占めるリースは、IFRS 第 16 号を適用した場合の第 1 年度の費用が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも高くなるであろう。その差異は 10%と計算される。仮にそれらのリースが 10 年の期間で更新されていたならば、それらのリースに係る第 1 年度の費用は、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 18%高くなっていたであろう。

⁸² 均等に分布しているポートフォリオとは、どの期間をとっても開始及び終了するリースの件数が同じで、契約条件も同じであるポートフォリオである。

したがって、リース・ポートフォリオの当該部分に係る費用の合計は、現在では、会社が 10 年のリースを締結していたとした場合よりも 8%（18%－10%）低くなっている。全体のリース・ポートフォリオに対する影響は、IFRS 第 16 号を適用して認識される費用が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 0.8%低いということになる。新規のリースがポートフォリオの 10 分の 1 を占めているからである（すなわち、8%×ポートフォリオの 10%=0.8%）。

期限の満了したリースをより短期のリースに更新するという新しい方針が第 2 年度まで継続した場合には、この影響は増大する。IFRS 第 16 号を適用して認識される全体の費用は、IAS 第 17 号を適用した場

合のオフバランスのリースに係る費用よりも、第 2 年度においては 1.8%低いこととなる。

会社が新しい方針の適用を継続して、最終的に 10 年のリースのポートフォリオ全体を 5 年のリースに変化させた場合には、IFRS 第 16 号を適用して認識される費用の合計と IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用との最大の差異は、第 5 年度に 5.3 となる。この差異は、時とともに減少し、会社が 5 年のリースの均等に分布したポートフォリオを再び有することになる年度にはゼロとなる。

ケース 1B

会社が期間の短いリースを期間の長いリースに更新する場合には、逆の結論が当てはまることになる。その場合には、IFRS 第 16 号を適用して認識される費用の合計は、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも高くなる。

前記の例を逆にした場合（すなわち、会社が 5 年のリースを 10 年のリースに入れ替える場合）には、第 1 年度において、IFRS 第 16 号を適用して認識される費用の合計は 1.6%高くなる（8%の差異×0.2、0.2 は新規のリースで構成されるポートフォリオの比率を表している。5 年のリースの均等に分布したポートフォリオでは、それらのリースの 5 分の 1 が各年度において更新されることになる）。

ケース 1A	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度	第 6 年度	第 7 年度	第 8 年度	第 9 年度	第 10 年度
10 年のリースのポートフォリオの比率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	---
5 年のリースのポートフォリオの比率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号との間の費用の差異— オフバランスのリース	-0.8%	-1.8%	-2.8%	-4.0%	-5.3%	-4.3%	-3.2%	-2.1%	-1.1%	---

② リース・ポートフォリオの規模の変化

前記のケース 1 と同様に、ある会社が 10 年のリースの均等に分布しているポートフォリオを有していて、それに年 6%の利率が適用されると仮定する。

ケース 2A

会社は、リース・ポートフォリオの規模を第 1 年度に 10%増加させる。これは、第 1 年度において、会社が有するリースが 10%多くなることを意味するが、それについての合計の費用が IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 18%高くなっている。

したがって、全体の影響は、第 1 年度において、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 1.6%高くなる。

ポートフォリオを 10%増加させるという新しい方針が第 2 年度まで継続した場合には、この影響は増大する。IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計は IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも、第 2 年度においては 2.7%高いこととなる。

ケース 2B

会社がリース・ポートフォリオの規模を縮小する場合には、逆の結論が当てはまる。前記の例を用いて、仮に第 1 年度に期限満了となったリースが全く更新されなかったとした場合（すなわち、リース・ポートフォリオが 10%縮小されたとした場合）には、第 1 年度において、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 2.0%低くなる。

ケース 2A	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度	第 6 年度	第 7 年度	第 8 年度	第 9 年度	第 10 年度
10 年のリースのポートフォリオの増加（第 0 年度との比較）	+10%	+20%	+30%	+40%	+50%	+60%	+70%	+80%	+90%	+100%
IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号との間の費用の差異—オフバランスのリース	1.6%	2.7%	3.3%	3.6%	3.5%	3.2%	2.7%	2.0%	1.1%	---

③ 割引率の変化

前記のケース 1 と同じ例を用いて、会社が 10 年のリースの同じポートフォリオを有しているが、新規のリースに適用される割引率が変化すると仮定する。

ケース 3A

新規のリースに適用される率が年 6%から年 4%に低下すると仮定する。これにより、リースの 10%について、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計が IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 14%高くなる。仮に年 6%の率を用いて更新されていたならば、18%高くなっていただところであった。したがって、第 1 年度において IFRS 第 16 号を適用した場合の会社の費用の合計は、変更の第 1 年度において IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 0.4%低くなる（4%の差異×0.1）。

低い割引率が第 2 年度まで継続した場合には、この影響は増大し、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 0.8%低くなる。

ケース 3B

割引率が上昇する場合には、逆の結論が当てはまる。仮に割引率が年 4%から年 6%に上昇したとした場合には、IFRS 第 16 号を適用した場合の費用の合計が、IAS 第 17 号を適用した場合のオフバランスのリースに係る費用よりも 0.4%高くなる。

ケース 3A	第 1 年度	第 2 年度	第 3 年度	第 4 年度	第 5 年度	第 6 年度	第 7 年度	第 8 年度	第 9 年度	第 10 年度
割引率が 6%であるポートフォリオの比率	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%	---
割引率が 4%であるポートフォリオの比率	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%
IFRS 第 16 号と IAS 第 17 号との間の費用の差異— オフバランスのリース	-0.4%	-0.8%	-1.1%	-1.3%	-1.4%	-1.4%	-1.2%	-1.0%	-0.6%	---

用語集

この用語集の内容は、この文書で使用した用語の簡潔な定義である。

Term	Definition
CPI	消費者物価指数の略称。小売物価指数（RPI）と同様、CPIは物価上昇の指標である。典型的な消費者が購入した商品及びサービスのセット・バスケットの価格を一定期間にわたり定期的な間隔で収集し比較することによって計算される。
債務特約条項 (Debt covenants)	会社と債権者との間で、会社が所定の制約の中で営業すべきであるとする合意。借入の条件として合意される。「債務」という用語は、IFRSの要求事項とは独立に定義されている。
EBIT	金利及び税金前の利益。この用語はIFRSの要求事項とは独立に定義されている。
EBITDA	金利、税金、減価償却及び償却前の利益。この用語はIFRSの要求事項とは独立に定義されている。
EBITDAR	金利、税金、減価償却、償却及び賃借料（従来のオフバランスのリースについての）前の利益。この用語はIFRSの要求事項とは独立に定義されている。
インタレスト・カバー (Interest cover)	会社の金利支払と利益との比率の測定値。所与の期間について会社の営業利益を金利支払で除して計算される。この用語はIFRSの要求事項とは独立に定義されている。
借手 (Lessee)	資産を他の会社（貸手）からリースする会社
累積キャッチアップ移行方式 (Cumulative catch-up transition method)	会社がIFRS第16号を最初に適用する際に使用できるIFRS第16号のC5項(b)に記述されている方法
非GAAP測定値 (Non-GAAP measures)	一般に公正妥当と認められた会計原則に従って行われたものではない計算。これらの測定値の計算についての標準化された方法はない。
オフバランスのリース (Off balance sheet leases)	従来のリース会計の要求事項を適用した場合の、「オンバランスのリース」以外のすべてのリース。オペレーティング・リースとも呼ばれる。
オンバランスのリース (On balance sheet leases)	従来のリース会計の要求事項を適用した場合の、リース対象資産の所有に伴うリスクと経済価値のほとんどすべてを借手に移転するリース。IFRSではファイナンス・リース、US GAAPではキャピタル・リースとも呼ばれる。
営業利益 (Operating profit)	金利支払及び法人所得税を控除する前の会社の継続事業からの利益の測定値。EBIT（金利及び税金前の利益）とも呼ばれる。この用語はIFRSの要求事項とは独立に定義されている。
ROCE	使用資本利益率の略称。ROCEは、営業利益の使用資本に対する比率を百分率で表したものである。使用資本は、株主の資金に長期負債を加算したものに等しく、言い換えると、会社で使用しているすべての長期資金である。この比率は、会社で使用している資金調達すべての源泉（すなわち、資本に債務を加えたもの）に対するリターンを測定するものであり、総資産利益率（これは流動負債を含んでいる）と非常に類似している。投資利益率（ROI）あるいは投資資本利益率（ROIC）とも呼ばれる。
SMEs	中小規模の企業。この用語に単一の定義はない。

重要な情報

この影響分析は、IFRS 第 16 号「リース」（2016 年 1 月公表、別冊参照）に付属するものであり、国際会計基準審議会（IASB）が公表している。

注意書き：IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本出版物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。国際財務報告基準（国際会計基準及び SIC と IFRIC の解釈指針を含む）、公開草案及び他の IASB あるいは IFRS 財団の公表物は、IFRS 財団の著作物である。



IAS[®]

IFRIC[®]

SIC[®]

IASB[®]

International Financial Reporting Standards[®]

IFRS Foundation[®]

IFRS[®]

Contact the IFRS Foundation for details of countries where its Trade Marks are in use and/or have been registered.

International Accounting Standards Board[®] (IASB[®])

The IASB is the independent standard-setting body of the IFRS Foundation[®]

30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom

Telephone: +44 (0)20 7246 6410 | Fax: +44 (0)20 7246 6411

Email: info@ifrs.org | Web: www.ifrs.org

Publications Department

Telephone: +44 (0)20 7332 2730 | Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org

Copyright © 2016 IFRS Foundation[®]

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. No part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The Japanese translation of the Effects Analysis IFRS 16 Leases contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASS’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation

Further details of the Trade Marks, including details of countries in use and/or are registered or applied for, are available from the IFRS Foundation on request.



The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office as above.



IAS[®]

International Financial Reporting Standards[®]

IFRIC[®]

IFRS Foundation[®]

SIC[®]

IFRS[®]

IASB[®]

IFRS 財団の商標が使用されているかあるいは登録されている国々の詳細については **IFRS 財団** にお問い合わせください。

International Accounting Standards Board (IASB)

IASB は IFRS 財団の独立した基準設定機関である。

30 Cannon Street | London EC4M 6XH | United Kingdom

Telephone: +44 (0)20 7332 6410 Fax: +44 (0)20 7332 6411

Email: info@ifrs.org | Web: www.ifrs.org

Publications Department

Telephone: +44 (0)20 7332 2730 | Fax: +44 (0)20 7332 2749

Email: publications@ifrs.org

コピーライト © 2016 IFRS 財団[®]

不許複製・禁無断転載。本出版物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法（現在知られているものも今後発明されるものも）であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS 財団による書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は使用してはならない。

本公表物に含まれている IFRS 第 16 号「リース」影響分析の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。

IFRS 財団のロゴ/IASB のロゴ/IFRS for SMEs のロゴ/Hexagon Device[®], 'IFRS Foundation', 'IFRS Taxonomy', 'eIFRS', 'IASB', 'IFRS for SMEs', 'IAS', 'IASs', 'IFRIC', 'IFRS', 'IFRSs', 'SIC', 'International Accounting Standards' 及び 'International Financial Reporting Standards' は、IFRS 財団の登録商標である。

登録商標の詳細（商標が登録又は適用されている国の詳細を含む）については、請求に応じてライセンス供与者から入手可能である。

IFRS 財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて、イングランド及びウェールズで外国会社（会社番号：FC023235）として活動している。